

司法書士業務関連資料

目 次

	頁
登録免許税額表	2
租税特別措置法による登録免許税軽減規定一覧	11
住宅用家屋証明事務取扱要領	12
新築建物等価格認定基準表	13
固定資産評価額のない区分所有建物の 課税標準価格の計算例	27
不動産登記の登録免許税課税標準価格の認定基準	28
相続税・贈与税の算定方法	29
葬儀後の諸手続きチェックリスト	34
印紙税額一覧	36
利息制限法	41
訴額の算定	42
貼用印紙額一覧表	44
民事訴訟等の各種申立等貼用印紙額一覧	48
家事事件の種類等一覧表	56
民事（家事）事件記録符号	60
成年後見の申立て等の手続きについて	61
公証人の手数料	63
法務局・支局・出張所一覧	68
オンライン申請運用開始日チェック表	92
裁判所一覧	96
関東ブロック裁判所・検察庁管轄区域一覧	101
公証役場一覧	111
都庁・23区都税事務所一覧	117
関係諸団体一覧	118
全国司法書士会一覧	119
メートル法換算一覧	120
度量衡換算表	121
日歩・年利換算表	122
年利・日歩換算表	122
年齢・邦暦・西暦・干支早見表	123
最新情報の入手方法	124

おぼえがき

登録免許税額表

(平18.9.1現在)

1. 別段の定めのある場合を除き、登録免許税額に相当する現金を納付し、その領収書をその登記申請書に貼り付けて登記官署等に提出する。ただし、登録免許税額が3万円以下である場合その他政令で定める場合には、その登録免許税額に相当する収入印紙を登記申請書に貼付して納付することができる。(登録免許税法第21条～第22条参照)
2. 課税標準の端数計算金額が1,000円未満のときは1,000円とする。(登録免許税法第15条参照)
3. 定率課税の最低税額1,000円に満たないときは1,000円とする。(登録免許税法第19条参照)
4. 非課税、登録免許税法第4条～第7条参照

(1) 不動産登記(不動産の信託の登記を含む。(注)この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。)

土地に関する次の登記(平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に受けるもの)に係る登録免許税について、その税率を本則の2分の1に軽減する特例(租税特別措置法第72条)が適用されます。

(1)売買による所有権の移転登記 (2)所有権の信託の登記

種 類		課税標準	税 率	
			本 則	特 例
(一)所有権の保存の登記		不動産の価額	$\frac{4}{1000}$	
(二)所有権の移転の登記	(イ)相続又は法人の合併による移転の登記	〃	$\frac{4}{1000}$	
	(ロ)共有物の分割による移転登記	〃	$\frac{4}{1000}$	
	(ハ)その他の原因による移転登記	〃	$\frac{20}{1000}$	$\frac{10}{1000}$ (土地の売買)
	(ニ)設定又は転貸の登記	〃	$\frac{10}{1000}$	
	(ホ)相続又は法人の合併による移転の登記	〃	$\frac{2}{1000}$	

(三) 地上権、 移転は採 転は採、 の転賃 賃借権 登記又 の権小 は設又作	(イ)共有に係る権利の 分割による移転の 登記	不動産の 価額	$\frac{2}{1000}$	
	(ロ)その他の原因によ る移転の登記	"	$\frac{10}{1000}$	
(四)地役権の設定の登記		承役地の 不動産の 個数	1個に つき 1,500円	
(五)先取特権の保存、質権若しくは抵 当権の設定、強制競売、担保不動産 競売(その例による競売を含む。 以下単に「競売」という。)、強制 管理若しくは担保不動産収益執行 に係る差押え、仮差押え、仮処分 又は抵当付債権の差押えその他権 利の処分の制限の登記		債権金 額・極度 金額又は 不動産工 事費用の 予算金額	$\frac{4}{1000}$	
(六) 先 取 特 権 の 又 特 移 は 権 転 抵 当 質	(イ)相続又は法人の合併 による移転の登記	債権金額 又は極度 金額	$\frac{1}{1000}$	
	(ロ)その他の原因による 移転の登記	"	$\frac{2}{1000}$	
(七)根抵当権の一部譲渡又は法人の分 割による移転登記		一部譲渡 又は分割 後の共有 者の数で 極度金額 を除して 計算した 金額	$\frac{2}{1000}$	
(八)抵当権の順位の変更の登記		抵当権の 件数	1件に つき 1,000円	
(九)賃借権の先順位抵当権に優先する 同意の登記		賃借権及 び抵当権 の件数	1件に つき 1,000円	
(十) 信託の 登記	(イ)所有権の信託の登記	不動産の 価額	$\frac{4}{1000}$	$\frac{2}{1000}$ (土地)
	(ロ)所有権以外の権利の信託の 登記	"	$\frac{2}{1000}$	

(十一) 相続 の財産の 登記	(イ)所有権の分離の登記	不動産の 価額	$\frac{4}{1000}$	
	(ロ)所有権以外の権利の分離 の登記	"	$\frac{2}{1000}$	
(十二) 仮 登記	(イ)所有権の保存の仮登記又は 保存の請求権の保全のため の仮登記	"	$\frac{2}{1000}$	
	(ロ)所有権の移転の仮登記又は 移転の請求権の保全のため の仮登記			
	(1)相続又は法人の合併に よる移転の仮登記又は 移転の請求権の保全の ための仮登記	不動産の 価額	$\frac{2}{1000}$	
	(2)共有物の分割による移 転の仮登記又は移転の 請求権の保全のため の仮登記	"	$\frac{2}{1000}$	
	(3)その他の原因による移 転の仮登記又は移転の 請求権の保全のため の仮登記	"	$\frac{10}{1000}$	
	(イ)地上権、永小作権、賃借権 若しくは採石権の設定、転 貸若しくは移転の仮登記又 は設定、転貸若しくは移転 の請求権の保全のため の仮登記			
	(1)設定若しくは転貸の仮 登記又は設定若しくは 転貸の請求権の保全の ための仮登記	不動産の 価額	$\frac{5}{1000}$	
	(2)相続又は法人の合併に よる移転の仮登記又は 移転の請求権の保全の ための仮登記	"	$\frac{1}{1000}$	
	(3)共有に係る権利の分割 による移転の仮登記又 は移転の請求権の保全 のための仮登記	"	$\frac{1}{1000}$	
	(4)その他の原因による移 転の仮登記又は移転の 請求権の保全のため の仮登記	"	$\frac{5}{1000}$	

(十二) 仮登記	(一)信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記			
	(1)所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	$\frac{2}{1000}$	
	(2)所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	"	$\frac{1}{1000}$	
	(ホ)相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記			
	(1)所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	$\frac{2}{1000}$	
	(2)所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	"	$\frac{1}{1000}$	
	(ヘ)その他の仮登記	不動産の個数	1個につき 1,000円	
(十三) 所有権の登記 の表で 次示の に掲げる	(イ)土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記	分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数	1個につき 1,000円	
	(ロ)土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記	合筆又は合併後の不動産の個数	1個につき 1,000円	
(十四)付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち(一)から(十三)までに掲げるもの及び土地又は建物の表示に関するものを除く。）		不動産の個数	1個につき 1,000円	
(十五)登記の抹消（土地又は建物の表題部の登記の抹消を除く。）		不動産の個数 (注1)	1個につき 1,000円	

(注1) 同一の申請書により20個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数1件につき2万円

(2) 会社又は外国会社の商業登記 (保険業の規定によってする相互会社及び外国相互会社の登記並びに中間法人法 (平成13年法律第49号) の規定によってする中間法人の登記を含む。)

種 類	課税標準	税 率	備考
(一) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店の所在地においてする登記 (四を除く)	(イ) 株式会社の設立の登記 ((ホ) 及び (ト) に掲げる登記を除く。)	資本金の額 $\frac{7}{1000}$	(1)
	(ロ) 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立の登記	申請件数 1 件につき 6 万円	
	(イ) 合同会社又は有限責任中間法人の設立の登記 ((ホ) 及び (ト) に掲げる登記を除く。)	資本金の額又は基金 (代替基金を含む。以下この号において同じ。) の総額 $\frac{7}{1000}$	(2)
	(ニ) 株式会社若しくは合同会社の資本金又は有限責任中間法人の基金の増加の登記 ((ハ) 及び (ケ) に掲げる登記を除く。)	増加した資本金の額又は基金の総額 $\frac{7}{1000}$	(3)
	(ホ) 新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社若しくは合同会社又は有限責任中間法人の設立の登記	資本金の額又は基金の総額 $\frac{1.5}{1000}$	(4)
	(ハ) 吸収合併による株式会社若しくは合同会社の資本金又は有限責任中間法人の基金の増加の登記	増加した資本金の額又は基金の総額 $\frac{1.5}{1000}$	(5)
	(ト) 新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記	資本金の額 $\frac{1.5}{1000}$	(6)
	(ケ) 吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の金額 $\frac{1.5}{1000}$	(7)
	(ロ) 相互会社の設立 (新設合併又は組織変更による設立を含む。) の登記	申請件数 1 件につき 30 万円	

(一)会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店の所在地においてする登記(四を除く)

(x)新株予約権に関する事項の変更の登記	申請件数	1件につき 9万円	
(y)支店の設置の登記	支店の数	1箇所につき 6万円	
(z)本店又は支店の移転の登記	本店又は支店の数	1箇所につき 3万円	
(w)取締役会、監査役会又は委員会に関する事項の変更の登記	申請件数	1件につき 3万円	
(u)取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、委員会の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事若しくは監事に関する事項の変更(会社又は相互会社若しくは中間法人の代表に関する事項の変更を含む。)の登記	"	"	(8)
(v)支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	"	"	
(f)取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは委員会の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事若しくは監事の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記	"	"	
(i)商号の仮登記	"	"	
(c)会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記	"	"	

(四) 会社 おのる本店又は相互会社 い営店又は相互会社 て業記又は相互会社 する所(外支店) 清算の所(外国支店) に地社若しくは 係又は若しくは はは地 登は地 記そ外 をの国 含代中 む表間 者互 の法 社人 に 住に 所清 地算 にき そ 係の	(イ)清算人又は代表清算人の登記	申請件数	1件につき 9,000円	
	(ロ)清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	〃	1件につき 6,000円	
	(ハ)清算の終了の登記	〃	1件につき 2,000円	
	(ニ)登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記(これらの登記のうち(ロ)に掲げるものを除く。)、登記の更正の登記又は登記の抹消	〃	1件につき 6,000円	

備考

- (1)これによって計算した税額が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円
- (2)これによって計算した税額が6万円に満たないときは、申請件数1件につき6万円
- (3)これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円
- (4)新設合併により消滅した会社若しくは中間法人又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額又は基金の総額として財務省令で定めるものを超える資本金の額又は基金の総額に対応する部分については、 $\frac{7}{1000}$
(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
- (5)吸収合併により消滅した会社又は中間法人の当該合併の直前における資本金の額又は基金の総額として財務省令で定めるものを超える資本金の額又は基金の総額に対応する部分については、 $\frac{7}{1000}$
(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
- (6)新設分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定め

るものを超える資本金の額に対応する部分については、 $\frac{7}{1000}$

(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)

(7)吸収分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定め

るものを超える資本金の額に対応する部分については、 $\frac{7}{1000}$

(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)

(8)資本金の額又は基金の総額が1億円以下の会社又は中間法人については、1万円

(9)申請に係る登記が(一)かに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額又は基金の総額が1億円以下の会社又は中間法人の申請に係るものである場合には6,000円

租税特別措置法による登録免許税軽減規定一覧

(平18. 8. 1 現在)

適用建物	条 件		適用期間	根拠法令	税率
住宅用家屋 (所有権保存)	個人が新築又は築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、居住の用に供したこと。	新築又は取得後1年以内に登記を受けるもの	自S.59.4. 1 至H.19.3.31	法72の2	$\frac{1.5}{1000}$
	住宅専用面積50㎡以上のもの。区分建物は、耐火又は準耐火建築物であること。			令41	
住宅用家屋 (所有権移転)	個人が住宅用家屋を取得(売買・競落による)し、居住の用に供したこと。	取得後1年以内に登記を受けるもの	自S.59.4. 1 至H.19.3.31	法73	$\frac{3}{1000}$
	住宅専用面積50㎡以上のもの。区分建物は、耐火又は準耐火建築物であること。但し木造及び軽量鉄骨造家屋は建築後20年以内のもの。鉄筋造等家屋は建築後25年以内のもの。			令42の1	
住宅用家屋 (抵当権設定)	個人が新築又は増築の為、若しくは居住の用に供する新築又は既存家屋の取得の為の住宅資金貸付担保	新築又は取得後1年以内に登記を受けるもの	自S.59.4. 1 至H.19.3.31	法74	$\frac{1}{1000}$
	住宅専用面積50㎡以上のもの。区分建物は、耐火又は準耐火建築物であること。但し木造及び軽量鉄骨造家屋は建築後20年以内のもの。鉄筋造等家屋は建築後25年以内のもの。			令42の2	

(注1) 本表は、平成18年8月1日現在の法令による。

(注2) 本表には軽減規定のうち、一般的と思われるものを登載した。

(注3) 本表中の略称は次のとおり。

法……租税特別措置法(昭32年法律第26号)

令……租税特別措置法施行令(昭32年政令第43号)

S……昭和

H……平成

(注4) 以上は専用住宅についてのみであるが、土地・建物について下記による(根) 抵当権設定登記の税率の軽減規定がある。

○商工組合中央金庫(登録免許税法第9条の規定にかかわらず) - 法78の3 - $\frac{1}{1000}$

○信用保証協会

住宅用家屋証明事務取扱要領

(平18.8.1現在)

1. 個人が新築した家屋について証明を受けようとする場合

〈 〉 内は確認事項

 - (A) 建築確認通知書又は検査済証、表示登記済証等〈所在地、建築年月日、用途、床面積等〉
 - (B) 住民票の写し〈住宅の用に供すること〉
但し、転入届が済んでない場合は次の書類を提出
 - a) 現在の住民票の写し b) 申立書 c) 申立書に係わる書類
 - (C) なお、建築確認から新築・表示登記までの間に建築主が変更になったときは、この外に上申書、承諾書、売買契約書等建築主変更の理由が分る書類
2. 建築後使用されたことのない家屋（建売住宅、分譲マンション）について証明を受けようとする場合
 - (A) 建築確認通知書又は検査済証、表示登記済証または登記簿謄本等〈所在地、用途床面積等〉
 - (B) 売買契約書または売渡証書、所有権譲渡証明書〈取得年月日〉
 - (C) 家屋未使用証明書〔提出〕〈建築後使用されたことのないこと〉
 - (D) 住民票の写し〈住宅の用に供すること〉
但し、転入届が済んでない場合は次の書類を提出
 - a) 現在の住民票の写し b) 申立書 c) 申立書に係わる書類
3. 建築後使用されたことのある家屋（中古住宅、マンション）について証明を受けようとする場合
 - (A) 登記簿謄本等〈所在地、建築年月日、用途、床面積等〉
 - (B) 売買契約書または売渡証書、所有権譲渡証明書等〈取得年月日〉
 - (C) 住民票の写し〈住宅の用に供すること〉
但し、転入届が済んでない場合は次の書類を提出
 - a) 現在の住民票の写し b) 申立書 c) 申立書に係わる書類

申立書に係わる書類

	現住家屋の処分方法	必 要 (添 付) 書 類	
ア	売 却	売買契約（予約）書、媒介契約書等、売却を証する書類	現在住んでいる所の 住民票の写し
イ	賃 貸	賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等、賃貸借を証する書類	
ウ	借家、借間、社宅等、現住家屋が自己所有ではない場合	賃貸借契約書、使用許可書、家主の証明書等、申請者の所有する家屋ではないことを証する書類	
エ	親族が住む場合	当該親族の申立書等申請者が居住用として使用しないことを証する書類	

※ 具体的な手続については、市区町村役場にお問い合わせ下さい。

新築建物等価格認定基準表

(平18. 8. 1現在)

※各地方方法務局管内の経年補正率については各地方方法務局にお問い合わせ下さい。

■東京法務局管内

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種類	構造	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリートブロック造	その他
居宅 (共同住宅を含む)		77	108	104	81	67	65	59
事務所・店舗		70	151	110	81	55	65	52
工場・作業所・倉庫		42	86	82	50	39	45	33
病院・診療所		80	157	130	92	55	60	53
特殊建物	I	88	206	139	107	64	61	56
	II	65	152	108	81	50	56	49
雑種建物		28	64	57	48	35	41	30

(注1) 構造の欄中「その他」とは、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れん瓦造、その他他の分類に該当しない建物をいう。

(注2) 種類の欄中「特殊建物I」とは、旅館(ホテル)、料理店、劇場、公衆浴場、銀行(信用金庫、保険会社を含む。)、百貨店等の建物をいい、「特殊建物II」とは、校舎、講堂、遊技場、集会所、映画館等の建物をいう。

(注3) 種類の欄中「雑種建物」とは、物置、停車場、駐車場、車庫、守衛所、家禽飼養場、競技場(観覧席であって屋根のある部分)、野球場(同)、競輪場(同)、便所、火葬場等の建物をいう。

(2) 減額限度表

種類	構造	木造・軽量鉄骨造		鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造		鉄骨造・鉄筋コンクリートブロック造・その他の非木造
		雑種建物以外	雑種建物	雑種建物以外	雑種建物	
経過年数						
3年以上		30%	30%	30%	5%	5%
5年以上		40%	40%	35%	15%	15%
10年以上		50%	60%	40%	25%	25%
15年以上		65%	80%	45%	40%	40%
25年以上		80%		55%	60%	60%
40年以上				70%	80%	80%
60年以上				80%		

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種類	構造	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリートブロック造	その他
居宅 (共同住宅を含む)		74	108	97	82	66	64	57
事務所・店舗		67	140	111	82	57	64	49
工場・作業所・倉庫		39	81	78	50	36	44	34
病院・診療所		75	141	123	82	60	58	54
特殊建物	I	83	180	139	104	67	57	57
	II	64	125	102	80	49	54	48
雑種建物		28	64	56	45	34	39	29

(注1) 構造の欄中「その他」とは、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他 他の分類に該当しない建物をいう。

(注2) 種類の欄中「特殊建物I」とは、旅館(ホテル)、料理店、待合、貸席、公衆浴場、銀行(信用金庫、保険会社等を含む)、百貨店等の建物をいう。「特殊建物II」とは、校舎、講堂、本堂、娯楽場、映画館等の建物をいう。

(注3) 種類の欄中「雑種建物」とは、物置、集会所、停車場、駐車場、車庫、守衛所、家畜飼養場、競技場(観覧席であって屋根のある部分)、野球場(同)、競馬場(同)、便所、火葬場等の建物をいう。

(2) 建物経過年数修正率表

経過年数	木造・軽量鉄骨造		鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造		鉄骨造・鉄筋コンクリートブロック造・その他の非木造
	雑種建物以外	雑種建物	雑種建物以外	雑種建物	
3年以上	0.70	0.70	0.70	0.90	0.70
5年以上	0.60	0.60	0.65	0.80	0.65
10年以上	0.50	0.40	0.60	0.70	0.60
15年以上	0.40	0.30	0.55	0.60	0.50
20年以上	0.30	0.20	0.50	0.50	0.45
25年以上	0.20		0.45	0.40	0.40
40年以上			0.30	0.20	0.20
60年以上			0.20		

(注) 本表中「雑種建物」とは、(1)(注3)の雑種建物をいう。

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種類	構造	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋コン クリート 造	鉄骨造	軽量鉄骨 造	コンクリ ートプロ ック造
居宅		64	108	100	82	62	62
共同住宅 寄宿舎		60					
事務所・店舗		50	130	110	74	56	62
工場・作業所・倉庫		29	78	76	45	36	46
病院・診療所・養護所		62	130	110	82	62	62
特殊建物	I	70	136	123	85	65	66
	II	49	103	95	74	56	57
雑種建物		26	67	64	40	32	36

(注1) 種類欄中「事務所・店舗」には給油所、社務所を、「工場・作業所・倉庫」には冷凍庫を、それぞれ含む。

(注2) 種類の欄中「特殊建物Ⅰ」とは、旅館(ホテル)、料理店、銀行(信用金庫、農協、保険会社等を含む)、百貨店、ゴルフ場のクラブハウス等の建物をいう。

(注3) 種類欄中「特殊建物Ⅱ」とは、校舎、講堂、研究所、集会所、公会堂、映画館、遊技場、公衆浴場、教習所、庫裏、斎場、託児所、保育所、デイサービスセンター、老人ホーム等の建物をいう。

(注4) 種類の欄中「雑種建物」とは、車庫、停車場、駐車場、競技場(観覧席で屋根のある部分)、野球場(同)、火葬場、守衛所、温室、物置、電気室、ポンプ室、機械室、浴室、鶏舎、酪農舎等の建物をいう。

(2) 建物経年補正率基準表

構造 種類 経過 年数	木 造 軽量鉄骨造		非 木 造	
	雑種建物 以 外	雑種建物	雑種建物 以 外	雑種建物
1	0.80	0.80	0.80	0.98
2	0.75	0.75	0.75	0.96
3	0.70	0.70	0.70	0.95
4	0.67	0.66	0.68	0.93
5	0.64	0.62	0.67	0.92
6	0.61	0.58	0.66	0.90
7	0.58	0.53	0.65	0.88
8	0.55	0.49	0.64	0.87
9	0.52	0.45	0.62	0.85
10	0.49	0.41	0.61	0.84
11	0.46	0.37	0.60	0.82
12	0.44	0.33	0.59	0.80
13	0.41	0.28	0.58	0.79
14	0.38	0.24	0.56	0.77
15	0.35	15年以上0.20	0.55	0.76
16	0.32		0.54	0.74
17	0.29		0.53	0.72
18	0.26		0.52	0.71
19	0.23		0.50	0.69
20	20年以上0.20		0.49	0.68
21			0.48	0.66
22			0.47	0.64
23			0.46	0.63
24			0.45	0.61
25			0.43	0.60
26			0.42	0.58
27			0.41	0.56
28			0.40	0.55
29			0.39	0.53
30			0.37	0.52
31			0.36	0.50
32			0.35	0.48
33			0.34	0.47
34			0.33	0.45
35			0.31	0.44
36			0.30	0.42
37			0.29	0.40
38			0.28	0.39
39			0.27	0.37
40			0.25	0.36
41			0.24	0.34
42			0.23	0.32
43			0.22	0.31
44			0.21	0.29
45			45年以上0.20	0.28
46				0.26
47				0.24
48				0.23
49				0.21
50				50年以上0.20

■千葉地方方法務局管内

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

構造 種類		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	鉄筋コン クリート 造	鉄骨造	軽量鉄 骨造	鉄筋コン クリート ブロック 造	その他
居宅 (共同住宅を含む)		65	108	91	78	67	63	53
事務所・店舗		54	140	111	80	48	63	52
工場・作業所・倉庫		29	81	67	56	34	48	46
病院・診療所		67	143	112	82	49	62	48
特殊建物	I	80	150	141	100	67	63	60
	II	59	108	93	73	56	57	48
雑種建物		26	65	64	40	32	42	28

(注) 1 構造欄中「その他」とは、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造等他の分類に該当しない建物をいう。

2 種類欄中「特殊建物I」とは、旅館(ホテル)、料理店、待合、貸席、貸座席、茶室、公衆浴場、銀行(信用金庫、保険会社等を含む。)、百貨店、ゴルフ場のクラブハウス等の建物をいい、「特殊建物II」とは、校舎、講堂、研究所、本堂、娯楽場、映画館、集会場等の建物をいう。

3 種類欄中「雑種建物」とは、物置、停車場、駐車場、車庫、守衛所、家畜飼育所、競技場(観覧席で屋根のある部分)、野球場(同)、競輪場(同)、便所、火葬場等の建物をいう。

(2) 建物経過年数修正率表

経過 年数	木造 軽量鉄骨造		鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		鉄骨 鉄筋コンクリート ブロック 造 その他の非木造
	雑種建物 以外	雑種建物	雑種建物 以外	雑種建物	
3年以上	0.70	0.70	0.70	0.90	0.70
5年以上	0.60	0.55	0.65	0.85	0.65
10年以上	0.45	0.30	0.60	0.80	0.60
15年以上	0.30	0.20	0.55	0.70	0.50
20年以上	0.20		0.50	0.60	0.45
25年以上			0.45	0.40	0.30
40年以上			0.30	0.25	0.20
60年以上			0.20		

(注) 本表中「雑種建物」とは、(1)(注)3の雑種建物をいう。

■水戸地方法務局管内

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種類	構造	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリートブロック造	その他
専用住宅		67	109	96	71	63	62	72
共同住宅		52	104	93	71	62	67	71
事務所・店舗		49	108	96	71	49	53	66
工場・作業所・倉庫		27	79	63	42	29	33	45
病院・診療所		54	123	110	79	59	62	71
特殊建物	I	66	111	101	79	67	69	76
	II	59	92	83	61	53	52	66
雑種建物		27	65	54	33	26	29	38

(注1) 構造の欄中「その他」とは、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造等他の分類に該当しない建物をいう。

(注2) 種類の欄中「共同住宅」には、アパート、寄宿舎等の建物を含む。

(注3) 種類の欄中「事務所・店舗」には、研究所、レストラン、給油所、農業協同組合、郵便局等の建物を含む。

(注4) 種類の欄中「工場・作業所・倉庫」には、工作所、製作所等の建物を含む。

(注5) 種類の欄中「病院・診療所」には、施術所、療養所、療術院等の建物を含む。

(注6) 種類の欄中「特殊建物I」とは、旅館(ホテル)、料理店、料亭、公衆浴場、特殊浴場、銀行(信用金庫、保険会社等を含む。)、百貨店、クラブハウス、劇場、結婚式場、保養所、公会堂、会館、博物館、美術館、冷凍倉庫、茶室等の建物をいう。

(注7) 種類の欄中「特殊建物II」とは、校舎、講堂、体育館、園舎、託児所、養護所、教習所、映画館、遊技場、集会場、温室、工房、アトリエ、駐車場等の建物をいう。

(注8) 種類の欄中「雑種建物」とは、物置、車庫、守衛所、便所、競技場(観覧席にあって屋根のある部分)、野球場(同)、競輪場(同)、市場、練習場、自転車置場、洗車場、停車場、パーキングタワー、酪農舎、畜舎、鶏舎、家畜飼育所、休憩所、発電所、変電所、機械室、サイロ、火葬場等の建物をいう。

(2) 建物経年補正率基準表

種 類 新築後の 経過年数	木 造	非木造（軽量鉄骨造を除く）		軽量鉄骨造
		専用住宅 共同住宅	そ の 他	
1	0.80	0.80	0.98	0.80
2	0.75	0.75	0.97	0.75
3	0.70	0.70	0.96	0.70
4	0.67	0.69	0.95	0.67
5	0.64	0.68	0.93	0.64
6	0.61	0.67	0.92	0.61
7	0.58	0.66	0.91	0.58
8	0.55	0.65	0.90	0.55
9	0.52	0.64	0.88	0.52
10	0.49	0.63	0.87	0.49
11	0.46	0.62	0.86	0.46
12	0.44	0.62	0.85	0.43
13	0.41	0.61	0.84	0.40
14	0.38	0.60	0.82	0.37
15	0.35	0.59	0.81	0.34
16	0.32	0.58	0.80	0.31
17	0.29	0.57	0.79	0.28
18	0.26	0.56	0.77	0.25
19	0.23	0.55	0.76	0.22
20	20年以上0.20	0.55	0.75	20年以上0.20
21		0.54	0.74	
22		0.53	0.72	
23		0.52	0.71	
24		0.51	0.70	
25		0.50	0.69	
26		0.49	0.68	
27		0.48	0.66	
28		0.48	0.65	
29		0.47	0.64	
30		30年以上0.46	30年以上0.63	

■宇都宮地方法務局管内

(1) 新築建物価額認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種類 \ 構造	木造	軽鉄骨造	鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリートブロック造	備考
居宅	66	60	74	112	101	66	
共同住宅	55						
事務所・銀行 店	52	44	68	124	112	58	校舎・講堂・集会所・研究所・教習所・幼稚園・託児所・体育館・郵便局舎・給油所等も該当
病院・診療所	56	45	73	113	115	57	養護所等も該当
工場・倉庫	25	26	41	70	67	41	作業場等も該当
特殊建物	69	60	87	127	127	75	旅館(ホテル)・百貨店・料理店・劇場・結婚式場・公衆浴場・保養所・遊技場・映画館等も該当
雑種建物	26	23	38	67	64	33	停車場・守衛所・便所・浴室・駐車場・車庫・市場・物置・自転車置き場・機械室・洗車場等も該当

(注1) 軽量鉄骨造(アルミ造を含む)、鉄骨造(鉄骨石造、鉄骨煉瓦造を含む)、コンクリートブロック造(煉瓦造、石造を含む)

(注2) 一棟の建物が、「店舗兼居宅」のように種類が二種類以上のもの及び「木・鉄骨造」のように構造が二種類以上のものの価額は、種類、構造別の面積にそれぞれの欄に定める価額をもって算出したものの合算価額による。

(2) 建物経年補正表

経過年数 \ 構造補正率	木造軽量鉄骨造	その他
3年以上 9年未満	0.6	0.90
9年以上 12年未満	0.5	0.85
12年以上 15年未満	0.4	0.80
15年以上 18年未満	0.3	0.75
18年以上	0.2	0.70

■前橋地方方法務局管内

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種類 \ 構造	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	コンクリートブロック造
居宅	60	107	94	78	65	67
共同住宅	52					
店舗・事務所	49	144	123	80	50	62
工場・倉庫	25	87	84	49	26	44
病院・診療所	58	137	115	95	51	61
特殊建物	65	144	125	97	53	67
雑種建物	25	75	75	42	23	38

適用区分一覧表

種類	適用区分
居宅	居宅のみの用途に供する建物
共同住宅	アパート、マンション、寄宿舎等集団で住宅として利用している一棟の建物
店舗・事務所	銀行、信用金庫、保険会社、百貨店、校舎、講堂、研究所、公会堂、集会所、教習所等を含む
工場・倉庫	市場、製作所、工作所、発電所、変電所、パーキングタワー等を含む
病院・診療所	医院、養護所を含む
特殊建物	旅館、ホテル、保養所、料理店、料亭、レストラン、映画館、娯楽場、公衆浴場、茶室等
雑種建物	車庫、物置、便所、作業所、守衛所、温室、蚕室、家畜飼育舎、畜舎、洗車場、駐車場、自転車置場、機械室、競技場（観覧席で屋根のある部分）、野球場（同）、競馬場（同）、火葬場等を含む

(2) 建物経年補正率基準表

経過年数 \ 構造	木造・軽量鉄骨造	その他
3年以上	0.70	0.89
5年以上	0.63	0.85
10年以上	0.47	0.77
15年以上	0.31	0.70
20年以上	0.22	0.62
25年以上	0.20	0.54

■静岡地方法務局管内

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種 類	構 造						
		木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	鉄筋コン クリート 造	鉄骨造	軽量鉄 骨 造	鉄筋コン クリート ブ ロック 造
居 宅		63					
共同住宅 アパート・簡易旅館 寄宿舎		54	107	84	76	63	63
事 務 所		44					
店 舗		51	129	108	74	43	58
工場・作業所・倉庫		24	84	67	44	25	40
病院・診療所・養護所		57	122	92	76	62	62
特 建 殊 物	I	57	143	119	81	48	65
	II	43	109	92	64	36	49
雑 種 建 物		22	76	61	39	23	36

(注1) (1) 「特殊建物Ⅰ」とは、旅館(ホテル)、保養所、料理店、銀行(信用金庫、農協、保険会社等を含む)、百貨店等の建物をいう。

(2) 「特殊建物Ⅱ」とは、校舎、講堂、研究所、集会所、公会堂、映画館、劇場、遊技場、公衆浴場、体育館、教習所、幼稚園、託児所、冷蔵倉庫、機械室、発電所、変電所等の建物をいう。

(注2) 「雑種建物」とは、車庫、停車場、競技場(観覧席で屋根のある部分)、野球場(同)、競馬場(同)、駐車場、火葬場、守衛所、温室、物置、便所、鶏舎、酪農舎、茶室、給油所等の建物をいう。

(2) 建物経年補正率

構 造 経過年数	木造・軽量鉄骨造	そ の 他
3年以上	0.70	0.88
5年以上	0.65	0.80
10年以上	0.54	0.75
15年以上	0.43	0.70
20年以上	0.31	0.65
25年以上	0.20	0.60
30年以上	0.10	0.55
31年以上		以下0.15に至るまで5 年毎に0.05を減する

(1) 新築建物価格認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種 類 \ 構 造	木 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリートブロック造	その他
住 家 (共同住宅を含む)	54	102	93	73	64	67	55
事 務 所 及 び 店 舗	46	97	90	70	61	66	52
工場・作業所及び倉庫	32	78	72	48	46	52	34
病院及び診療所	53	105	99	78	69	76	64
特 殊 建 物 (1)	63	112	106	86	78	83	76
特 殊 建 物 (2)	46	102	93	70	64	67	52
雑 種 建 物	24	65	59	43	42	42	29

(注1) 構造の欄中「その他」とは、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、そのほか他の分類に該当しない建物をいう。

(注2) 種類の欄中「特殊建物(1)」とは、旅館(ホテル)、料理店、待合、貸席、貸座敷、銀行(信用金庫、保険会社を含む。)、百貨店等の建物をいい、「特殊建物(2)」とは、校舎、講堂、本堂、娯楽場、映画館、公衆浴場等の建物をいう。

(注3) 種類の欄中「雑種建物」とは、物置、集会所、停車場、車庫、駐車場、守衛所、家畜飼養場、競技場(観覧席であって屋根のある部分)、野球場・競輪場(いずれも屋根のある部分)、便所、火葬場等他の種類に属しない建物をいう。

(2) 建物経年補正率基準表

本表については、次の項目が定められていますが、資料が膨大であるため項目名だけにとどめた。

木 造 分

- 1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎、劇場、病院、校舎、講堂、本堂、工場、倉庫、作業所、娯楽場、映画館
- 2 事務所、銀行、店舗、旅館(ホテル)、料理店、待合、貸席、貸座敷、百貨店
- 3 公衆浴場、物置、集会所、車庫、駐車場、停車場、守衛所、その他の雑種建物

非 木 造 分

- 1 事務所、銀行、料理店、待合、貸席、貸座敷
- 2 専用住宅、共同住宅、寄宿舎、校舎、講堂、本堂
- 3 店舗、病院
- 4 百貨店、ホテル、旅館、劇場、娯楽場、映画館
- 5 公衆浴場
- 6 工場、倉庫、停車場、車庫、物置、集会所、守衛所、その他の雑種建物

新築建物価格認定基準表と経年補正率基準表との構造別区分

新築建物価格認定基準表の構造	経年補正率基準表の構造
鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造
鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造
鉄骨造	鉄骨造（鉄骨材の肉厚が4 cmを越えるもの）
軽量鉄骨造	鉄骨造（鉄骨材の肉厚が3 cmを越え4 cm以下のもの）
鉄筋コンクリートブロック造	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造
その他	煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造

（注） 経年補正率基準表の構造中（鉄骨造（鉄骨材の肉厚が3 cm以下のもの）一番右の部分は使用しない。

■長野地方法務局管内

(1) 新築建物価額認定基準表

① 木造建物

(1㎡単価・単位千円)

種類	居 宅	共同住宅 寄宿舎	ホ テ ル 旅 館 料 亭	事 務 所 銀 行 店 病 院	工 場 倉 庫 作 業 所	特殊建物	雑種建物
価額	47	44	48	40	21	41	20

(注) 種類欄中「特殊建物」とは、劇場・公衆浴場・校舎・講堂・遊戯場・集会場・映画館等の建物をいう。

種類欄中「雑種建物」とは、物置・停車場・駐車場・車庫・守衛所・便所等の建物をいう。

② 非木造建物

(1㎡単価・単位千円)

種 類	構 造	鉄骨鉄筋コン クリート 造	鉄筋コンク リート 造	鉄 骨 造	軽量鉄骨造	コンクリ ートブ ロック 造
居 共 同 住 宅		103	86	67	57	61
事 務 所 ・ 銀 行		116	98	74	63	69
店 舗 ・ 病 院		116	101	74	63	69
百貨店・ホテル 旅 館		116	102	74		
工 場 ・ 倉 庫 発電所・変電所		63	59	40	34	37
特 殊 建 物		68	58	44	36	41
雑 種 建 物		45	37	29	23	26

(2) 経 年 補 正 表

経過 年数	補 正 率		経過 年数	補 正 率		経過 年数	補 正 率
	木 造	非 木 造		木 造	非 木 造		非 木 造
1	0.80	0.80	20	0.20	0.49	39	0.27
2	0.75	0.75	21		0.48	40	0.25
3	0.70	0.70	22		0.47	41	0.24
4	0.67	0.68	23		0.46	42	0.23
5	0.64	0.67	24		0.45	43	0.22
6	0.61	0.66	25		0.43	44	0.21
7	0.58	0.65	26		0.42	45	0.20
8	0.55	0.64	27		0.41		
9	0.52	0.62	28		0.40		
10	0.49	0.61	29		0.39		
11	0.46	0.60	30		0.37		
12	0.44	0.59	31		0.36		
13	0.41	0.58	32		0.35		
14	0.38	0.56	33		0.34		
15	0.35	0.55	34		0.33		
16	0.32	0.54	35		0.31		
17	0.29	0.53	36		0.30		
18	0.26	0.52	37		0.29		
19	0.23	0.50	38		0.28		

■新潟地方法務局管内

(1) 新築建物価額認定基準表

(1㎡単価・単位千円)

種 類 \ 構 造	木 造	S R C 鉄筋コン クリート造	R C 鉄筋コン クリート造	S 鉄骨造	L G S 軽量鉄 骨造	C コン クリート 造	B ブロック 造	石造・瓦 煉造・土 蔵造
A 居 宅	50	102	99	78	66	74		65
共同住宅 寄宿舎	48							
B 事務所・店舗・校 舎・講堂・研究所・ 集会所・公会堂・ 教習所・体育館・遊 劇場・映画館・遊 技場・公衆浴場・ 浴場・給油所・郵 便局舎・園舎・託 児所・養護所・施 術所	43	125	102	86	57	74		61
C 工 場 ・ 倉 庫 ・ 作業所・洗車場・ 冷蔵倉庫	25	82	70	52	33	50		34
D 病 院 所 診 療 所	50	146	138	106	72	78		67
E 特殊建物 ホテル・旅館・保 養所・料理店・会 館・百貨店・銀行 (信用金庫・信用 組合・保険会社等 を含む)	57	162	130	98	75	78		67
F 雑種建物 車庫・駐車場・駐 輪場・停車場・競 技場・野球場・競 馬場・練習場・火 葬場・鶏舎・休憩 場・市場・守衛場・ 物置・便所・酪農 舎・畜舎・機械室	22	74	63	46	29	41		29

(2) 建物経年補正率表

構 造	木 造	構 造	そ の 他
経過 補正率 年数	軽量鉄骨造	経過 補正率 年数	
5年以上 10年未満	0.7	10年以上 20年未満	0.8
10年以上 15年未満	0.5	20年以上 30年未満	0.7
15年以上 20年未満	0.3	30年以上 40年未満	0.6
20年以上	0.2	40年以上 50年未満	0.5
		50年以上	0.4

固定資産評価額のない区分所有建物の 課税標準価格の計算例

A	： 専有部分の床面積
AΣ	： 専有部分の床面積の合計
B	： 1 棟の建物の床面積
N	： 認定基準単価

(ア) 各専有部分の構造、種類が同じである建物の場合

$$\left\{ A + (B - A\Sigma) \times \frac{A}{A\Sigma} \right\} \times N$$

(イ) 各専有部分の構造、種類が異なる建物の場合

$$(A \times N) + \left\{ (B - A\Sigma) \times \frac{A}{A\Sigma} \times N \text{ (1 棟の建物中の各専有部分の合計床面積が最も多い構造・種類の認定基準単価)} \right\}$$

= 留意事項 =

- 1 固定資産評価額のない区分所有建物に属する専有部分について、既に変更前の依命通知を適用して所有権保存の登記又は所有権移転の登記等がされている場合において、変更依命通知後にその区分所有建物に属する専有部分について所有権保存の登記又は所有権移転の登記等が申請されたときの課税標準価格の認定方法については、固定資産評価額が決定されるまでの間は、変更依命通知にかかわらず、従前の認定方法（既登記の専有部分について行ったのと同様の認定方法）によって差し支えない。
- 2 依命通知の記の 4 の(1)の例(ア)及び例(イ)中の「専有部分の床面積の合計」には、規約共用部分は含まれない。

〔資料〕 東京法務局民事行政部 首席登記官発

昭和60年 8 月31日付け

1 不登 4 第847号、第848号による。

注、法務局によって多少解釈が異なる場合があるので、事前確認が必要

不動産登記の登録免許税課税標準価格の認定基準

参考

評価証明書と登記簿上の面積が一致しない場合の取り扱いにつき、昭和60年4月1日以降次のとおり通達されていますので参考までに掲載致します。

民事行政部長

不動産登記の登録免許税課税標準価格の認定基準について(依命通達)

標記については、昭和60年4月1日から下記により実施されたい。

おって、昭和49年5月20日付け不登第236号、同51年9月27日付け一不登4第630号及び同54年7月20日付け一不登4第588号当局民事行政第一部長依命通達並びに昭和57年8月11日付け一不登4第846号当職依命通達は、昭和60年3月31日限り廃止する。

固定資産評価額のある土地又は建物でその評価証明書に記載されている地積又は底面積と登記簿の表示とが一致していないものについては、別紙(3)の「評価証明書と登記簿の表示が不一致の場合の課税標準価格算出例」に掲げる例示に従い価格を算出するものとする。

評価証明書と登記簿の表示が不一致の場合の課税標準価格算出例

区 分	登 記 簿	評 価 証 明 書		課 税 標 準 価 格
		面 積	価 格	
例 1 (土地)	変更前 150㎡ 変更後 160㎡	150㎡	1,500,000円	1,600,000円 (1,500,000円÷150×160=課税標準価格)
例 2 (")	変更前 150㎡ 変更後 145㎡	150㎡	1,500,000円	1,450,000円 (1,500,000円÷150×145= ")
例 3 (")	合筆後 300㎡	100㎡ 200㎡	3,000,000円 5,000,000円	8,000,000円 (3,000,000円+5,000,000円= ")
例 4 (")	分筆後 130㎡	120㎡ 80㎡	2,400,000円 360,000円	1,794,000円 ((2,400,000円+360,000円) × $\frac{130}{200}$ = ")
例 5 (建物)	200㎡	160㎡	1,600,000円	160㎡に対しては、1,600,000円とし、登記簿上の面積との差40㎡については基準価格による。ただし、評価価格証明書の面積を現況と認められるときは評価価格証明書の価格による。
例 6 (")	100㎡	150㎡	1,500,000円	原則として1,500,000円とする。ただし、登記簿その他により床面積が減少していることが確認できるときは、100㎡の価格(1,000,000円)による。
例 7 (")	100㎡	登録 100㎡ 現況 60㎡	1,200,000円	1,200,000円
例 8 (")	100㎡	登録 100㎡ 現況 300㎡	3,000,000円	3,000,000円
例 9 (土地)	宅 地	現況公衆用道路		近傍宅地価格の100分の30相当額

(注1) 例1は、地積の増加の変更又は更正登記がされている場合。

(注2) 例2は、地積の減少の変更又は更正登記がされている場合。

(注3) 例3は、合筆の登記がされている場合。

(注4) 例4は、合筆後分筆の登記がされている場合。

相続税・贈与税の算定方法 (平成18年度)

相続税

1. 計算式 ((1)→(7)の順に計算する)

(1) 相続財産総額－債務・公租公課・葬式費用

(注1)

= 正味相続財産(a)

(2) (a)－基礎控除＝課税相続財産(b)

(注2)

(3) (b)×各人の法定相続分＝各人の法定取得財産(c)

(4) (c)×税率－控除額＝各人の一応の税額(d)

(注3)

(5) (d)の各人の税額の合計＝相続税総額(e)

(6) (e)× $\frac{\text{各人が現実に取得する相続財産}}{\text{全体の相続財産}} = \text{各人の相続税額} \dots\dots(f)$

(7) (f)－税額控除＝各人が納付すべき税額

(注4)

(注1) 相続又は遺贈による取得財産およびみなし相続財産（生命保険金や退職金は、いずれも500万円×法定相続人数を控除した残額のみ算入）等。

(注2) 基礎控除＝定額控除＋法定相続人比例控除

	平成6年1月1日 以降の相続
定 額 控 除	5,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人数
なお、法定相続人の中に被相続人の養子がいる場合には、相続税の総額の計算上、法定相続人の数に算入する養子の数は、原則として、①被相続人に実子がいる場合には1人、②被相続人に実子がいない場合には2人まで	

(注3) 税額の速算表 (平成15年1月1日以降の相続)

(c)の金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超1億円以下	30%	700万円
1億円超3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

(注4) 主な税額控除

1. 配偶者は取得財産が1億6,000万円又は配偶者の法定相続分相当額のどちらか多い方までは非課税となる。
2. 未成年者控除
6万円×20歳に達するまでの年数(端数切上げ)を控除する。
3. 贈与税額控除
相続開始前3年以内の被相続人からの課税贈与財産は相続財産とされるので、その贈与税額を控除する。
4. 障害者控除、相次相続控除、等

2. 申告

相続税の申告書の提出期限は相続の開始を知った日の翌日から10か月以内。

★ 相続時精算課税制度

生前贈与財産については、従来の贈与税の制度に加え、相続時精算課税制度が創設された。これは、受贈者の選択により、贈与時にこの贈与財産に対する贈与税を一旦支払い、その後の相続時に改めて課税し直し、税額を精算する制度である。

適用となる要件は次のとおりである。

- 1 その年1月1日において65歳以上の親から20歳以上の推定相続人(代襲相続人を含む)に対する贈与であること。
財産の種類、回数、金額に制限はない。
- 2 贈与税の申告期限までに相続時精算課税選択届出書を提出すること。なお、この届出書の撤回はできないので、この制度を選択しようとする場合は、十分な検討を要する。
- 3 適用要件等

	住宅取得等資金(※)	左記以外
贈与者の年齢	制限なし	65歳以上
受贈者の年齢	20歳以上	
控除額	3,500万円	2,500万円
税 額	(贈与財産の価格－控除額)×20%	

※住宅取得等資金については平成19年12月31日までの時限立法。

贈与税

税額＝基礎控除・配偶者控除後の課税価格×税率－控除額

贈与税の速算表

平成15年1月1日以降の贈与		
基礎控除・配偶者 控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超300万円以下	15%	10 万円
300万円超400万円以下	20%	25 万円
400万円超600万円以下	30%	65 万円
600万円超1,000万円以下	40%	125 万円
1,000万円超	50%	225 万円

基礎控除 110万円（平成12年分以前 60万円）

配偶者控除 婚姻期間20年以上の夫婦が居住用不動産やその資金を配偶者に贈与するときは2,000万円（別途不動産取得税はかかる。）

- ★ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例あり
- ★ 贈与税の非課税財産、みなし贈与財産に注意
- ★ 法人からの贈与は所得税の一時所得等となる

別添資料

土地建物を売ったときの譲渡所得の特例一覧

特別控除の特例	特例（長期・短期共通）	(1) 収用などの場合	5,000万円
		(2) 居住用財産を譲渡した場合	3,000万円
		(3) 特定土地区画整理事業等に譲渡した場合	2,000万円
		(4) 特定住宅地造成事業等に譲渡した場合	1,500万円
		(5) 農地保有の合理化等のために譲渡した場合	800万円
		(6) 全体を通じて限度額	5,000万円
		★ 平成16年分以後長期譲渡所得の100万円特別控除制度は廃止	

課税繰延べの特例	長期・短期共通	(1) 同種の固定資産と交換した場合の特例 (2) 取用などに伴い代替資産を取得した場合の特例 (3) 特定の事業用資産の買換え・交換の特例 ※ 所有期間が10年を超える土地等・建物等の譲渡資産（いわゆる措法37①表15号の譲渡資産）については平成18年12月31日をもって廃止。 (4) 中高層耐火建築物等（中高層耐火共同住宅を含む）の建設のための買換え・交換の特例 (5) 特定の交換分合により土地等を取得した場合の特例 (6) 大規模住宅地等造成事業の施行区域内で土地の造成交換等が行われた場合の特例 (7) 認定事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の特例
	所有期間10年超	(1) 相続等により取得した居住用財産の買換え・交換の特例 (2) 特定の居住用財産の買換え・交換の特例
税率の特例	長期	(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例 (2) 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例（所有期間10年超のもの）
	短期	国等に土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例
その他	長期・短期共通	相続財産を譲渡した場合の取得費加算の特例 譲渡代金が貸倒れになった場合などの特例

土地建物を売ったときの所得税額等の計算方法早見表

長期	長期譲渡所得の課税の特例(措法31)	平16.1.1以降 課税譲渡所得×15%（住民税は5%）
	長期所有の土地を優良住宅地の造成などのために売ったときの特例（措法31の2）	1 課税譲渡所得が2,000万円以下の場合 課税譲渡所得×10%（住民税は4%） 2 課税譲渡所得が2,000万円を超える場合 （課税譲渡所得－2,000万円）×15%（住民税は5%） ＋200万円（住民税は80万円）
	居住用の家屋やその敷地を売ったときの軽減税率の特例（措法31の3）	1 課税譲渡所得が6,000万円までの場合 課税譲渡所得×10%（住民税は4%） 2 課税譲渡所得が6,000万円を超える場合 （課税譲渡所得－6,000万円）×15%（住民税は5%） ＋600万円（住民税は240万円）

短期	短期譲渡所得の課税の特例(措法32)	課税譲渡所得×30% (住民税は9%)
	国等に土地などを譲渡した場合の軽減税率の特例(措法32③)	課税譲渡所得×15% (住民税は5%)

(注) 措法=租税特別措置法

別添資料

●所得税の速算表

(平成18年12月31日まで)

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 3,299,000円まで	10%	0円
3,300,000円から 8,999,000円まで	20%	330,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	30%	1,230,000円
18,000,000円以上	37%	2,490,000円

(平成19年1月1日以降)

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

(使い方) 課税所得金額×税率-控除額=税額

●住民税(所得割)の速算表

(平成18年12月31日まで)

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 2,000,000円まで	5%	—
2,000,000円を超え 7,000,000円まで	10%	100,000円
7,000,000円を超える場合	13%	310,000円

(使い方) 所得税の場合と同様です。

(平成19年1月1日以降)

一律10%

(道府県民税4%)
(市町村民税6%)

葬儀後の諸手続き

必要なもの 手続き	内容	窓口	請求 期間	印鑑	印鑑 証明書	住民票 (除票含む)	戸籍 謄本	戸籍 抄本
国民・厚生年金 (受給中の場合)	停止・未 支給金	社会保 険事務 所	速や かに	○		○ 世帯全 員の 写し	○ 受取 人	
雇用保険 (受給中の場合)	未支給基 本手当	職安	1ヶ 月以 内	○		○ 世帯全 員の 写し	○	
生命保険	保険金	保険会 社	3年 以内 ※	○	○ 保険金 受取人		○ 受取 人	○ 被保 険者
簡易保険	保険金	郵便局	5年 以内	○		○	○ 受取 人	
労災保険	遺族(補 償)年金	労働基 礎監督 署	5年 以内	○		○ 世帯全 員の 写し	○	
	葬祭料	労働基 礎監督 署	2年 以内	○				
国民年金	死亡一時 金	市区町 村	2年 以内	○		○ 世帯全 員の 写し	○	
	遺族基礎 年金	市区町 村	5年 以内	○		○ 世帯全 員の 写し	○	
	寡婦年金	市区町 村		○		○ 世帯全 員の 写し	○	
厚生・共済年金	遺族厚生 年金	故人の 勤務先	5年 以内	○		○ 世帯全 員の 写し	○	
国民健康保険	葬祭費	市区町 村	2年 以内	○				
社会保険	埋葬料①	社会保 険事務 所	2年 以内	○				
	埋葬料②	社会保 険事務 所	2年 以内	○				
	家族埋葬 料	社会保 険事務 所	2年 以内	○				
銀行預金・郵便貯金	名義変更	各 銀行・郵 便局		○	○ 相続人 全員		○ 除者 を含む	

●手続きの際は、各窓口にてご確認ください。

チェックリスト

(平18.9.1現在)

除籍本抄本	死亡診断書	死亡者の年金手帳	保険証書	振込口座	その他	備考
○	○	○	○	○		
	○			○	未支給失業等給付請求書	
○	○		○	○	死亡保険請求書・身分証明書・最終保険の領収書	※請求期間は各生命保険会社で異なります。
	○		○	○	死亡記載事項証明書・身分証明書	
○	○			○	遺族(補償)年金支給申請書又は遺族(補償)一時支給申請書・遺族特別支給申請書	
	○			○	葬祭料請求書・葬祭給付請求書	
		○		○	裁定請求書	
	○	○		○	裁定請求書・所得を証明するもの	
	○	○		○	裁定請求書・所得を証明するもの	
○	○	○	○	○	裁定請求書・所得を証明するもの・婚姻関係にあったことを示す書類	
		○	○	○	葬祭業者の領収書の原紙	
	○	○	○	○	埋葬料支給申請書・事業主の証明書	扶養家族が埋葬を行った場合。
	○	○	○	○	埋葬料支給申請書・事業主の証明書・葬儀に要した費用の証明書	友人・知人が埋葬を行った場合。
	○	○	○	○	埋葬料支給申請書・事業主の証明書	扶養親族が死亡した場合。
					依頼書、遺産分割協議書	提出書類は1営業所につき各1通ずつ用意する。

印紙税額一覽

(平成18年5月現在)

番号	文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)																																	
1	1. 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 2. 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3. 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4. 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が1万円未満のもの 非課税 記載された契約金額が <table> <tr> <td>1万円以上</td> <td>10万円以下のもの</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>10万円を超え</td> <td>50万円以下</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>50万円を超え</td> <td>100万円以下</td> <td>1千円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え</td> <td>500万円以下</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え</td> <td>1千万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え</td> <td>5千万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>5千万円を超え</td> <td>1億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え</td> <td>5億円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え</td> <td>10億円以下</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え</td> <td>50億円以下</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td></td> <td>60万円</td> </tr> </table> 契約金額の記載のないもの 200円	1万円以上	10万円以下のもの	200円	10万円を超え	50万円以下	400円	50万円を超え	100万円以下	1千円	100万円を超え	500万円以下	2千円	500万円を超え	1千万円以下	1万円	1千万円を超え	5千万円以下	2万円	5千万円を超え	1億円以下	6万円	1億円を超え	5億円以下	10万円	5億円を超え	10億円以下	20万円	10億円を超え	50億円以下	40万円	50億円を超えるもの		60万円
1万円以上	10万円以下のもの	200円																																	
10万円を超え	50万円以下	400円																																	
50万円を超え	100万円以下	1千円																																	
100万円を超え	500万円以下	2千円																																	
500万円を超え	1千万円以下	1万円																																	
1千万円を超え	5千万円以下	2万円																																	
5千万円を超え	1億円以下	6万円																																	
1億円を超え	5億円以下	10万円																																	
5億円を超え	10億円以下	20万円																																	
10億円を超え	50億円以下	40万円																																	
50億円を超えるもの		60万円																																	
	上記1のうち、不動産の譲渡に関する契約書で、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間に作成されるもの	記載された契約金額が <table> <tr> <td>1千万円を超え</td> <td>5千万円以下のもの</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>5千万円を超え</td> <td>1億円以下</td> <td>4万5千円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え</td> <td>5億円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え</td> <td>10億円以下</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え</td> <td>50億円以下</td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td></td> <td>54万円</td> </tr> </table>	1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円	5千万円を超え	1億円以下	4万5千円	1億円を超え	5億円以下	8万円	5億円を超え	10億円以下	18万円	10億円を超え	50億円以下	36万円	50億円を超えるもの		54万円															
1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円																																	
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円																																	
1億円を超え	5億円以下	8万円																																	
5億円を超え	10億円以下	18万円																																	
10億円を超え	50億円以下	36万円																																	
50億円を超えるもの		54万円																																	

2	請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が1万円未満のもの 非課税 記載された契約金額が <table> <tr><td>1万円以上</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え</td><td>300万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>300万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td>るもの</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>契約金額の記載のないもの</td><td></td><td>200円</td></tr> </table>	1万円以上	100万円以下のもの	200円	100万円を超え	200万円以下	400円	200万円を超え	300万円以下	1千円	300万円を超え	500万円以下	2千円	500万円を超え	1千万円以下	1万円	1千万円を超え	5千万円以下	2万円	5千万円を超え	1億円以下	6万円	1億円を超え	5億円以下	10万円	5億円を超え	10億円以下	20万円	10億円を超え	50億円以下	40万円	50億円を超え	るもの	60万円	契約金額の記載のないもの		200円						
1万円以上	100万円以下のもの	200円																																										
100万円を超え	200万円以下	400円																																										
200万円を超え	300万円以下	1千円																																										
300万円を超え	500万円以下	2千円																																										
500万円を超え	1千万円以下	1万円																																										
1千万円を超え	5千万円以下	2万円																																										
5千万円を超え	1億円以下	6万円																																										
1億円を超え	5億円以下	10万円																																										
5億円を超え	10億円以下	20万円																																										
10億円を超え	50億円以下	40万円																																										
50億円を超え	るもの	60万円																																										
契約金額の記載のないもの		200円																																										
	上記のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書で、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間に作成されるもの	記載された契約金額が <table> <tr><td>1千万円を超え</td><td>5千万円以下のもの</td><td>1万5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>4万5千円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超え</td><td>るもの</td><td>54万円</td></tr> </table>	1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円	5千万円を超え	1億円以下	4万5千円	1億円を超え	5億円以下	8万円	5億円を超え	10億円以下	18万円	10億円を超え	50億円以下	36万円	50億円を超え	るもの	54万円																								
1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円																																										
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円																																										
1億円を超え	5億円以下	8万円																																										
5億円を超え	10億円以下	18万円																																										
10億円を超え	50億円以下	36万円																																										
50億円を超え	るもの	54万円																																										
3	約束手形、為替手形 (注) 1. 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2. 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	1. 記載された手形金額が10万円未満のもの 非課税 2. 手形金額の記載のないもの 非課税 3. 手形の複本又は謄本 非課税 記載された手形金額が <table> <tr><td>10万円以上</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え</td><td>200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え</td><td>300万円以下</td><td>600円</td></tr> <tr><td>300万円を超え</td><td>500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え</td><td>1千万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え</td><td>2千万円以下</td><td>4千円</td></tr> <tr><td>2千万円を超え</td><td>3千万円以下</td><td>6千円</td></tr> <tr><td>3千万円を超え</td><td>5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え</td><td>1億円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え</td><td>2億円以下</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>2億円を超え</td><td>3億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>3億円を超え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え</td><td>10億円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え</td><td>るもの</td><td>20万円</td></tr> </table>	10万円以上	100万円以下のもの	200円	100万円を超え	200万円以下	400円	200万円を超え	300万円以下	600円	300万円を超え	500万円以下	1千円	500万円を超え	1千万円以下	2千円	1千万円を超え	2千万円以下	4千円	2千万円を超え	3千万円以下	6千円	3千万円を超え	5千万円以下	1万円	5千万円を超え	1億円以下	2万円	1億円を超え	2億円以下	4万円	2億円を超え	3億円以下	6万円	3億円を超え	5億円以下	10万円	5億円を超え	10億円以下	15万円	10億円を超え	るもの	20万円
10万円以上	100万円以下のもの	200円																																										
100万円を超え	200万円以下	400円																																										
200万円を超え	300万円以下	600円																																										
300万円を超え	500万円以下	1千円																																										
500万円を超え	1千万円以下	2千円																																										
1千万円を超え	2千万円以下	4千円																																										
2千万円を超え	3千万円以下	6千円																																										
3千万円を超え	5千万円以下	1万円																																										
5千万円を超え	1億円以下	2万円																																										
1億円を超え	2億円以下	4万円																																										
2億円を超え	3億円以下	6万円																																										
3億円を超え	5億円以下	10万円																																										
5億円を超え	10億円以下	15万円																																										
10億円を超え	るもの	20万円																																										

	①一覽払いのもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	記載された手形金額が 10万円未満のもの 10万円以上 〃 手形金額の記載のないもの 手形の複本又は謄本	非課税 200円 非課税 非課税
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券 (注)出資証券には、投資証券を含みます。	1. 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2. 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3. 一定の要件を満たしている株式の分割等、単元株式数の変更等に伴い平成19年3月31日までに新たに作成する株券等 4. 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券 記載された券面金額が 500万円以下のもの 500万円を超え1千万円以下のもの 1千万円を超え5千万円以下 5千万円を超え1億円以下 1億円を超えるもの	非課税 非課税 非課税 非課税 200円 1千円 2千円 1万円 2万円
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 (注) 1. 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2. 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。		4万円
6	定 款 (注)株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの その他のもの	非課税 4万円
7	継続的取引の基本となる契約書 (注)契約期間が3か月以内で、更新に関する定めのないものは除きます。		4千円

	(例) 売買取引基本契約書、 特約店契約書、代理店 契約書、業務委託契約 書、銀行取引約定書な ど	
8	預金証書、貯金証書	信用金庫その他特定の金融機関の作成 するもので記載された預入額が1万円 未満のもの 非課税 その他のもの 200円
9	貨物引換証、倉庫証券、船 荷証券 (注) 1. 法定記載事項の一部 を欠く証書で類似 の効用があるものを 含みます。 2. 倉庫証券には農業 倉庫証券及び連合農 業倉庫証券は含みま せん。	船荷証券の謄本 非課税 その他のもの 200円
10	保険証券	200円
11	信用状	200円
12	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円
13	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に 併記するものは除きま す。	身元保証ニ関スル法律に定める身元保 証に関する契約書 非課税 その他のもの 200円
14	金銭又は有価証券の寄託に 関する契約書 (例) 株券預り証など	200円
15	債権譲渡又は債務引受けに 関する契約書	記載された契約金額が1万円未満のも の 非課税 記載された契約金額が1万円以上のも の 200円 契約金額の記載のないもの 200円
16	配当金領収証、配当金振込 通知書	記載された配当金額が3千円未満のも の 非課税 記載された配当金額が3千円以上のも の 200円 配当金額の記載のないもの 200円

17	1. 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1. 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2. 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	1. 記載された受取金額が3万円未満のもの 非課税 2. 営業に関しないもの 非課税 3. 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 非課税 記載された受取金額が <table><tr><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr><tr><td>100万円を超え 200万円以下のもの</td><td>400円</td></tr><tr><td>200万円を超え 300万円以下</td><td>600円</td></tr><tr><td>300万円を超え 500万円以下</td><td>1千円</td></tr><tr><td>500万円を超え 1千万円以下</td><td>2千円</td></tr><tr><td>1千万円を超え 2千万円以下</td><td>4千円</td></tr><tr><td>2千万円を超え 3千万円以下</td><td>6千円</td></tr><tr><td>3千万円を超え 5千万円以下</td><td>1万円</td></tr><tr><td>5千万円を超え 1億円以下</td><td>2万円</td></tr><tr><td>1億円を超え 2億円以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>2億円を超え 3億円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>3億円を超え 5億円以下</td><td>10万円</td></tr><tr><td>5億円を超え 10億円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>10億円を超えるもの</td><td>20万円</td></tr><tr><td>受取金額の記載のないもの</td><td>200円</td></tr></table>	100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下のもの	400円	200万円を超え 300万円以下	600円	300万円を超え 500万円以下	1千円	500万円を超え 1千万円以下	2千円	1千万円を超え 2千万円以下	4千円	2千万円を超え 3千万円以下	6千円	3千万円を超え 5千万円以下	1万円	5千万円を超え 1億円以下	2万円	1億円を超え 2億円以下	4万円	2億円を超え 3億円以下	6万円	3億円を超え 5億円以下	10万円	5億円を超え 10億円以下	15万円	10億円を超えるもの	20万円	受取金額の記載のないもの	200円
100万円以下のもの	200円																															
100万円を超え 200万円以下のもの	400円																															
200万円を超え 300万円以下	600円																															
300万円を超え 500万円以下	1千円																															
500万円を超え 1千万円以下	2千円																															
1千万円を超え 2千万円以下	4千円																															
2千万円を超え 3千万円以下	6千円																															
3千万円を超え 5千万円以下	1万円																															
5千万円を超え 1億円以下	2万円																															
1億円を超え 2億円以下	4万円																															
2億円を超え 3億円以下	6万円																															
3億円を超え 5億円以下	10万円																															
5億円を超え 10億円以下	15万円																															
10億円を超えるもの	20万円																															
受取金額の記載のないもの	200円																															
	2. 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	営業に関しないもの 非課税 記載された受取金額が <table><tr><td>3万円未満のもの</td><td>非課税</td></tr><tr><td>3万円以上</td><td>200円</td></tr><tr><td>受取金額の記載のないもの</td><td>200円</td></tr></table>	3万円未満のもの	非課税	3万円以上	200円	受取金額の記載のないもの	200円																								
3万円未満のもの	非課税																															
3万円以上	200円																															
受取金額の記載のないもの	200円																															
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1. 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 非課税 2. 所得税が非課税となる普通預金通帳など 非課税 3. 納税準備預金通帳 非課税 その他のもの 1年ごとに 200円																														
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳 (注) 18の通帳を除きます。	1年ごとに 400円																														
20	判取帳	1年ごとに 4千円																														

利 息 制 限 法

(昭29. 5. 15)
法 律 100)

改正 平11. 12. 17法律155

(利息の最高限)

第1条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左〔次〕の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が10万円未満の場合 年2割

元本が10万円以上100万円未満の場合 年1割8分

元本が100万円以上の場合 年1割5分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第2条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第1項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第3条 前2条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額予定の制限)

第4条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第1条第1項に規定する率の1.46倍を超えるとときは、その超過部分につき無効とする。

2 第1条第2項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払った場合に準用する。

3 前2項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

訴 額 の 算 定

(平18.9.1現在)

1. 訴額算定の一般原則

1. 勝訴によって原告の受ける利益を基準とする。
2. 訴の変更によって原告の受ける利益に変更をきたすときは変更時の訴額を算定し差額を追納する。
3. 一の訴によって数個の請求をするときは各利益を合算する。
4. 経済的利益の同一である訴（例：主債務者と保証人を共同被告とする貸金請求、同一手形上の債務を数人に請求する場合等）は合算しない。
5. 付帯請求は合算しない。
6. 本訴と目的を同じくする反訴については、本訴の限度で手数料は免除する。
7. 非財産権上の訴又は財産権上の訴で算定が極めて困難なものは160万円とみなす。
8. 一の訴によって非財産権上の請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とを併合請求するときは、多額である訴えの利益を基準とする。

2. 訴額の算定基準

目的物の価額とは以下の価額をいう

家 屋 固定資産税評価額
土 地 訴訟・調停及び借地非訟事件の訴訟物の価額の算定基準については、平成6年4月1日より当分の間、固定資産税評価額に2分の1を乗じた金額を基準とする

その他の物 取引価格

訴 訟 物	算 定 基 準	
	権 利 自 体	物の引渡（明渡）請求権
1. 所有権	目的物の価額	目的物の価額の $\frac{1}{2}$
2. 占有権	目的物の価額の $\frac{1}{2}$	目的物の価額の $\frac{1}{2}$
3. 地上権、永小作権、賃借権	目的物の価額の $\frac{1}{2}$	目的物の価額の $\frac{1}{2}$ （賃貸借契約の解除による場合も同じ）

4. 地役権
5. 所有権移転登記請求権
6. 所有権移転仮登記抹消請求権
7. 担保物権（登記請求権を含む）
8. 金銭支払請求権
9. 詐害行為取消請求権
10. 請求異議の訴え
11. 第三者異議の訴え
12. 執行文付与の訴え
13. 配当異議の訴え
14. 作為・不作為を求める訴え
15. 会社設立無効、株主総会の決議無効・取消しの訴え

承役地又は要役地の価額の1/2
目的物の価額

目的物の価額の1/2

被担保債権の金額

但し、目的物の価額が被担保債権の金額に達しないときは、その価額請求金額

但し、将来の給付を求めるものは請求金額から中間利息を控除した金額
原告の債権額又は取消される法律行為の目的の価額のいずれか小さい額
債務名義に表示された金額

差押えられた目的物の価額の1/2

債務名義に表示された金額の1/2

配当表の更正によって利益を受ける
配当増加額

主張利益の金額（謝罪広告の掲載料）
金額不明のときは160万円とみなす
非財産権上の権利として160万円とみなす

貼用印紙額一覽表

(平18.9.1現在)

1. 控訴狀の貼用印紙は、訴狀の1.5倍である。
2. 上告狀、上告受理申立書の貼用印紙は、訴狀の2.0倍である。
3. 支払督促申立書の貼用印紙は、訴狀の2分の1である。
4. 調停不調による訴えの提起のときの貼用印紙は、訴狀より調停申立の貼用印紙を差し引いた額である。

訴 額	(一) 訴 狀	(二) 借 地 非 訟	(三) 調 停 申 立
(円)	(円)	(円)	(円)
10万まで	1,000	400	500
20万	2,000	800	1,000
30万	3,000	1,200	1,500
40万	4,000	1,600	2,000
50万	5,000	2,000	2,500
60万	6,000	2,400	3,000
70万	7,000	2,800	3,500
80万	8,000	3,200	4,000
90万	9,000	3,600	4,500
100万	10,000	4,000	5,000
120万	11,000	4,400	5,500
140万	12,000	4,800	6,000
160万	13,000	5,200	6,500
180万	14,000	5,600	7,000
200万	15,000	6,000	7,500
220万	16,000	6,400	8,000
240万	17,000	6,800	8,500
260万	18,000	7,200	9,000
280万	19,000	7,600	9,500
300万	20,000	8,000	10,000
320万	21,000	8,400	10,500
340万	22,000	8,800	11,000
360万	23,000	9,200	11,500
380万	24,000	9,600	12,000
400万	25,000	10,000	12,500
420万	26,000	10,400	13,000
440万	27,000	10,800	13,500
460万	28,000	11,200	14,000
480万	29,000	11,600	14,500
500万	30,000	12,000	15,000

訴 額	(一) 訴 狀	(二) 借 地 非 訟	(三) 調 停 申 立
550万	32,000	12,800	16,000
600万	34,000	13,600	17,000
650万	36,000	14,400	18,000
700万	38,000	15,200	19,000
750万	40,000	16,000	20,000
800万	42,000	16,800	21,000
850万	44,000	17,600	22,000
900万	46,000	18,400	23,000
950万	48,000	19,200	24,000
1,000万	50,000	20,000	25,000
1,100万	53,000	21,200	26,200
1,200万	56,000	22,400	27,400
1,300万	59,000	23,600	28,600
1,400万	62,000	24,800	29,800
1,500万	65,000	26,000	31,000
1,600万	68,000	27,200	32,200
1,700万	71,000	28,400	33,400
1,800万	74,000	29,600	34,600
1,900万	77,000	30,800	35,800
2,000万	80,000	32,000	37,000
2,100万	83,000	33,200	38,200
2,200万	86,000	34,400	39,400
2,300万	89,000	35,600	40,600
2,400万	92,000	36,800	41,800
2,500万	95,000	38,000	43,000
2,600万	98,000	39,200	44,200
2,700万	101,000	40,400	45,400
2,800万	104,000	41,600	46,600
2,900万	107,000	42,800	47,800
3,000万	110,000	44,000	49,000
3,100万	113,000	45,200	50,200
3,200万	116,000	46,400	51,400
3,300万	119,000	47,600	52,600
3,400万	122,000	48,800	53,800
3,500万	125,000	50,000	55,000

訴 額	(一) 訴 狀	(二) 借 地 非 訟	(三) 調 停 申 立
3,600万	128,000	51,200	56,200
3,700万	131,000	52,400	57,400
3,800万	134,000	53,600	58,600
3,900万	137,000	54,800	59,800
4,000万	140,000	56,000	61,000
4,100万	143,000	57,200	62,200
4,200万	146,000	58,400	63,400
4,300万	149,000	59,600	64,600
4,400万	152,000	60,800	65,800
4,500万	155,000	62,000	67,000
4,600万	158,000	63,200	68,200
4,700万	161,000	64,400	69,400
4,800万	164,000	65,600	70,600
4,900万	167,000	66,800	71,800
5,000万	170,000	68,000	73,000
5,100万	173,000	69,200	74,200
5,200万	176,000	70,400	75,400
5,300万	179,000	71,600	76,600
5,400万	182,000	72,800	77,800
5,500万	185,000	74,000	79,000
5,600万	188,000	75,200	80,200
5,700万	191,000	76,400	81,400
5,800万	194,000	77,600	82,600
5,900万	197,000	78,800	83,800
6,000万	200,000	80,000	85,000
6,100万	203,000	81,200	86,200
6,200万	206,000	82,400	87,400
6,300万	209,000	83,600	88,600
6,400万	212,000	84,800	89,800
6,500万	215,000	86,000	91,000
6,600万	218,000	87,200	92,200
6,700万	221,000	88,400	93,400
6,800万	224,000	89,600	94,600
6,900万	227,000	90,800	95,800
7,000万	230,000	92,000	97,000

訴 額	(一) 訴 状	(二) 借 地 非 訟	(三) 調 停 申 立
7,100万	233,000	93,200	98,200
7,200万	236,000	94,400	99,400
7,300万	239,000	95,600	100,600
7,400万	242,000	96,800	101,800
7,500万	245,000	98,000	103,000
7,600万	248,000	99,200	104,200
7,700万	251,000	100,400	105,400
7,800万	254,000	101,600	106,600
7,900万	257,000	102,800	107,800
8,000万	260,000	104,000	109,000
8,100万	263,000	105,200	110,200
8,200万	266,000	106,400	111,400
8,300万	269,000	107,600	112,600
8,400万	272,000	108,800	113,800
8,500万	275,000	110,000	115,000
8,600万	278,000	111,200	116,200
8,700万	281,000	112,400	117,400
8,800万	284,000	113,600	118,600
8,900万	287,000	114,800	119,800
9,000万	290,000	116,000	121,000
9,100万	293,000	117,200	122,200
9,200万	296,000	118,400	123,400
9,300万	299,000	119,600	124,600
9,400万	302,000	120,800	125,800
9,500万	305,000	122,000	127,000
9,600万	308,000	123,200	128,200
9,700万	311,000	124,400	129,400
9,800万	314,000	125,600	130,600
9,900万	317,000	126,800	131,800
1億	320,000	128,000	133,000

※ 訴額等が1億円を超える場合の手数料の額については、民
訴費用法別表第1・1参照。

民事訴訟等の各種申立等貼用印紙額一覧

(平18.9.1現在)

注1. 手数料は、訴状その他の申立書等に収入印紙を貼付して納付し、申立人において消印しないこと。

2. 印紙額欄に(一)(二)(三)とあるのは、「貼用印紙額一覧表」(44頁以下)の(一)訴状、(二)借地非訟、(三)調停申立を指す。

3. ×印は、収入印紙の貼用を要しないことを示す。

〔1〕通常訴訟手続

(1) 訴、訴の変更等

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
訴の提起	(一)	民訴133
反訴の提起	(一)	民訴146
請求拡張の申立	(一)	民訴143
請求減縮の申立	×	民訴143、261
請求原因の変更の申立	×	民訴143
訴状訂正の申立	×	民訴133
訴の取下	×	民訴261

(2) 管轄、移送

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
管轄の合意	×	民訴11
移送の申立	×	民訴16、17、18、19、274

(3) 当事者、代理人、中断・受継

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
特別代理人選任の申立	500	民訴35
補助参加申出	500	民訴42
独立当事者参加申出	(一)	民訴47
訴訟引受の申立	500	民訴50
代理人許可申請	500	民訴54 I 但書
訴訟手続受継申立	×	民訴124~126

(4) 口頭弁論、期日、送達等

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
期日指定の申立	×	民訴93
期日変更の申立	×	民訴93
送達場所・受取人の届出	×	民訴103、104
公示送達 of 申立	×	民訴110
意思表示の公示送達申立	1,000	民97ノ2
和解調書正本の送達申請	×	民訴267、民執29
調停調書正本の送達申請	×	民調16、家審21、民執29
送達証明申請	150	民訴91、民執29

(5) 主張、証拠

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
答弁書	×	民訴158、161
準備書面	×	民訴161、規則2
証拠の申出	×	民訴180、207、219
証拠説明書	×	民訴180
文書提出命令申立	×	民訴219、221、222、規則140
文書送付嘱託申立	×	民訴226、規則143
調査嘱託申立	×	民訴186
提訴前の証拠収集処分申立	500	民訴132の4
提訴前の証拠保全申立	500	民訴234、237
訴訟係属中の証拠保全申立	×	民訴234

(6) 裁判

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
更正決定申立	×	民訴122、257

(7) 訴訟費用、その担保等

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
訴訟費用額確定処分の申立	×	民訴71、72、73、85
担保取消決定申立	×	民訴79
権利行使催告申立	×	民訴79
供託原因消滅証明申請	150	供規25
担保取戻許可申立	×	保規17、供規25
訴訟上の救助申立	×	民訴82

(8) 閲覧、各種証明

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
記録の閲覧・謄写申請	1 件につき 150	民訴91
記録の正・謄・抄本の交付申請	用紙 1 枚 150	民訴91
訴訟に関する証明申請	1 証明事項につき 150	民訴91
送達証明申請	150	民訴91
確定証明申請	150	民訴116、民訴規48

(9) 上訴

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
控訴の提起	(-)×1.5	民訴281、293
反訴の提起	(-)×1.5	民訴300
控訴・抗告なき証明申請	150	民訴91
上告の提起	(-)×2.0	民訴311
上告理由書	×	民訴315
上告受理の申立	(-)×2.0	民訴318
抗告	費用法3条 別表第一・18	民訴328、337

〔2〕民事訴訟法上の特別手続

(1) 手形・小切手訴訟

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
訴の提起 和解が訴訟に移行したとき	(-) (-)から 2,000円を控除した額	民訴350、367 民訴365
支払督促手続が訴訟に移行したとき	(-)× $\frac{1}{2}$ の追加	民訴366
通常訴訟手続への移行の申立	×	民訴353
手形判決に対する異議申立	500	民訴357、367

(2) 少額訴訟

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
訴の提起	(-)	民訴368
通常訴訟手続への移行の申立	×	民訴373
終局判決に対する異議申立	500	民訴378

(3) 督促手続

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
支払督促の申立	(-)× $\frac{1}{2}$	民訴382
仮執行宣言申立	×	民訴391
督促異議申立	×	民訴386
仮執行宣言付支払督促送達証明申請	150	民訴91
督促手続が訴訟に移行したとき	(-)× $\frac{1}{2}$ の追加	民訴395

(4) 公示催告手続

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
公示催告の申立	1,000	非訟141

〔3〕民事保全事件

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
仮差押命令申立	2,000	民保13、20
仮処分命令申立	2,000	民保13、23
保全異議の申立	500	民保26
起訴命令の申立	×	民保37
保全取消の申立	500	民保37、38、39
保全抗告の申立	基本事件の1.5倍	民保41
執行異議申立	500	民保46 民執11
仮差押・仮処分執行 取消の申立	×	民保44、51、57
仮登記仮処分命令申 立	2,000	不登108

〔4〕民事執行手続

(1) 強制執行総則

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
判決確定証明申請	150	民訴116、民訴規48
和解調書等の送達申 請	×	民訴267、民執29
執行抗告	1,000	民執10
執行異議	500	民執11
送達証明申請	150	民執20、29、民訴151
執行文付与の申立	300	民執26、27
執行文の再度・数通 付与の申立	1 通 300	民執28
執行文付与等に対す る異議の申立	500	民執32
強制執行の停止・続 行または執行処分取 消の申立	500	民訴398 民執36、38、174、194
民事調停に伴う執行 停止の申立	500	民調規 6

(2) 不動産執行 (担保権実行を含む)

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
強制競売申立	4,000	民執43、45、民執規21
続行決定申立	×	民執47
債権届出	×	民執50
配当要求	500	民執51
引渡命令申立	500	民執83、121、188 民執規84、175
配当異議の申立	×	民執89
配当異議の訴	(-)	民執90
強制管理の申立	4,000	民執43、93
競売申立	4,000	民執180
収益執行申立	4,000	民執180
代理人許可申請	500	民執13
財産開示手続実施申立	2,000	民執197

(3) 動産執行 (有体動産)

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
差押の申立	×	民執規99

(4) 債権・その他の財産権執行

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
差押命令申立	4,000	民執143、民執規133
金銭債権差押処分申立	4,000	民執167の2
陳述催告の申立	×	民執147
取立届	×	民執155、民執規137
事情届	×	民執156、民執規138
転付命令申立	×	民執159、193

(5) 自動車執行

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
強制執行申立 第三者に対する引渡 命令の申立	4,000 ×	民執規86、道運車97 民執規97、民執127
担保権実行としての 競売の申立	4,000	道運車97 民執規176

(6) 非金銭執行

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
(不) 動産の引渡・ 明渡の申立	×	民執168、169
代替執行の申立	2,000	民執171
代替執行費用の支払 命令の申立	×	民執171
間接強制の申立	2,000	民執167の15、172

(5) 民事調停、和解事件

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
調停申立 (民事一般)	(三)	民調2、20
調停申立(交通)	"	民調2、20、33の2
特定調定申立	500(※)	特調2、3
民事調停に伴う執行 停止の申立	500	民調規6
利害関係人の参加申 出	500	民調11、15
即決和解申立	2,000	民訴275
和解が訴訟に移行し たとき	(一)から2,000円を 控除した額	民訴275

※ 債務額等によっては増額される。

〔6〕人事訴訟事件

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
訴の提起	13,000 (160万円とみなされる)	人訴1、31、41、44 費用法 4 II
離婚に伴う財産分与の申立	1,200	人訴32 II (昭46.11.5 最高民二1073通知)

〔7〕借地非訟事件

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
借地借家法41条の事件の申立	(二)	借地借家17、18、19、20

〔8〕破産、民事再生事件

事 件 の 種 類	印 紙 額 (円)	基本法条(備考)
破産申立 (債権者の申立) (債権者以外の者による申立)	20,000 1,000	破15 I、18 I
破産債権届出	×	破111
免責申立	500	破248
復権申立	500	破256
再生手続開始申立	10,000	民再21、221、239

家事事件の種類等一覧表

(平18.9.1現在)

1 家事審判事件 (基本法条…家事審判法9条、同附則、家事審判規則4条、家事審判法26条)

甲類 (申立手数料 800円)

事 件 の 内 訳	法 条	根 拠 条 文
後見開始の審判・取消し	家審9 I 甲類①	民7、10
保佐開始の審判・取消しその他の保佐に関する処分	" ②	民11、13 II III、14、876の4 I III
補助開始の審判・取消しその他の補助に関する処分	" ②の2	民15 I、17 I III、18、876の4 III、876の9 I II
後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の取消し	" ②の3	民19
不在者財産管理人選任その他不在者の財産の管理に関する処分	" ③	民25、26、27、28、29
失踪宣告・取消し	" ④	民30、32 I
嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任	" ⑤	民775
子の氏の変更の許可	" ⑥	民791 I III
養子をするについての許可	" ⑦	民794、798
離縁後の未成年後見人選任	" ⑦の2	民811 V
離縁の許可	" ⑧	民811 VI
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分	" ⑧の2	民817の2、817の10
子の懲戒に関する許可その他の処分	" ⑨	民822、857、867 II
利益相反行為についての特別代理人の選任	" ⑩	民826、860
財産管理者の選任その他の管理に関する処分	" ⑪	民27 II、28、29、830 II III IV、869
親権又は管理権の喪失の宣告及びその取消し	" ⑫	民834、835、836
親権又は管理権を辞し又は回復するについての許可	" ⑬	民837
後見人、保佐人、補助人又はそれらの監督人の選任	" ⑭	民840、843 II III、849、849の2、876の2 II、876の3 I II、876の7 I II、876の8 I
後見人、保佐人、補助人又はそれらの監督人の辞任についての許可	" ⑮	民844、852、876の2 II、876の3 II、876の7 II、876の8 II

後見人、保佐人、補助人又はそれらの監督人の解任	家審 9 I 甲類 ①⑥	民846、852、876の2 II、876の3 II
後見人等の財産目録作成期間の伸長	" ①⑦	民853 I 但書、867 II
数人の成年後見人等の権限の行使についての定め・取消し	" ①⑧	民852、859の2 I II、876の3 II、876の5 II、876の8 II、876の10 I
成年被後見人、被保佐人又は被補助人の居住用不動産の処分についての許可	" ①⑨	民859の3
後見人等に対する報酬付与	" ②⑩	民862、867 II
後見人等に対する事務	" ②⑪	民863、867 II、876の5 II、876の10 I
後見人等の管理計算期間の伸長	" ②⑫	民870但書、876の5 III、876の10 II
臨時保佐人又は臨時補助人の選任	" ②⑬の2	民876の2 III、876の7 III
推定相続人の廃除・取消しの場合の遺産の管理に関する処分	" ②⑭	民28、29 II、895
相続の承認・放棄の期間伸長	" ②⑮	民915 I 但書
相続の承認・放棄前、限定承認又は放棄後の相続財産の保存・管理に関する処分	" ②⑯	民28、29 II、918 II III、926 II、936 III、940 II
相続の限定承認・放棄の取消申述の受理	" ②⑰の2	民919 IV
相続の限定承認申述の受理	" ②⑱	民924
鑑定人の選任	" ②⑲	民930 II、932但書、947 III IV、950 II、957 II、1029 II
共同限定承認による財産管理人の選任	" ②⑳	民936 I
相続の放棄申述の受理	" ②㉑	民938
相続財産の分離に関する処分	" ③①	民941 I、950 I
相続財産の分離の場合の相続財産の管理に関する処分	" ③②	民28、29 II、943、950 II
相続人不存在の場合の相続財産管理人の選任その他相続財産の管理に関する処分	" ③③の2	民28、29 II、952、953、958
特別縁故者に対する相続財産の分与	" ③④の2	民958の3 I
遺言の確認	" ③⑤	民976 IV、979 III
遺言書の検認	" ③⑥	民1004 I
遺言執行者の選任	" ③⑦	民1010
遺言執行者に対する報酬の付与	" ③⑧	民1018 I

遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任許可	家審 9 I 甲類②	民1019
負担付遺贈遺言の取消し	" ③	民1027
遺留分放棄についての許可	" ③	民1043 I
氏変更の許可	家審 9 II	戸107 I IV、119
名変更の許可	"	戸107の2、119
就籍の許可	"	戸110 I、119
戸籍訂正の許可	"	戸113、114、119
市町村長の処分に対する不服	"	戸118、119
戸籍届出の委託確認	"	戸119、138 II III
児童の里親委託等の承認	"	児福28 I II
被保護者の保護施設収容許可	"	生保30 III IV
保護者の選任又はその順位の変更	"	精保20 II III
親権者破産の場合の管理権喪失宣告	"	破61 I II

乙類 (申立手数料 1,200円)

事 件 の 内 訳	法 条	根 拠 条 文
夫婦同居その他夫婦間の協力扶助に関する処分	家審 9 I 乙類①	民752
財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分	" ②	民758 II III
婚姻費用の分担に関する処分	" ③	民760
子の監護者の指定、養育費の分担、面接交渉、引渡しその他子の監護に関する処分	" ④	民法749、766 I II、771、788
離婚等に伴う財産分与に関する処分	" ⑤	民法749、768 II、771
祭祀財産の権利の承継者の指定	" ⑥	民749、751 II、769 II、771、808 II、817、897 II
離縁後の親権者の指定	" ⑥の2	民811 IV
親権者の指定又は変更	" ⑦	民819 V VI
扶養に関する処分	" ⑧	民877、878、879、880
推定相続人の廃除・取消し	" ⑨	民892、893、894
寄与分を定める処分	" ⑨の2	民904の2 II
遺産分割に関する処分	" ⑩	民907 II III
扶養義務者が負担する費用額の確定	家審 9 II	生保77 II III

夫婦財産契約に基づく財産 管理者破産の場合の財産管 理者の変更及び共有財産の 分割に関する処分	家審9 II	破61 I II、民758 II、IV
--	--------	------------------------

2 家事調停事件(基本法条…家事審判法11条、17条、18条、19条、
同付則、家事審判規則4条)
(申立手数料 1,200円)

事 件 の 内 訳	法 条	参 照 条 文
乙類審判事項	家審17	「1乙類」を参照
家審法23条に掲げる事項	家審17、23	
婚姻無効	” 23 I	民742
婚姻取消し	” 23 I	民743~749
協議離婚無効	” 23 II	
協議離婚取消し	” 23 II	民747、764
養子縁組無効	” 23 I	民795、796、797、 802
養子縁組取消し	” 23 I	民803~808
協議離婚無効	” 23 II	
協議離婚取消し	” 23 II	民747、808、812
父の確定	” 23 II	民773
嫡出子否認	” 23 II	民774~778
認知	” 23 II	民779~788
認知無効	” 23 II	民786
認知取消し	” 23 II	民785、786
身分関係存否確認	” 23 II	
その他の家庭に関する申立	家審17	
離婚(夫婦関係調整)	”	民763~771、819
内縁解消	”	
婚姻予約履行	”	
離婚その他男女関係解消 に基づく慰謝料	”	民709、710、724
親族間の紛争調整	”	
特有財産の返還・引渡し	”	民762
離縁	”	民811~817
遺留分減殺	”	民1028~1044
遺産に関する紛争調整	”	民906~914
その他	”	

民事（家事）事件記録符号

●簡易裁判所

イ 和解事件
ロ 督促事件
ハ 通常訴訟事件
手ハ 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件
少コ 少額訴訟事件
少エ 少額訴訟判決に対する異議申立て事件
ハレ 控訴提起事件
ハツ 飛躍上告提起事件
少テ 少額異議判決に対する特別上告提起事件
ニ 再審事件
ヘト 公示催告事件
ハソ 保全命令事件
借 抗告提起事件
ノ 借地非訟事件
ユ 民事一般調停事件
メ 宅地建物調停事件
交 商事調停事件
公 交通調停事件
ア 公害等調停事件
キ 過料事件
サ 共助事件
民事雑事件

●地方裁判所

ワ 通常訴訟事件
手ワ 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件
ワネ 控訴提起事件
ワオ 飛躍上告提起事件
ワ受 飛躍上告受理申立て事件
カ 再審事件
ヨ 保全命令事件
レ 控訴事件
レツ 上告提起事件
ソ 抗告事件
ソラ 抗告提起事件
チ 民事非訟事件
ヒ 商事非訟事件
借チ 借地非訟事件
セ 農事調停事件
ス 鉱害調停事件
リ 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件
ヌ 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械に対する

強制執行事件

ル 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件
ケ 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械を目的とする担保権の実行としての競売等事件
ナ 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件
ヲ 執行雑事件
フ 破産事件
ミ 会社更生事件
ホ 過料事件
エ 共助事件
モ 民事雑事件
人 人身保護事件
人モ 人身保護雑事件

●高等裁判所

ネ 控訴事件
ネオ 上告提起事件
ネ受 上告受理申立て事件
ラ 抗告事件
ラク 特別抗告提起事件
ラ許 許可抗告申立て事件
ム 再審事件
ツ 上告事件
ツテ 特別上告提起事件
ウ 民事雑事件
人ナ 人身保護事件
人ウ 人身保護雑事件

●最高裁判所

オ 上告事件
受 上告受理事件
テ 特別上告事件
ク 特別抗告事件
許 許可抗告事件
ヤ 再審事件
マ 民事雑事件

●家庭裁判所

家 家事審判事件
家イ 家事調停事件
家ニ 家事抗告提起等事件
家ハ 家事共助事件
家ロ 家事雑事件
家ホ 人事訴訟事件

成年後見の申立て等の手続きについて

(平18.9.1現在)

○ 成年後見、保佐、補助開始の審判の申立て（家庭裁判所）

【必要書類】

申立人の戸籍謄本

本人の戸籍謄本及び戸籍附票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書

成年後見人等候補者の戸籍謄本、住民票及び身分証明書、成年後見に関する登記事項証明書、東京家庭裁判所所定の申立事情説明書、後見人等候補者事情説明書、財産目録、収支予定表

※本人以外の請求により保佐人への代理権付与、補助開始、補助人への同意権又は代理権付与の各審判をするには、本人の同意等が必要

※成年後見人等が、本人の居住用の不動産の売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等の処分をする場合には、居住用不動産の処分についての許可が必要

【収入印紙】 800円

※補助申立＋同意権付与申立＋代理権付与申立＝800円×3、

補助申立＋同意権付与申立＝800円×2、

補助申立＋代理権付与申立＝800円×2、

保佐申立＋代理権付与申立＝800円×2が必要です。

【登記印紙】 4000円

【郵便切手】 4300円（500円×5、80円×20、10円×20）

【予納金】 10万円（鑑定費用・余った場合返却される）

★成年後見等の登記は家庭裁判所から囑託

○ 任意後見監督人選任の申立て（家庭裁判所）

【必要書類】

申立人の戸籍謄本

本人の戸籍謄本及び戸籍附票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書

任意後見監督人候補者の戸籍謄本、住民票及び身分証明書、成年後見に関する登記事項証明書

東京家庭裁判所所定の申立事情説明書（任意後見）、任意後見受任者事情説明書、任意後見監督人候補者事情説明書

※本人以外の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意等が必要

【収入印紙】 800円

【登記印紙】 2000円

【郵便切手】 4300円（500円×5、80円×20、10円×20）

★成年後見監督人の登記は家庭裁判所から囑託

○ 任意後見契約締結（公証役場）

【必要書類】

本人 戸籍謄本、住民票、印鑑証明書

任意後見人となる人 住民票、印鑑証明書

【公正証書作成手数料】 11000円（基本手数料）

【登記嘱託手数料】 1400円

【登記印紙代】 4000円

※その他正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の郵券代等が必要

★任意後見契約の登記は公証役場から嘱託

○ 後見人等終了の登記申請（法務局）

【必要書類】 登記申請書

※最後の住所地が住基ネットに加入していない市区町村の場合は戸（除）籍謄本が必要

○ 登記事項証明書等請求（法務局）

1. 登記事項証明書

【登記印紙】 1000円

【請求できる人】

①本人、配偶者、4親等内の親族

②成年後見人、保佐人、補助人、任意後見受任者（任意後見人）、それらの監督人

【必要書類】 代理人によるときは委任状（親族からの請求は戸籍謄本も必要）

※申請書用紙は法務局のホームページ内にあります

<http://www.moj.go.jp/MINJI/paper01.html>

2. 登記されていないことの証明書

【登記印紙】 500円

【請求できる人】 本人、配偶者、4親等内の親族

【必要書類】 代理人によるときは委任状（親族からの請求は戸籍謄本も必要）

※申請書用紙は法務局のホームページ内にあります

<http://www.moj.go.jp/MINJI/certificate.pdf>

3. 郵送交付請求先 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

Tel03-5213-1234(代表)03-5213-1360(ダイヤルイン)

窓口交付申請は各法務局・地方法務局戸籍課で取り扱っています。

4. オンラインによる申請

http://shinsei.moj.go.jp/list/list_103.html

社団法人成年後見センター・リーガルサポートURL

<http://www.legal-support.or.jp/>

公証人の手数料

(公証人手数料令(平5.6.25政令224)による。)

(平18.9.1現在)

種	別	単 位 及 び 額
証 書 の 作 成 の 手 数 料	1 一般の場合(9条、10条、16条、25条)	法律行為の目的の価額 100万円以下のもの 5,000円 100万円を超え200万円以下のもの 7,000円 200万円を超え500万円以下のもの 1万1,000円 500万円を超え1,000万円以下のもの 1万7,000円 1,000万円を超え3,000万円以下のもの 2万3,000円 3,000万円を超え5,000万円以下のもの 2万9,000円 5,000万円を超え1億円以下のもの 4万3,000円 1億円を超え3億円以下のもの 4万3,000円に超過額5,000万円までごとに1万3,000円を加算した額 3億円を超え10億円以下のもの 9万5,000円に超過額5,000万円までごとに1万1,000円を加算した額 10億円を超えるもの 24万9,000円に超過額5,000万円までごとに8,000円を加算した額 (注) (1) 法律行為の目的の価額は、公証人が証書作成に着手した時の価額による。その価額を算定できないときは500万円の価額とみなす。 (2) 証書の枚数が4枚(法務省令で定める横書の証書にあっては3枚)を超えるときは、超える1枚ごとに250円加算する。
	2 次に掲げる行為の場合(16条、17条、18条、19条)	

(1) 算定不能の場合の法律行為の目的の価額 (2) 承認、許可、同意又は当事者双方が履行していない契約の解除 (3) 委任状 (4) 遺言の証書（遺言の補充又は更正に係るものを除く。） (5) 遺言の全部又は一部の取消し	法律行為の目的の価額を500万円とみなす。ただし、500万円を超えることが明らかなときはその最低価額とし、500万円に満たないことが明らかなときはその最高価額とする。 1万1,000円 ただし、上記1の手数料の額の10分の5に相当する額が1万1,000円を下回る場合はその額 7,000円 上記1による額に1万1,000円を加算する。ただし、遺言の目的の価額が1億円を超えるときはこの限りでない。 1万1,000円 ただし、上記1の手数料の額の10分の5に相当する額が1万1,000円を下回る場合はその額
3 株主総会等の決議に関する証書（20条）	記載に要した時間 1時間までごとに1万1,000円
4 企業担保権に関する証書（21条） (1) 企業担保権の設定を目的とする契約についての証書作成 (2) 企業担保権の変更を目的とする契約についての証書作成	11万円 4万5,000円
5 規約の設定等に関する証書（22条） (1) 建物の区分所有等に関する規約の設定、変更、廃止 ① 建物の専有部分の全部を所有する者の規約の設定についての証書の作成	専有部分の個数に応じ (イ) 10個以下の場合 2万3,000円 (ロ) 10個を超え50個以下の場合 2万3,000円に超過個数10個までごとに1万1,000円を加算した額 (ハ) 50個を超え100個以下の場合 6万7,000円に超過個数10個までごとに9,000円を加算した額 (ニ) 100個を超える場合 11万2,000円に超過個数20個までごとに6,000円を加算した額

証書の作成の手数料

法律行為に係る証書

② 1 団地内の数棟の建物の全部を所有する者の団地共用部分の規約の設定についての証書の作成

③ ①及び②以外の規約の設定についての証書の作成

④ ①から③までの規約の変更についての証書の作成

⑤ ①から③までの規約の廃止についての証書の作成

建物の棟数に応じ

(イ) 5 棟以下の場合 2 万3,000円

(ロ) 5 棟を超える場合
2 万3,000円に超過棟数 5 棟までごとに 1 万1,000円を加算した額

①に同じ。ただし、1 団地内の数棟の建物について、その全部が専有部分のある建物以外の建物であるときはその建物の個数を専有部分の個数と、一部が専有部分の存する建物以外の建物であるときはその建物の個数に専有部分の個数を加えたものを専有部分の個数とみなす。

その設定についての手数料と同額。ただし、同一の公証人役場において証書に作成された規約については、その10分の5の額(2 万3,000円に満たないときは 2 万3,000円)。

1 万1,000円

法律行為でない事実に係る証言

1 法律行為でない事実に係る証書の作成 (26 条)

2 受取書又は拒絶証書 (27 条)

3 秘密証書遺言 (28 条)

4 関連する 2 以上の法律行為でない事実に関する証書 (29 条)

5 日曜日その他の一般の休日又は午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間に事実実験されたときの加算 (30 条)

事実実験等に要した時間

1 時間までごとに 1 万1,000円

7,000円

1 万1,000円

事実実験等に要した時間を通算した時間の 1 時間までごとに 1 万1,000円
ただし、その算定された額が上記 1、2 を合算した額を上回るときは、その合算した額による。

1 から 4 までの手数料の10分の5の額

病床執務等による加算及び執務の中止等による手数料

1 証書の作成が病床でされたことによる加算 (32 条)

2 執務中止等による手数料 (33 条)

証書作成の場合のそれぞれの額の10分の5の額

執務した時間の 1 時間までごとに

1 万1,000円

ただし、その証書の作成が完了した場合についての手数料を超えることはできない。

認 証 の 手 数 料	私 署 証 書 等 の 認 証	1 私署証書等の認証 (1) 一般の場合(34条) (2) 私署証書が外国語で記載されているとき (3) 私署証書の謄本の認証 (4) 株主総会その他集会の議事録又は建物の区分所有等に関する事項についての区分所有者全員の書面の認証 2 定款の認証の手数料(35条) 3 電磁的記録の認証の手数料(35条の2) (1) 一般の場合 (2) 電磁的記録の内容が外国語で記載されているとき 4 執務の中止等による手数料(36条)	1万1,000円 ただし、私署証書を証書として作成するとしたときの手数料の額の10分の5が1万1,000円を下回るときはその額(宣誓認証に係るものは除く。) (1)の場合の額に6,000円加算する。 5,000円 2万3,000円 5万円 1万1,000円 ただし、記録内容を証書として作成するとしたときの手数料の額の10分の5が1万1,000円を下回るときはその額(宣誓認証に係るものは除く。) (1)の場合の額に6,000円加算する。 執務した時間1時間までごとに 1万1,000円 ただし、その証書の作成が完了した場合については、その額を超えることはできない。
そ の 他 の 手 数 料		1 確定日付の付与(37条) 私署証書に確定日付を付した場合の手数料 2 日付情報の付与(37条の2) 電磁的記録に記録された情報に日付情報を付した場合の手数料 3 執行文の付与(38条) 民事執行法22条5号の債務名義の正本に執行文を付与した場合の手数料	700円 700円 1,700円 ただし、民事執行法27条1項若しくは2項又は28条1項による執行文の付与については、その額に1,700円加算する。

その他の手数料	4 送達 (39条)	
	(1) 3の債務名義の正本、謄本又は民事執行法29条後段の執行文及び文書の謄本の送達の手数料	1,400円
	(2) (1)の送達の証明の手数料	250円
	5 登記の嘱託 (39条の2)	
	登記の嘱託の手数料	1,400円
	6 正本等の交付 (40条)	
	証書の正本・謄本、その附属書類の謄本又は定款若しくはその附属書類の謄本の交付の手数料	1枚につき 250円
	7 閲覧 (41条)	
	証書の原本及びその附属書類又は定款及びその附属書類の閲覧の手数料	1回につき 200円
	8 電磁的記録の保存 (41条の2)	300円
	9 電磁的記録に記録された情報と同一であることに関する証明 (41条の3)	700円
	10 電磁的記録に記録された情報と同一の情報の提供 (41条の4)	700円
	ただし、電磁的記録の内容を証する書面の交付をもって情報を提供するときは、用紙1枚ごとに20円を加算する。	
送達に要する料金・登記手数料・日当及び旅費	1 送達に要する料金 (42条)	実費額
	2 登記手数料 (42条の2)	4,000円
	任意後見契約の登記の嘱託についての手数料	
	3 日当及び旅費 (43条)	
	(1) 日当	1日につき 2万円
	(2) 旅費	ただし、4時間以内のときは 1万円
	イ 交通に要した費用	実費額
	ロ 宿泊料	
	一般職の職員の給与に関する法律6条1項10号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員に支給される宿泊料に相当する額	

法務局・支局・出張所一覧

(平18.9.1現在)

東京法務局				★印はコンピュータ庁を示す。
支局出張所 ()は支局	不動産登記 管轄区域 オンライン申請開始日	商業登記 管轄区域 オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
とうきょう (東京)	千代田区、中央区、 文京区、小笠原村 ★ H17.12.5	不動産登記管 轄区域に同じ ★ ○	○	千代田区九段南1丁目1番15号 (九段第2合同庁舎) 〒102-8225 ☎(03)5213-1234(代) ・1332「不動産」 ・1337「法人登記電話相談」
みなと 港	港区 ★ H18.3.13	〃 ★ ○		港区東麻布2丁目11番11号 〒106-8654 ☎(03)3586-2181～2
たいとう 台東	台東区 ★	〃 ★		台東区台東1丁目26番2号 〒110-8561 ☎(03)3831-0694・0625
すみ 墨	墨田区、江東区 ★	〃 ★ ○		墨田区菊川1丁目17番13号 〒130-0024 ☎(03)3631-1408 3633-1010
しな 品	品川区 ★	〃 ★		品川区広町2丁目1番36号 (品川区総合庁舎) 〒140-8717 ☎(03)3774-3446～7
じょう 城	大田区 ★	〃 ★		大田区鶴の木2丁目9番15号 〒146-8554 ☎(03)3750-6651
せたいがや 世田谷	世田谷区 ★ H18.3.13	〃 ★ ○		世田谷区若林4丁目31番18号 〒154-0023 ☎(03)5481-7519・7594
しぶ 渋谷	渋谷区 ★	〃 ★ ○		渋谷区宇田川町1番10号 (渋谷地方合同庁舎) 〒150-8301 ☎(03)3463-7671
めい 目黒	目黒区 ★	〃 ★		目黒区目黒本町1丁目16番17号 〒152-8521 ☎(03)5768-3218・3598
しん 新	新宿区 ★	〃 ★ ○		新宿区北新宿1丁目8番22号 〒169-0074 ☎(03)3363-7385～6
なか 中	中野区 ★ H17.9.20	〃 ★ ○		中野区野方1丁目34番1号 〒165-8588 ☎(03)3389-3379・3336
すぎ 杉	杉並区 ★	〃 ★		杉並区今川2丁目1番3号 〒167-0035 ☎(03)3395-0255～6

いた板	ばし橋	板橋区 ★	★ 不動産登記管 轄区域に同じ	板橋区板橋 1 丁目 44 番 6 号 〒173-0004 ☎(03)5943-2349 3964-5385
と豊	しま島	豊島区 ★	〃 ★ 〇	豊島区池袋 4 丁目 30 番 20 号 (豊島地方合同庁舎) 〒171-8507 ☎(03)3971-1616
きた北		北区、荒川区 ★	〃 ★	北区王子 6 丁目 2 番 66 号 〒114-8531 ☎(03)3912-2608-9
ねり練	ま馬	練馬区 ★	〃 ★	練馬区春日町 5 丁目 35 番 33 号 〒179-8501 ☎(03)5971-3681・3726
え江	ど戸	がわ川 江戸川区 ★	〃 ★	江戸川区中央 1 丁目 16 番 2 号 〒132-8585 ☎(03)3654-4156-7
じょう城	ほく北	足立区、葛飾区 ★	〃 ★ 〇	葛飾区小菅 4 丁目 20 番 24 号 〒124-8502 ☎(03)3603-4305-6
おお大	しま島	大島町、利島村	〃 ★	大島町元町字家の上 445 番地 9 (大島合同庁舎) 〒100-0101 ☎(04992) 2-1209
にい新	じま島	新島村、神津島村	〃 ★	新島村本村 3 丁目 2 番 1 号 〒100-0402 ☎(04992) 5-0205
さん三宅島 (東京法務 局へ事務委 任)	じま島	三宅島、御蔵島村 ★ H17.12.5	〃 ★ 〇	三宅島三宅村神着 240 番地 〒100-1101 ☎(04994) 2-0063 (03)5213-1329(本局不動産登記)
はち八丈島	じま島	八丈町、青ヶ島村、 小島、鳥島	〃 ★	八丈島八丈町大賀郷 2263 番地 〒100-1401 ☎(04996) 2-3081
(はちおうじ八王子)		八王子市 ★	〃 ★ 〇	八王子市南大沢 2 丁目 27 番地 フレスコ南大沢 10・11 階 〒192-0364 ☎(042)670-6240-1
な多	ま摩	日野市、多摩市、 稲城市 ★	〃 ★	多摩市落合 1 丁目 15 番地 1 〒206-0033 ☎(042)337-0511・0505
まち町	だ田	町田市 ★	〃 ★	町田市森野 2 丁目 28 番 14 号 (町田地方合同庁舎) 〒194-0022 ☎(042)722-2414
たち立	かわ川	立川市、昭島市、 武蔵村山市、東大 和市 ★	〃 ★	立川市錦町 4 丁目 1 番 18 号 (立川地方合同庁舎) 〒190-0022 ☎(042)524-2716

にし た ま (西多摩)	青梅市、福生市、 羽村市、あきる野 市、西多摩郡	★ 不動産登記管 轄区域に同じ	○	福生市南田園3丁目61番3号 〒197-0004 ☎(042)551-0937(総務) 0360(登記)
ふ ちゅう (府 中)	武蔵野市、三鷹市、 府中市、小金井市、 国分寺市、国立市、 調布市、狛江市 H17.12.5	★ 〃	○	府中市新町2丁目44番地 〒183-0052 ☎(042)335-4753(総務) 4756(不動産権利) 8766(不動産表示) 3753(会社・法人)
た 田	小平市、東村山市、 西東京市、清瀬市、 東久留米市	★ 〃		西東京市田無町4丁目16番24 号 〒188-0011 ☎(042)461-1178・1130

横浜地方方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不 動 産 登 記 域 管 轄 区 域 オンライン申請開始日	商 業 登 記 域 管 轄 区 域 オンライン申請	供 託	所在地・郵便・電話番号
よこ はま (横 浜)	横浜市(中区、西 区、南区) H17.11.28	横浜市	○	横浜市中区北仲通5丁目57番 地 (横浜第2合同庁舎) 〒231-8411 ☎(045)641-7461(代)
か 神 な 奈 が 川	横浜市(神奈川区、 保土ヶ谷区、鶴見 区)			横浜市神奈川区七島町117番 地 〒221-0061 ☎(045)431-5353
かな 金 が 沢	横浜市(金沢区、 磯子区)			横浜市金沢区泥亀2丁目7番1 号 〒236-0021 ☎(045)782-4993
あお 青 ば 葉	横浜市(緑区、青葉 区)			横浜市青葉区荏田西1丁目9 番地12 〒225-0014 ☎(045)973-2020
こう 港 ほく 北	横浜市(港北区、 都筑区)			横浜市港北区新横浜3丁目24 番6号 (横浜港北地方合同庁舎) 〒222-0033 ☎(045)474-1280
と 戸 つか 塚	横浜市(戸塚区、 泉区)			横浜市戸塚区戸塚町2833番地 〒244-0003 ☎(045)871-3912
あか 栄 え	横浜市(港南区、 栄区) H17.9.12			横浜市栄区小菅ヶ谷1丁目6 番2号 〒247-0007 ☎(045)895-3071
あさひ 旭	横浜市(旭区、瀬 谷区)			横浜市旭区柏町113番地2 〒241-0835 ☎(045)365-1300

ふじ (藤 沢)	★ 藤沢市	★ 不動産登記管 轄区域に同じ	○	藤沢市大鋸1丁目2番15号 〒251-0002 ☎(0466)26-3303
かま 鎌 倉	★ 鎌倉市	★ 〃	○	鎌倉市佐助1丁目13番6号 〒248-0017 ☎(0467)23-0631
ち 茅 ヌ 崎	★ 茅ヶ崎市、高座郡 (寒川町)	★ 〃		茅ヶ崎市矢畑1280番地2 〒253-0085 ☎(0467)82-2619
かわ (川 崎)	★ 川崎市(川崎区、 幸区、中原区)	★ 川崎市	○	川崎市川崎区宮前町12番11号 (川崎法務総合庁舎) 〒210-0012 ☎(044)244-4166
あさ 麻 生	★ 川崎市(高津区、 宮前区、多摩区、 麻生区)			川崎市麻生区上麻生1丁目3番 14号(川崎西合同庁舎) 〒215-0021 ☎(044)955-2222
よこす (横須賀)	★ 横須賀市、逗子市、 三浦郡(葉山町) H18.1.23	★ 不動産登記管 轄区域に同じ	○	横須賀市日の出町1丁目4番地 (横須賀合同庁舎) 〒238-0006 ☎(046)825-6511
み 三 崎	★ 三浦市	★ 〃		三浦市三崎町小網代2252番地 4 〒238-0225 ☎(046)888-6258
おだわら (小田原)	★ 小田原市、足柄下 郡(湯河原町、真 鶴町、箱根町)、南 足柄市、足柄上郡 (中井町、松田町、 大井町、開成町、 山北町) H18.7.18	★ 〃	○	小田原市本町2丁目3番24号 〒250-0012 ☎(0465)23-0181
ひら 平 塚	★ 平塚市、中郡(大 磯町、二宮町) H17.11.28	★ 〃	○	平塚市浅間町10番地22 (平塚地方合同庁舎) 〒254-0041 ☎(0463)22-6557
あつ (厚 木)	★ 秦野市、厚木市、 伊勢原市、愛甲郡 (愛川町、清川村) H18.7.18	★ 〃	○	厚木市寿町3丁目5番1号 (厚木法務総合庁舎) 〒243-0003 ☎(0462)24-3163
やま 大 和	★ 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市	★ 〃		大和市中央1丁目5番20号 〒242-0021 ☎(046)261-2645
さがみはら (相模原)	★ 相模原市、津久井 郡(城山町、藤野 町)	★ 〃	○	相模原市富士見6丁目10番10 号(相模原地方合同庁舎) 〒229-0036 ☎(042)753-2110

さいたま地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不動産登記 管轄区域 オンライン申請開始日	商業登記 管轄区域 オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
(さいたま)	★ さいたま市(桜区、 浦和区、中央区、 南区、緑区) H18.2.27	★ さいたま市 (岩槻出張所 の管轄に属す る地域を除く。) ○	○	さいたま市浦和区高砂3丁目 16番58号 (さいたま法務総合庁舎) 〒330-8513 ☎(048)863-2211代~4
と 戸 だ 田	★ 戸田市、蕨市 -----	★ 不動産登記管 轄区域に同じ		戸田市新曽南3丁目1番5号 〒335-0026 ☎(048)432-0233
かわ 川 ぐち 口	★ 川口市、鳩ヶ谷市 H17.11.28	★ 〃 ○	○	川口市中青木2丁目19番5号 〒332-8550 ☎(048)255-4844~5
し 志 き 木	★ 志木市、朝霞市、 和光市、新座市、 富士見市	★ 〃 ○		志木市本町1丁目4番25号 〒353-0004 ☎(048)476-1230
おお (大) みや (宮)	★ さいたま市(大宮 区、西区、北区、 見沼区) H17.11.28		○	さいたま市北区植竹町1丁目 155番地 〒331-9623 ☎(048)652-3230~1・ 652-5364
こ 鴻 う の す 巣	★ 鴻巣市、北本市 -----	★ 不動産登記管 轄区域に同じ		鴻巣市中央27番27号 〒365-0032 ☎(048)541-0776
あげ 上 お 尾	★ 上尾市、桶川市、 北足立郡(伊奈町) H17.3.22	★ 〃 ○		上尾市大字西門前753番地1 〒362-8513 ☎(048)771-0239
(く 久) き (喜)	★ 久喜市、幸手市、 北葛飾郡(栗橋町、 鷺宮町)、北埼玉郡 (北川辺町)、南埼 玉郡(白岡町、葛 藤町)	★ 〃 ○	○	久喜市本町4丁目5番28号 〒346-0005 ☎(0480)21-0215・ 23-1289
ほく 北 まい 埼	★ 加須市、羽生市、 北埼玉郡(騎西町、 大利根町)	★ 〃 ○		加須市大字志多見1883番地1 〒347-0042 ☎(0480)61-0507
(こし 越) がや (谷)	★ 越谷市、吉川市、 北葛飾郡(松伏町)	★ 〃 ○	○	越谷市東越谷9丁目34番地1 〒343-0023 ☎(048)966-1321~2・ 963-6013

いわ 岩	つる 槻	さいたま市(岩槻区)、蓮田市	★ 不動産登記管 轄区域に同じ ○	さいたま市岩槻区東岩槻4丁目3番地4 〒339-8512 ☎(048)756-0458
か 春	す 日	春日部市、南埼玉郡(宮代町)、北葛飾郡(杉戸町)	★ 〃	春日部市中央3丁目11番地8 〒344-8513 ☎(048)752-2339
そう 草	か 加	草加市、八潮市、三郷市	★ 〃	草加市八幡町735番地1 〒340-0006 ☎(048)936-0354~5
かわ (川)	ご 越	川越市、ふじみ野市、入間郡(三芳町)、比企郡(川島町)	★ 〃 ○	川越市大字豊田本277番地3 〒350-1118 ☎(049)243-3804 3824
さか 坂	と 戸	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡(鳩山町)、入間郡(越生町、毛呂山町)	★ 〃	坂戸市千代田1丁目2番9号 〒350-0214 ☎(049)281-0342
ところ (所)	ざ 沢	所沢市、狭山市、入間市	★ 〃 ○	所沢市並木6丁目1番地5 〒359-0042 ☎(04)2992-2677・2686
はん 飯	の 能	飯能市、日高市	★ 〃	飯能市双柳94番15号 〒357-0021 ☎(042)972-2580
くま (熊)	が 谷	熊谷市、大里郡(江南町、寄居町)、行田市、深谷市(本庄出張所の管轄に属する地域を除く)	★ 熊谷市、大里郡(江南町、寄居町)、行田市、深谷市 ○	熊谷市筑波3丁目39番地1号 〒360-0037 ☎(048)524-8805~6・ 7872
ほん 本	じ ょう 庄	本庄市、深谷市(今泉、後榛沢、岡、岡里、岡部、櫛挽、沓掛、西田、針ヶ谷、榛沢新田、榛沢、普濟寺、本郷、山河、山崎)、児玉郡(美里町、神川町、上里町)	★ 本庄市、児玉郡(美里町、神川町、上里町)	本庄市中央2丁目4番44号 〒367-8555 ☎(0495)22-3264
ひがしまつやま (東松山)		東松山市、比企郡(吉見町、滑川町、小川町、嵐山町、ときがわ町)、秩父郡(東秩父村)	★ 不動産登記管 轄区域に同じ ○	東松山市加美町1番16号 〒355-0011 ☎(0493)22-0379・0938
ちち (秩父)	よ 父	秩父市、秩父郡(小鹿野町、長瀬町、皆野町、横瀬町)	★ 〃 ○	秩父市桜木町12番28号 〒368-8507 ☎(0494)22-0827・5601

千葉地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不動産登記 管轄区域 オンライン申請開始日	商業登記 管轄区域 オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
ちば (千葉)	★ 千葉市(中央区、 稲毛区、美浜区) H18.2.27	★ 千葉市 ○	○	千葉市中央区中央港1丁目11 番3号 〒260-8518 ☎(043)302-1311(総 務)、1312(登記)、 1318(供託)
ちばにし 千葉西	★ 千葉市(花見川 区)、習志野市	★ 習志野市 ○		千葉市花見川区武石町1丁目 520番地3 〒262-8503 ☎(043)274-1251
ちばひがし 千葉東	★ 千葉市(緑区、若 葉区)			千葉市若葉区桜木5丁目16番 地20号 〒264-0028 ☎(043)234-3121
いちば 市原	★ 市原市	★ 不動産登記管 轄区域に同じ		市原市八幡2384番地56 〒290-0062 ☎(0436)41-3241
とうがね 東金	★ 東金市、山武郡(大 網白里町、九十九 里町)	★ "		東金市堀上334番地12 〒283-0063 ☎(0475)52-2402
さくら (佐倉)	★ 佐倉市、四街道市、 八街市、印旛郡 (酒々井町)	★ "	○	佐倉市表町1丁目20番地11 〒285-0811 ☎(043)484-1222
なり 成田	★ 成田市(香取支局 の管轄に属する地 域を除く)、印西 市、白井市、富里 市、印旛郡(栄町、 印旛村、本埜村、 印旛村、本村)	★ 成田市、印西 市、白井市、 富里市、印旛 郡(栄町、印 旛村、本埜村) ○		成田市郷部1322番地 〒286-0014 ☎(0476)23-2313
もはら (茂原)	★ 茂原市、長生郡(一 宮町、睦沢町、長 生村、長柄町、白 子町、長南町)	★(一部) 不動産登記管 轄区域に同じ	○	茂原市高師1836番地1 〒297-0029 ☎(0475)24-2188
いすみ	★ 勝浦市、いすみ市、 夷隅郡(大多喜町、 御宿町)	★ "		いすみ市大原7400番地55 〒298-0004 ☎(0470)62-2283
まつど (松戸)	★ 松戸市、流山市	★ " ○	○	松戸市岩瀬473番地2 〒271-8518 ☎(047)363-6278
のだ 野田	★ 野田市	★ "		野田市中根6番地3 〒278-0031 ☎(04)7122-2957
かしわ (柏)	★ 柏市、我孫子市 H18.2.27	★ " ○	○	柏市柏6丁目10番25号 〒277-0005 ☎(04)7167-3309

きさらづ (木更津)	★ (一部) 木更津市、袖ヶ浦市、富津市、君津市	★ 不動産登記管轄区域に同じ	○	木更津市東中央3丁目1番7号 〒292-0057 ☎(0438)22-2531
なて やま (館 山)	★ 館山市、鴨川市、南房総市、安房郡(鋸南町)	★ 〃	○	館山市北条2169番地1 〒294-0045 ☎(0470)22-0620
そう き (匝 瑳)	★ 匝瑳市、旭市、銚子市、香取郡(多古町)、山武郡(芝山町、横芝光町)〔成東出張所の管轄に属する地域を除く。〕	★ 匝瑳市、旭市、銚子市、香取郡(多古町)、山武郡(芝山町、横芝光町)	○	匝瑳市八日市場ハ678番地3 〒289-2141 ☎(0479)72-0334
なる とう 成 東	山武市、山武郡(横芝光町〔牛熊、姥山、於幾、小堤、北清水、木戸台、栗山、古川、坂田、坂田池、曾根合、寺方、遠山、取立、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、長倉、中台、長山台、新島、新島旧新堀、新島旧三島、屋形、谷台、横芝、両国新田〕)	山武市		山武市殿台279番地1 〒289-1324 ☎(0475)82-2536
か とり (香 取)	★ 香取市、香取郡(神崎町、東庄町)、成田市(伊能、白作、大沼、川上、官林、吉岡、久井崎、桜田、柴田、新田、浅間、大栄十余三、多良貝、津富浦、稻荷山、東ノ台、所、中野、南敷、奈土、一畝田、一坪田、堀籠、前林、馬乗里、松子、水の上、村田、横山、青山、大首、大和田、小野、倉水、小浮、猿山、地藏原新田、高、高岡、高倉、冬父、中里、名木、名古屋、七沢、滑川、成井、西大須賀、野馬込、平川、四谷)	★ 香取市、香取郡(神崎町、東庄町)	○	香取市佐原口2122番地40 〒287-0001 ☎(0478)52-3391
ふな ばし (船 橋)	★ 船橋市、八千代市 H17.11.28	★ 不動産登記管轄区域に同じ	○	船橋市海神町2丁目284番地1 〒273-8558 ☎(047)431-3681
いち かわ (市 川)	★ 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市 H17.11.28	★ 〃	○	市川市大野町4丁目2156番地1 〒272-0805 ☎(047)339-7757

水戸地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不動産登記 管轄区域 オンライン申請開始日	商業登記 管轄区域 オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
水戸 (水戸)	水戸市、那珂市、 東茨城郡(茨城町、 城里町〔笠間出張 所の管轄に属する 地域を除く〕)、那 珂郡(東海村) H18.2.27	水戸市、那珂 市、東茨城郡 (茨城町、城 里町)、那珂郡 (東海村) ○	○	水戸市北見町1番1号 (水戸地方法務合同庁舎) 〒310-0061 ☎(029)227-9911
ひたちなか	ひたちなか市、★ 東茨城郡(大洗町)	不動産登記管 轄区域に同じ		ひたちなか市和尚塚12507番 地5 〒311-1263 ☎(029)262-4061
かき 笠間	笠間市、東茨城郡 (城里町〔大網、 小勝、上赤沢、真 端、塩子、下赤沢、 徳蔵〕)、桜川市(青 柳、明日香1～4 丁目、飯淵、池亀、 磯部、稲、犬田、 今泉、入野、岩瀬、 上野原地新田、大 泉、大月、長方、 門毛、上城、亀岡、 加茂部、木植、久 原、鍛田、小塩、 御領1～3丁目、 坂本、猿田、下泉、 曾根、高幡、堤上、 富岡、富谷、友部、 中泉、中里、西飯 岡、西小端、西桜 川1～3丁目、東 桜川1～3丁目、 平沢、福崎、富士 見台1～4丁目、 本郷、松田、間中、 水戸、南飯田、山 口)	笠間市 ★		笠間市笠間1532番地2 (笠間法務総合庁舎) 〒309-1611 ☎(0296)72-0557
ひたち (日立)	日立市、高萩市、★ 北茨城市	不動産登記管 轄区域に同じ ○	○	日立市弁天町2丁目13番15号 (日立法務総合庁舎) 〒317-0072 ☎(0294)21-2253
ひたちおた (常陸太田)	常陸太田市、常陸 大宮市、久慈郡(大 子町)	〃 ★	○	常陸太田市山下町1221番地1 〒313-0013 ☎(0294)73-0221～2
つち (土浦)	土浦市、かすみが うら市、稲敷郡(阿 見町、美浦村)	〃 ★ ○	○	土浦市下高津1丁目12番9号 〒300-0812 ☎(029)821-0783・0792
いし 石岡	石岡市、小美玉市 ★	〃 ★		石岡市東田中1101番地 〒315-0034 ☎(0299)27-0671～2

つくば	つくば市 ★	不動産登記管 轄区域に同じ ★	つくば市吾妻1丁目12番地1 (筑波合同庁舎) 〒305-0031 ☎(029)851-8186・8311
りゅうがき (竜ヶ崎)	龍ヶ崎市、稲敷郡 (河内町)、北相馬 郡(利根町)、稲敷 市 ★	〃 ★	龍ヶ崎市2985番地 〒301-0822 ☎(0297)62-0225 64-2607
とり 取	取手市、牛久市、 守谷市、つくばみ らい市 ★	〃 ★	取手市宮和田1784番地1 〒300-1514 ☎(0297)83-0057
か (鹿嶋)	鹿嶋市、潮来市、 神栖市、行方市、 銚田市 ★	〃 ★	鹿嶋市鉢形1527番地1 〒314-0034 ☎(0299)83-6000
しも (下妻)	下妻市、結城郡(八 千代町)、猿島郡 (境町)、坂東市、 常総市(内野山、 大沢、大沢新田、 岡田、尾崎、小保 川、沓掛、蔵持、 蔵持新田、栗山新 田、鴻野山、鴻野 山新田、国生、崎 房、左平太新田、 篠山、新石下、杉 山、収納谷、大房、 館方、東野原、豊 田、中沼、馬場、 馬場新田、原、原 宿、古間木、古間 木新田、古間木沼 新田、平内、曲田、 孫兵衛新田、向石 下、本石下、本豊 田、山口、若宮戸)、 筑西市(赤浜、新 井新田、有田、板 橋、稲荷、犬塚、 井上、上野内淀、 江、海老江、海老 ヶ島、大林、押尾、 梶内、上西郷谷、 木戸、倉持、黒子、 鷺島、山王堂、下 川中子、関館、関 本肥土、関本上、 関本上中、関本下、 関本中、関本分中、 高津、竹垣、田宿、 築地、辻、寺上野、	下妻市、坂東 市、結城郡(八 千代町)、猿島 郡(境町) ★	下妻市下妻乙124番地2 (下妻法務合同庁舎) 〒304-0067 ☎(0296)43-3935・3937

	中上野、中根、中村新田、鍋山、成井、西保末、猫島、花田、花橋、東石田、東保末、平方、福岡新田、藤ヶ谷、船玉、舟生、古内、松原、宮後、宮山、向上野、村田、谷原、吉田)		
ちく 筑	筑西市（下妻支局の管轄区域に属する地域を除く）、桜川市（笠間出張所の管轄区域に属する地域を除く。）	筑西市、桜川市 ★	筑西市甲781番地1 〒308-0021 ☎(0296)22-3495
ゆう 結	結城市	不動産登記管轄区域に同じ	結城市結城1745番地1 〒307-0001 ☎(0296)33-3242
みつ 水 かい 海 どう 道	常総市（下妻支局の管轄区域に属する地域を除く。）	常総市 ★	常総市水海道橋本町3552番地1 〒303-0003 ☎(0297)22-0639
こ 古	古河市、猿島郡(五霞町) ★	不動産登記管轄区域に同じ ★	古河市長谷町40番1号 〒306-0034 ☎(0280)22-0295

宇都宮地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不 動 産 登 記 区 域 管 轄 区 域 オンライン申請開始日	商 業 登 記 区 域 管 轄 区 域 オンライン申請	供 託	所在地・郵便・電話番号
うつのみや (宇都宮)	宇都宮市、さくら市、河内郡（河内町、上河内町、上三川町）、塩谷郡（高根沢町） ★ H17.11.28	不動産登記管轄区域に同じ ★ ○	○	宇都宮市小幡2丁目1番11号 〒320-8515 ☎(028)623-6333
か 鹿 おま 沼	鹿沼市 ★	〃 ★		鹿沼市文化橋町1982番地10 〒322-0064 ☎(0289)64-2519
いま いち (今 市)	日光市、塩谷郡(塩谷町) ★	〃 ★	○	日光市今市本町20番地3 〒321-1272 ☎(0288)21-0309
も おか (真 岡)	真岡市、芳賀郡（二宮町、益子町、茂木町、芳賀町、市貝町） ★	〃 ★	○	真岡市荒町5176番地3 〒321-4305 ☎(0285)82-2279

おおたわら (大田原)	★ 大田原市、矢板市、 那須塩原市(東町、 あたご町、井口、 石林、一区町、宇 都野、扇町、遅野 沢、折戸、金沢、 上赤田、上大貫、上 塩原、上横林、北 赤田、北二つ室、 五軒町、三区町、塩 原、下大貫、下田 野、下永田一丁目 から八丁目、新南、 関根、関谷、千本 松、高阿津、高柳、 太夫塚一丁目から 六丁目、槻沢、中 塩原永田町、二区 町、西赤田、西朝日 町、西遅沢、西幸 町、西栄町、西富 山、西原町、西三 島一丁目から七丁 目、西大和、接骨 木、東赤田、東遅 沢、東関根、東三島 一丁目から六丁 目、暮沼二つ室、三 島一丁目から五丁 目、緑一丁目、緑二 丁目、南赤田、南郷 一丁目から五丁 目、南町、陸、湯本 塩原、横林、四区町)	★ 大田原市、矢 板市	○ 大田原市本町1丁目2695番地 109 〒324-0041 ☎(0287)23-1155
くろいそ 黒磯	★ 那須塩原市(大田 原支局の管轄に属 する地域を除く)、 那須郡(那須町) H18.7.10	★ 那須塩原市の 全域、那須郡 (那須町)	○ 那須塩原市橋本町8番50号 〒325-0043 ☎(0287)62-0230
からすやま (鳥山)	★ 那須烏山市、那須 郡(那珂川町)	★ 不動産登記管 轄区域に同じ	○ 那須烏山市中央1丁目19番17 号 〒321-0621 ☎(0287)82-2251
はらぎ (栃木)	★ 栃木市、上都賀郡 (西方町)、下都賀 郡(大平町、都賀 町、岩舟町、藤岡 町、壬生町)	★ 〃	○ 栃木市片柳町1丁目22番25号 〒328-0053 ☎(0282)22-1068
おやま 小山	★ 小山市、下野市、 下都賀郡(野木町)	★ 〃	○ 小山市花垣町1丁目13番40号 〒323-0027 ☎(0285)22-0361 0356
あしかが (足利)	★ 足利市	★ 〃	○ 足利市大町532番地21 〒326-0056 ☎(0284)42-8101
さの 佐野	★ 佐野市	★ 〃	○ 佐野市堀米町611番地3 〒327-0843 ☎(0283)22-0839

前橋地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不動産登記 管轄区域 ★ オンライン申請開始日	商業登記 管轄区域 ★ オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
まえ びし (前 橋)	前橋市、渋川市(北橋町、勢多郡(富士見村)) ★ H18.2.27	前橋市、勢多郡(富士見村) ★ ○	○	前橋市大手町2丁目10番5号 〒371-8535 ☎(027)221-4466代
しば かわ (渋 川)	渋川市(前橋地方法務局本局登記部門の管轄区域に属する地域を除く。)、北群馬郡(吉岡町、榛東村) ★	渋川市、北群馬郡(吉岡町、榛東村) ★		渋川市石原1099番地1 〒377-0007 ☎(0279)22-0242
い さき (伊勢崎)	伊勢崎市 佐波郡(玉村町) ★	不動産登記管轄区域に同じ ★	○	伊勢崎市太田町554番地10 (伊勢崎地方合同庁舎) 〒372-0006 ☎(0270)25-0758
ぬま た (沼 田)	沼田市、利根郡(片品村、川場村、みなかみ町、昭和村) ★	〃 ★	○	沼田市西倉内町701番地 〒378-0042 ☎(0278)22-2518
おお た (太 田)	太田市、邑楽郡(大泉町、千代田町、邑楽町) ★ H18.2.27	〃 ★ ○	○	太田市鳥山下町387番地3 〒373-0063 ☎(0276)32-6100
たて ばやし (館 林)	館林市、邑楽郡(板倉町、明和町) ★	〃 ★		館林市台宿町7番2号 〒374-0068 ☎(0276)72-3139
きり せい (桐 生)	桐生市、みどり市 ★	〃 ★ ○	○	桐生市末広町13番地5 (桐生地方合同庁舎) 〒376-0045 ☎(0277)44-3526
たか きき (高 崎)	高崎市(藤岡出張所の管轄に属する地域を除く。)、安中市、多野郡(吉井町)、群馬郡(榛名町) ★ H17.11.28	高崎市、安中市、多野郡(吉井町)、群馬郡(榛名町) ★	○	高崎市東町134番地12 (高崎地方合同庁舎) 〒370-0045 ☎(027)322-6315
ふじ しか (藤 岡)	高崎市(新町)、藤岡市、多野郡(上野村、神流町) ★	藤岡市、多野郡(上野村、神流町) ★		藤岡市中栗須109番地2 〒375-0015 ☎(0274)22-0413
なかのじょう (中之条)	吾妻郡(中之条町、東吾妻町、高山村、長野原町、六合村、嬬恋村、草津町) ★	不動産登記管轄区域に同じ ★	○	吾妻郡中之条町大字中之条町692番地2 〒377-0424 ☎(0279)75-3037
とみ おか (富 岡)	富岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村) ★	〃 ★	○	富岡市富岡1383番地6 〒370-2316 ☎(0274)62-0404

静岡地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不動産登記 管轄区 ★ オンライン申請開始日	商業登記 管轄区 ★ オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
しずおか (静岡)	静岡市(葵区、駿河区) ★ H18.2.27	静岡市 ★ ○	○	静岡市葵区追手町9番50号 (静岡地方合同庁舎) 〒420-8650 ☎(054)254-3555(代)
しず 清水	静岡市(清水区)、 庵原郡(由比町、 富士川町) ★	庵原郡(由比町、 富士川町) ★		静岡市清水区松原町2番15号 〒424-0825 ☎(0543)51-4481
ふじ 藤	藤枝市、志太郡(岡部町) ★	不動産登記管 轄区域に同じ ★		藤枝市稲川1丁目7番7号 〒426-0022 ☎(054)641-1158
しま 島	島田市、牧之原市、 榛原郡(川根町、 吉田町、川根本町)、 御前崎市(白羽、 港、御前崎[旧御前崎町の区域]) ★	島田市、牧之原市、 榛原郡(川根町、 吉田町、川根本町) ★ ○		島田市横井3丁目22番11号 〒427-0024 ☎(0547)37-3259
やい 焼	焼津市、志太郡(大井川町) ★	不動産登記管 轄区域に同じ ★		焼津市西小川5丁目6番地の2 〒425-0036 ☎(054)628-2910
ぬま (沼津)	沼津市、裾野市 ★ H18.2.27	〃 ★ ○	○	沼津市市場町9番1号 〒410-0831 ☎(055)931-1877
ご 御殿場	御殿場市、駿東郡(小山町) ★	★(一部) 〃		御殿場市萩原576番地3 〒412-0042 ☎(0550)82-0663
み 三島	三島市、伊豆の国市(内中、寺家、中條、中、長崎、奈古谷、南條、韭山、韭山金谷、韭山多田、韭山土手和田、韭山山木、原木、四日町)、田方郡(函南町)、駿東郡(清水町、長泉町) ★	三島市、田方郡(函南町)、駿東郡(清水町、長泉町) ★		三島市梅名585番地2 〒411-0816 ☎(055)977-1221
あ 熱海	熱海市、伊東市 ★ H17.8.29	不動産登記管 轄区域に同じ ★ ○		熱海市福道町7番30号 〒413-8560 ☎(0557)81-2586
おお 大井町	伊豆市、伊豆の国市(三島出張所の管轄に属する区域を除く) ★	★(一部) 伊豆市、伊豆の国市		伊豆の国市吉田138番地1 〒410-2322 ☎(0558)76-1240
ふ (富士)	富士市 ★	不動産登記管 轄区域に同じ ★	○	富士市御幸町13番19号 〒417-0041 ☎(0545)53-1200

★ 富 士 宮	富士宮市、富士郡 (芝川町)	★ 不動産登記管 轄区域に同じ	富士宮市元城町1番2号 〒418-0064 ☎(0544)26-2049
し も だ 田 (下 田)	★ 下田市、賀茂郡 (南伊豆町、河津 町、東伊豆町、松 崎町、西伊豆町)	★ 〃	下田市西本郷2丁目5番33号 (下田地方合同庁舎) 〒415-8524 ☎(0558)22-0534
は ま ま つ 松 (浜 松)	★ (一部) 浜松市、湖西市、 浜名郡(新居町)	★ 〃	浜松市板屋町111番地2 浜松アクタワー9階 〒430-7709 ☎(053)454-1396
い わ 磐 磐 田	★ 磐田市	★ 〃	磐田市見付3599番地6 (磐田地方合同庁舎2階) 〒438-0086 ☎(0538)32-2618
か げ が わ 川 (掛 川)	★ 掛川市(袋井支局 の管轄に属する地 域を除く)、御前崎 市(島田出張所の 管轄に属する区域 を除く)、菊川市	★ 掛川市、御前 崎市、菊川市	掛川市亀の甲2丁目16番2号 〒436-0028 ☎(0537)22-5538
ふ く り い 井 (袋 井)	★ 袋井市、掛川市(大 淵、沖之須、西大 淵、山崎、横須賀)、 周智郡(森町)	★ 袋井市、周智 郡(森町)	袋井市袋井366番地 〒437-0026 ☎(0538)42-3545

甲府地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不 動 産 登 記 管 轄 区 域 オンライン申請開始日	商 業 登 記 管 轄 区 域 オンライン申請	供 託	所在地・郵便・電話番号
こ う ふ 府 (甲 府)	★ 甲府市(旧中道町、 旧上九一色村〔古 関、梯〕を除く)、 甲斐市、中央市(旧 田富町、旧玉穂 町)、中巨摩郡(昭 和町)、南アルプス 市(旧八田村、芦 安村、櫛形町、白 根町、若草町、甲 西町) H17.11.28	★ 甲府市(旧上 九一色村〔古 関、梯〕を含 む)、甲斐市、 中央市(旧田 富町、旧玉穂 町、旧豊富 村)、中巨摩郡 (昭和町)、南 アルプス市 (旧八田村、 芦安村、櫛形 町、白根町、若 草町、甲西町)	○	甲府市北口1丁目2番19号 (甲府地方合同庁舎) 〒400-8520 ☎(055)252-7151
や ま な し 梨 山 梨	★ 山梨市(旧牧丘町、 旧三富村)、甲州市 (旧勝沼町、旧大 和村、旧塩山市)、 笛吹市(旧春日居 町)	★ 塩山市、山梨 市(旧牧丘町、 旧三富村)、東 山梨郡(勝沼 町、大和村)		山梨市小原東1333番地1 〒405-0005 ☎(0553)22-0242

い 石	き 和	笛吹市(旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧芦川村)、中央市(旧豊富村)、甲府市(旧中道町)	笛吹市	★	笛吹市石和町唐柏720番地 3 〒406-0034 ☎(055)262-2820
に も	き 崎	★ 韭崎市、北杜市	★ 不動産登記管轄区域に同じ		韭崎市本町4丁目3番2号 〒407-0024 ☎(0551)22-0370
か じ (	あ わ)	★ 南巨摩郡(増穂町、 鰍沢町、早川町、 南部町、身延町)、 西八代郡(市川三 郷町)、甲府市(旧 上九一色村[古閑、 梯]、富士河口湖 町(旧上九一色村 [精進、本栖、富 士ヶ嶺])	★ 南巨摩郡(増穂町、 鰍沢町、早川町、 南部町、身延町)、 西八代郡(市川三郷町)	○	南巨摩郡鰍沢町字大法師2543番地 4 〒400-0601 ☎(0556)22-0174・0148
よ し 吉	だ 田	富士吉田市、南都留郡(富士河口湖町[旧上九一色村、精進、本栖、富士ヶ嶺を除く。]、忍野村、山中湖村、鳴沢村、西桂町)	★ 富士吉田市、南都留郡(富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、西桂町)		富士吉田市上吉田3丁目9番13号 〒403-0005 ☎(0555)22-0025
お お (	つ き)	★(一部) 大月市、北都留郡(小菅村、丹波山村)、上野原市、都留市、南都留郡(道志村)	★ 不動産登記管轄区域に同じ	○	大月市御太刀2丁目8番10号 (大月地方合同庁舎) 〒401-0012 ☎(0554)22-0799

長野地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不 動 産 登 記 管 轄 区 域 オンライン申請開始日	商 業 登 記 管 轄 区 域 オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
な が (	★ 長野市(長野南出張所の管轄に属する地域を除く) 上水内郡(信州新町、信濃町、中条村、小川村、飯綱町)	★ 長野市、上水内郡(信州新町、信濃町、中条村、小川村、飯綱町)	○	長野市旭町1108番地 〒380-0846 ☎(026)235-6611代
	H18.2.27	○		
	★ 長野市(篠ノ井布施高田、篠ノ井布施五明、篠ノ井御幣川、篠ノ井横田、篠ノ井会、篠ノ井小松原、篠ノ井岡田、篠ノ井二ツ柳、			

ながの 長野	みこと川、篠ノ井 石川、篠ノ井塩崎、 篠ノ井東福寺、篠 ノ井小森、篠ノ井 杵淵、篠ノ井西寺 尾、東犀南、篠ノ 井有旅、篠ノ井山 布施、川中島町今 井、川中島町今井 原、川中島町原、 川中島町御厨、川 中島町今里、川中 島町上氷鉤、川中 島町四ツ屋、稲里 町中氷鉤、稲里1 丁目、稲里町下氷 鉤、稲里町田牧、 稲里町中央1～4 丁目、真島町真島、 真島町川合、小島 田町、青木島町青 木島、青木島1～4 丁目、丹波島1 ～3丁目、青木島 町綱島、青木島町 大塚、信更町赤田、 信更町田野口、信 更町永ノ田、信更 町灰原、信更町高 野、信更町田沢、 松代町松代、松代 町大室、松代町小 島田、松代町牧島、 松代町柴、松代町 東寺尾、松代町西 寺尾、松代町東条、 松代温泉、皆神台、 松代町豊栄、松代 町西条、松代町岩 野、松代町清野、 松代町城北、里島、 金井田、合戦場1 ～3丁目、大橋南 1・2丁目、下水 鉤1丁目、市場、 松代町城東、広田、 神明、三本柳東1 ～3丁目、三本柳 西1～3丁目		
す 須	須坂市、上高井郡 (小布施町、高山 村)	不動産登記管 轄区域に同じ	長野市小島田町952番地 〒381-2212 ☎(026)286-4226
(飯 山)	飯山市 中野市 (大字穴田、大字 上今井、大字豊津、 大字永江)、下水内 郡(栄村)、下高井 郡(木島平村、野 沢温泉村)	★ 飯山市、下水 内郡(栄村)、 下高井郡(木 島平村、野沢 温泉村)	○ 飯山市大字須坂1229番地11 〒382-0076 ☎(026)245-0167 飯山市大字飯山1080番地 〒389-2253 ☎(0269)62-2302・4846

なかの野 中 野	中野市（飯山支局の管轄に属する地域を除く）、下高井郡（山ノ内町）	中野市、下高井郡（山ノ内町）	★	中野市三好町1丁目3番39号 〒383-0025 ☎(0269)22-3341
うえだ田 (上 田)	上田市、小県郡（青木村、長和町）、東御市	不動産登記管轄区域に同じ	★	上田市中央西2丁目3番13号 〒386-0023 ☎(0268)23-2001~2
と戸 戸 倉	千曲市、埴科郡（坂城町）	〃		千曲市大字磯部586番地1 〒389-0806 ☎(026)276-3530
きく久 (佐 久)	★（一部） 佐久市、小諸市、南佐久郡（小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町）、北佐久郡（御代田町、立科町、軽井沢町）	〃	★	佐久市猿久保890番地4 〒385-0011 ☎(0267)67-2272
まつもと本 (松 本)	★ 松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡（波田町、山形村、生坂村、麻績村、朝日村、筑北村） H18.2.27	〃	★	松本市沢村2丁目12番46号 〒390-0877 ☎(0263)32-2567代・33-4698
きそ曾 (木 曾)	木曽郡（王滝村、上松町、木祖村、南木曽町、大桑村、木曽町）	〃	★	木曽郡木曽町福島4926番地3 〒397-0001 ☎(0264)22-2186
おおまち町 (大 町)	★ 大町市、北安曇郡（池田町、松川村、白馬村、小谷村）	〃	★	大町市大字大町2943番地5 〒398-0002 ☎(0261)22-0379・7489
すお訪 (諏 訪)	★ 諏訪市、岡谷市、茅野市、諏訪郡（下諏訪町、原村、富士見町）	〃	★	諏訪市大手1丁目21番20号 〒392-0026 ☎(0266)52-1043・1804
いいた田 (飯 田)	★ 飯田市、下伊那郡（喬木村、阿智村、清内路村、平谷村、根羽村、下條村、豊丘村、松川町、高森町、大鹿村、天龍村、阿南町、泰阜村、壳木村）	〃	★	飯田市大久保町2637番地3 〒395-0053 ☎(0265)22-0014・0074
いな那 (伊 那)	★ 伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡（南箕輪村、箕輪町、辰野町、宮田村、飯島町、中川村）	〃	★	伊那市大字伊那部5064番地1 〒396-0011 ☎(0265)78-3462~3

新潟地方法務局

★印はコンピュータ庁を示す。

支局出張所 ()は支局	不動産登記 管轄区域 オンライン申請開始日	商業登記 管轄区域 オンライン申請	供託	所在地・郵便・電話番号
にい がつた (新 潟)	★ 新潟市(新発田、 新津支局及び巻出 張所の管轄に属す る区域を除く) H17.11.28	★ 新潟市 ○	○	新潟市西大畑町5191番地 (新潟地方法務総合庁舎) 〒951-8504 ☎(025)222-1561
*** 巻	新潟市(赤館、安 尻、油島、新谷、 石瀬、井随、茨島、 今井、岩室温泉、 植野新田、打越、 姥島、卯八郎受、 浦村新田、漆山、 越前浜、遠藤、遠 藤村受、大潟村古 新田、大潟村古新 田受、大関村古新 田、大曾根、大原、 押付、貝柄、貝柄 新田、柿島、角田 浜、角海浜、潟浦 新、潟頭、潟上、 潟東美里、金池、 上木島、上小吉、 河井、川崎、北野、 国見、久保田、熊 谷、熊谷村受、熊 潟新田、桑山、桑 山村受、高野宮、 河間、五ヶ浜、五 之上、小吉、栄、 桜林、真田、猿ヶ 瀬、三角野新田、 三方、下木島、下 和納、称名、白鳥、 新保新田、すずき、 善光寺、善光寺村 受、曾根、高橋、 高畑、竹野町、津 雲田、天竺堂、稲 島、道上、富岡、 富出村外新田受、 中郷屋、中之口、 中之口長場、夏井、 並岡、新飯田潟、 新飯田潟上新田、 新飯田潟下新田、 仁箇、西川下山、 西中、西中島、西 長島、西船越、西 松崎、西汰上、布 目、葉萱場、羽黒、 橋本、旗屋、旗屋 村受、羽田、原、 針ヶ曾根、番屋、 東小吉、東中、東 船越、東汰上、樋 曾、兵右衛門新田、 平沢、平野、福井、			新潟市巻甲4155番地 〒953-0041 ☎(0256)72-2401

[illegible]

ひら かみ (村) 上)	村上市、岩船郡(神林村、朝日村、栗島浦村、山北町、荒川町、関川村) -----	★ 不動産登記管轄区域に同じ	○ 村上市二之町 4 番16号 〒958-0835 ☎(0254)53-2390
なが おか (長) 岡)	★ 長岡市 (小千谷及び見附出張所の管轄に属する区域を除く) -----	★ 長岡市 -----	○ 長岡市三和 3 丁目 9 番地 1 (長岡法務総合庁舎) 〒940-1151 ☎(0258)33-5511
み 見 つけ 附	長岡市 (赤谷、赤沼、明戸、東町、天下島、天下島 1・2 丁目、池之島、一之貝、一之渡戸、稲島、入塩川、上の原町、梅野俣、上沼新田、海老島、海老島勇次新田、大川戸、大口、大沼新田、大曲戸、大曲戸新田、押切新田、新思金、金沢 1~6 丁目、金沢 1・2 丁目、上ヶ榎出、上塩、亀ヶ谷新田、鴉ヶ島、軽井沢、寒沢、北木、荷頃、狐興野、木山沢、九川、熊袋、栗山沢、小貫、小沼新田、小向、西所、柴町 1~3 丁目、三沼、塩新町、塩中、下沼新田、島田、下榎出、下塩、新柴町 1~3 丁目、信条西、信条東、信条南、菅畑、杉之森、関根、大保、平、平 1~5 丁目、滝之口、滝の下町、田之口、中央公園、中条北、中条新田、土ヶ谷、坪根、鶴ヶ曾根、栃尾旭町、栃尾新町、栃尾泉、栃尾岩野外新田、栃尾大野、栃尾大野町 1~4 丁目、栃尾大町、栃尾表町、栃尾島田、栃尾原、栃尾原町 1~5 丁目、栃尾本町、栃尾町、栃尾宮沢、栃尾山田、栃尾山田町、栃堀、中、中興野、仲子町、中西、中之島、中之島高畑、中之島中条、中之島西野、	見附市	見附市昭和町 2 丁目 4 番 1 号 〒954-0059 ☎(0258)62-0467

	中之島宮内、中野中、中野西、中野東、長呂、並木新田、西高山新田、西中野俣、西野俣、楡原、猫興野、野口、灰島新田、半蔵金、東が丘、中野俣、人面、平中野俣、比礼、吹谷、福原、二ツ郷屋、二日町、文納、本所、本津川、品之木、巻湖、巻湖1～4丁目、松尾、松ヶ崎新田、末宝、真野代新田、真弓、水沢、篠谷、森上、谷内1・2丁目、山口、山屋、横山、吉水、来伝、六所、山葵谷)、見附市		
小 千 谷	長岡市 (小国町相野原、小国町新町、小国町大貝、小国町小国沢、小国町上岩田、小国町上新田、小国町上谷内新田、小国町桐沢、小国町小栗山、小国町若野島、小国町下新田、小国町諏訪井、小国町武石、小国町太郎丸、小国町千谷沢、小国町橋沢、小国町二本柳、小国町八王子、小国町原、小国町法坂、小国町法末、小国町三桶、小国町森光、小国町山野田、小国町横沢、古志竹沢、古志東竹沢、古志南平)、小千谷市、北魚沼郡 (川口町)	小千谷市、北魚沼郡 (川口町)	小千谷市城内1丁目13番20号 〒947-0028 ☎(0258) 82-2176
とお か まち (十日町)	十日町市、中魚沼郡 (津南町) ★	不動産登記管轄区域に同じ ★	○ 十日町市宮田町1番地18 〒948-0083 ☎(025) 752-2575
かしわ ぎき (柏 崎)	柏崎市、刈羽郡 (刈羽村)、三島郡 (出雲崎町) ★	〃 ★	○ 柏崎市田中26番23号 (柏崎地方合同庁舎) 〒945-8501 ☎(0257) 23-5226
みなみうおぬま (南魚沼)	南魚沼郡 (湯沢町)、魚沼市、南魚沼市 ★	〃 ★	○ 南魚沼市美佐島61番地9 〒949-6641 ☎(025) 772-2164

じょう うえつ (上 越)	上越市 (糸魚川支局及び新井出張所の管轄に属する区域を除く) ★	上越市 ★ ○	上越市木田2丁目15番7号 〒943-0805 ☎(025)525-4133
あら 新 い 井	上越市 (中郷区、板倉区)、妙高市	妙高市 ★ ○	妙高市大字美守3番地1 〒944-0016 ☎(0255)72-2555
いといがわ (糸魚川)	糸魚川市、上越市 (名立区) ★	糸魚川市 ★ ○	糸魚川市寺町2丁目8番30号 〒941-0058 ☎(025)552-0356
き ど (佐 渡)	佐渡市 ★	不動産登記管轄区域に同じ ★ ○	佐渡市相川三丁目新浜町3番地3 (佐渡相川合同庁舎) 〒952-1561 ☎(0259)74-3787
どい づ (新 津)	新潟市 (あおば通1・2丁目、赤波、朝日、朝捲、味方、鯨潟、鯨潟一丁目、安部新、天ヶ沢新田、安養寺、飯島新田、居宿、和泉、大焼新田、茨曾根、鑄物師興野、飯柳、兎新田、牛崎、白井、白井ノ内小平次新田、鰺ヶ通、梅ノ木、浦興野、浦沢、浦梨、大秋、大倉、大倉新田、大鹿、大関、大通1・2丁目、大通黄金1〜7丁目、大通西、大通南1〜5丁目、大別當、岡田、荻島、荻島1〜3丁目、沖新保、荻野町、覚路津、金沢町1〜4丁目、金津、屋、鎌倉新田、上浦、上木山、上塩俵、上新田、上道濁、上八枚、上曲通、神屋、柄目木、浦ヶ沢、川口、川根、北、北潟、北上、北上1〜3丁目、北上新田、北田中、木清、櫛筋、草水町1〜3丁目、蜘蛛手興野、栗宮、車場、車場1〜5丁目、こがね町、小口、小坂、小須戸、小蔵子、古田、古小田ノ内、大野開、小戸上組、小戸下組、子成場、小向、小屋屋場、さつき野1〜3丁目、山王、山王新田、塩谷、七軒、七軒町、清水、下木山、下興野、下興野町、下塩俵、下条、下新、下道濁、下道濁下新田、下八枚、下八枚ノ内、小見新田、下曲通、下山) ★	五泉市、阿賀野市、東蒲原郡 (阿賀町) ★ ○	新潟市新津4463番地1 〒956-0000 ☎(0250)22-0501

崎、十五間、十二
 道島、上下蔵訪木、
 庄瀬、次郎右エ門
 興野、白根、白根東
 町一丁目、白根魚
 町、白根水道町、白
 根中山、白根ノ内
 七軒、白根日の出
 町、白根古川、白根
 四ツ興野、新栄町、
 新金沢町、新郷屋、
 新生町 1～4 丁
 目、新保、新町 1
 ～3 丁目、新山崎
 町 1～3 丁目、水
 田、助次右エ門組、
 善道、善道町 1・
 2 丁目、蔵主、田
 家、田家 1～3 丁
 目、大安寺、大郷、
 大蔵、田尾、高井
 興野、高井東 1
 ～3 丁目、滝谷町、
 滝谷本町、田屋、
 月潟、次屋、釣寄、
 釣寄新、出戸、天
 王新田、戸石新田、
 戸頭、中小見、中
 沢町、中塩俵、中
 新田、中野、中野
 1～5 丁目、中村、
 七穂、七日町、鍋
 潟、新飯田、新津、
 新津秋葉 1～3 丁
 目、新津田島、新
 津東町 1～3 丁
 目、新津福島、新
 津本町 1～4 丁
 目、新津緑町、新
 津四ツ興野、西笠
 巻、西笠巻新田、
 西金沢、西萱場、
 西酒屋、西島、西
 白根、西古津、日
 宝町、根岸、能登、
 能登 1・2 丁目、
 羽下、東笠巻、東
 笠巻新田、東金沢、
 東萱場、東島、東
 長嶋、菱潟、菱潟
 新田、引越、平潟、
 平潟新田、船越、
 舟戸 1・2 丁目、
 古川新田、古津、
 平成町、保坂、堀
 掛、程島、牧ヶ鼻、
 真木新田、松ヶ丘
 一丁目、松橋、満
 願寺、万年、南田
 中、南町、美幸町
 1～3 丁目、結、
 矢代田、山崎興野、
 山谷町 1～3 丁
 目、横川浜、吉江、
 吉岡町、吉田新田、
 竜玄新田、六郷、
 鷺ノ木新田、蕨曾
 根、割町、五泉市
 阿賀野市、東蒲
 原郡（阿賀町）

オンライン申請運用開始日チェック表

[illegible]

[illegible]

裁 判 所 一 覧

(平18.6.1現在)

裁 判 所	電 話	所 在 地
最高裁判所	03-3264-8111	〒102-8651 千代田区隼町4の2
東京高等裁判所	03-3581-5411	〒100-8933 千代田区霞が関1の1の4
知的財産高等裁判所	03-3581-1710	〒100-8933 千代田区霞が関1の1の4 (裁判所合同庁舎17階)
東京地方裁判所	03-3581-5411	〒100-8920 千代田区霞が関1の1の4
八王子支部	042-642-5195	〒192-8516 八王子市明神町4の21の1
民事執行センター	03-5721-4630	〒152-8527 目黒区目黒本町2の26の14
東京家庭裁判所	03-3502-8311	〒100-0013 千代田区霞が関1の1の2
八王子支部	042-642-5195	〒192-8538 八王子市明神町4の21の1
八丈島出張所	04996-2-0619	〒100-1401 八丈島八丈町大賀郷1485の1
伊豆大島 "	04992-2-1165	〒100-0101 大島町元町字家の上445の10
東京簡易裁判所	03-3581-5411	〒100-8971 千代田区霞が関1の1の2
墨田分室	03-3507-3291	〒100-0013 千代田区霞が関1の1の1(仮庁舎)
八丈島簡易裁判所	04996-2-0037	〒100-1401 八丈島八丈町大賀郷1485の1
伊豆大島 "	04992-2-1165	〒100-0101 大島町元町字家の上445の10
新島 "	04992-5-1210	〒100-0402 新島村本村3の2の2
八王子 "	042-642-5195	〒192-8516 八王子市明神町4の21の1
立川 "	042-522-2805	〒190-0022 立川市錦町4の1の19
武蔵野 "	0422-52-2692	〒180-0006 武蔵野市中町2の4の12
青梅 "	0428-22-2459	〒198-0031 青梅市師岡町1の1300の1
町田 "	042-727-5011	〒194-0022 町田市森野2の28の11
横浜地方裁判所	045-201-9631	〒231-8502 横浜市中区日本大通9
川崎支部	044-233-8171	〒210-8559 川崎市川崎区富士見1の1の3
相模原 "	042-755-4681	〒229-0036 相模原市富士見6の10の1
横須賀 "	046-823-1905	〒238-8510 横須賀市田戸台3
小田原 "	0465-22-6186	〒250-0012 小田原市本町1の7の9
横浜簡易裁判所	045-662-6971	〒231-0021 横浜市中区日本大通9
神奈川 "	045-321-8045	〒221-0822 横浜市中区西神奈川1の11の1
保土ヶ谷 "	045-331-5991	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町239
川崎 "	044-233-8174	〒210-8559 川崎市川崎区富士見1の1の3
鎌倉 "	0467-22-2202	〒248-0014 鎌倉市由比ヶ浜2の23の22
藤沢 "	0466-22-2684	〒251-0054 藤沢市朝日町1の8
相模原 "	042-752-2009	〒229-0036 相模原市富士見6の10の1
横須賀 "	046-823-1907	〒238-8510 横須賀市田戸台3
平塚 "	0463-31-0513	〒254-0045 平塚市見附町43の9
小田原 "	0465-22-6186	〒250-0012 小田原市本町1の7の9
厚木 "	046-221-2018	〒243-0003 厚木市寿町3の5の3
横浜家庭裁判所	045-681-4181	〒231-8585 横浜市中区寿町1の2
川崎支部	044-222-1315	〒210-8537 川崎市川崎区富士見1の1の3
相模原 "	042-755-8661	〒229-0036 相模原市富士見6の10の1
横須賀 "	046-825-0569	〒238-0015 横須賀市田戸台3
小田原 "	0465-22-6586	〒250-0012 小田原市本町1の7の9
さいたま地方裁判所	048-863-4111	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3の16の45

越谷支部	048-964-2811	〒343-0023	越谷市東越谷9の34の2
川越 "	049-225-3500	〒350-8531	川越市宮下町2の1の3
熊谷 "	048-521-4821	〒360-0041	熊谷市宮町1の68
秩父 "	0494-22-0226	〒368-0035	秩父市上町2の9の12
さいたま簡易裁判所	048-863-4111	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3の16の45
川口 "	048-252-3770	〒332-0032	川口市中青木2の22の5
大宮 "	048-641-4288	〒330-0803	さいたま市大宮区高鼻町3の140
久喜 "	0480-21-0157	〒346-0016	久喜市東1の15の3
越谷 "	048-964-2811	〒343-0023	越谷市東越谷9の34の2
川越 "	049-225-3500	〒350-8531	川越市宮下町2の1の3
飯能 "	042-972-2342	〒357-0021	飯能市大字双柳371
所沢 "	04-2996-1801	〒359-0042	所沢市並木6の1の4
熊谷 "	048-521-2474	〒360-0041	熊谷市宮町1の68
本庄 "	0495-22-2514	〒367-0031	本庄市北堀1394の3
秩父 "	0494-22-0226	〒368-0035	秩父市上町2の9の12
さいたま家庭裁判所	048-863-4111	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3の16の45
越谷支部	048-964-2811	〒343-0023	越谷市東越谷9の34の2
川越 "	049-225-3560	〒350-8531	川越市宮下町2の1の3
熊谷 "	048-521-2474	〒360-0041	熊谷市宮町1の68
秩父 "	0494-22-2319	〒368-0035	秩父市上町2の9の12
久喜出張所	0480-21-0157	〒346-0016	久喜市東1の15の3
飯能 "	042-972-2342	〒357-0021	飯能市大字双柳371
千葉地方裁判所	043-222-0165	〒260-0013	千葉市中央区中央4の11の27
佐倉支部	043-484-1215	〒285-0038	佐倉市弥勒町92
一宮 "	0475-42-3531	〒299-4397	千葉県長生郡一宮町一宮2791
松戸 "	047-368-5141	〒271-8522	松戸市岩瀬無番地
木更津 "	0438-22-3774	〒292-0832	木更津市新田2の5の1
館山 "	0470-22-2273	〒294-0045	館山市北条1073
八日市場 "	0479-72-1300	〒289-2144	匝瑳市八日市場イ2760
佐原 "	0478-52-3040	〒287-0003	香取市佐原イ3375
千葉簡易裁判所	043-222-0165	〒260-0013	千葉市中央区中央4の11の27
佐倉 "	043-484-1215	〒285-0038	佐倉市弥勒町92
千葉一宮 "	0475-42-3531	〒299-4397	千葉県長生郡一宮町一宮2791
松戸 "	047-368-5141	〒271-8522	松戸市岩瀬無番地
市川 "	047-334-3241	〒272-8511	市川市鬼高2の20の20
木更津 "	0438-22-3774	〒292-0832	木更津市新田2の5の1
館山 "	0470-22-2273	〒294-0045	館山市北条1073
銚子 "	0479-22-1249	〒288-0817	銚子市清川町4の9の4
東金 "	0475-52-2331	〒283-0005	東金市田間2354の2
八日市場 "	0479-72-1300	〒289-2144	匝瑳市八日市場イ2760
佐原 "	0478-52-3040	〒287-0003	香取市佐原イ3375
千葉家庭裁判所	043-222-0165	〒260-0013	千葉市中央区中央4の11の27
佐倉支部	043-484-1215	〒285-0038	佐倉市弥勒町92
一宮 "	0475-42-3531	〒299-4397	千葉県長生郡一宮町一宮2791
松戸 "	047-368-5141	〒271-8522	松戸市岩瀬無番地
木更津 "	0438-22-3774	〒292-0832	木更津市新田2の5の1
館山 "	0470-22-2273	〒294-0045	館山市北条1073
八日市場 "	0479-72-1300	〒289-2144	匝瑳市八日市場イ2760
佐原 "	0478-52-3040	〒287-0003	香取市佐原イ3375

市 川出張所	047-336-3002	〒272-8511	市川市鬼高 2 の20の20
水戸地方裁判所	029-224-8408	〒310-0062	水戸市大町 1 の 1 の38
日 立支部	0294-21-4441	〒317-0073	日立市幸町 2 の10の12
土 浦 "	029-821-4359	〒300-0043	土浦市中央 1 の13の12
龍ヶ崎 "	0297-62-0100	〒301-0824	龍ヶ崎市4918
麻 生 "	0299-72-0091	〒311-3832	茨城県行方市麻生143
下 妻 "	0296-43-6972	〒304-0067	下妻市下妻乙99
水戸簡易裁判所	029-224-8284	〒310-0062	水戸市大町 1 の 1 の38
笠 間 "	0296-72-0259	〒309-1611	笠間市笠間1753
日 立 "	0294-21-4441	〒317-0073	日立市幸町 2 の10の12
常陸太田 "	0294-72-0065	〒313-0014	常陸太田市木崎二町2019
土 浦 "	029-821-4359	〒300-8567	土浦市中央 1 の13の12
石 岡 "	0299-22-2374	〒315-0013	石岡市府中 1 の 6 の 3
龍ヶ崎 "	0297-62-0100	〒301-0824	龍ヶ崎市4918
取 手 "	0297-72-0156	〒302-0004	取手市取手 3 の 2 の20
麻 生 "	0299-72-0091	〒311-3832	茨城県行方市麻生143
下 妻 "	0296-43-6972	〒304-0067	下妻市下妻乙99
下 館 "	0296-22-4089	〒308-0041	筑西市乙237の 6
古 河 "	0280-32-0291	〒306-0011	古河市東 3 の 4 の20
水戸家庭裁判所	029-224-8513	〒310-0062	水戸市大町 1 の 1 の38
日 立支部	0294-21-4441	〒317-0073	日立市幸町 2 の10の12
土 浦 "	029-821-4359	〒300-8567	土浦市中央 1 の13の12
龍ヶ崎 "	0297-62-0100	〒301-0824	龍ヶ崎市4918
麻 生 "	0299-72-0091	〒311-3832	茨城県行方市麻生143
下 妻 "	0296-43-6972	〒304-0067	下妻市下妻乙99
宇都宮地方裁判所	028-621-2111	〒320-8505	宇都宮市小幡 1 の 1 の38
真 岡支部	0285-82-2076	〒321-4305	真岡市荒町5117の 2
大田原 "	0287-22-2112	〒324-0056	大田原市中央 2 の 3 の25
栃 木 "	0282-23-0225	〒328-0035	栃木市旭町16の31
足 利 "	0284-41-3118	〒326-0057	足利市丸山町621
宇都宮簡易裁判所	028-621-2111	〒320-8505	宇都宮市小幡 1 の 1 の38
真 岡 "	0285-82-2076	〒321-4305	真岡市荒町5117の 2
大田原 "	0287-22-2112	〒324-0056	大田原市中央 2 の 3 の25
栃 木 "	0282-23-0225	〒328-0035	栃木市旭町16の31
小 山 "	0285-22-0536	〒323-0031	小山市八幡町 1 の 2 の11
足 利 "	0284-41-3118	〒326-0057	足利市丸山町621
宇都宮家庭裁判所	028-621-2111	〒320-8505	宇都宮市小幡 1 の 1 の38
真 岡支部	0285-82-2076	〒321-4305	真岡市荒町5117の 2
大田原 "	0287-22-2112	〒324-0056	大田原市中央 2 の 3 の25
栃 木 "	0282-23-0225	〒328-0035	栃木市旭町16の31
足 利 "	0284-41-3118	〒326-0057	足利市丸山町621
前橋地方裁判所	027-231-4275	〒371-8531	前橋市大手町 3 の 1 の34
高 崎支部	027-322-3541	〒370-8531	高崎市高松町26の 2
沼 田 "	0278-22-3123	〒378-0045	沼田市材木町甲150
太 田 "	0276-45-7751	〒373-8531	太田市浜町17の 5
桐 生 "	0277-53-2391	〒376-8531	桐生市相生町 2 の371の 5
前 橋簡易裁判所	027-231-4275	〒371-8531	前橋市大手町 3 の 1 の34
高 崎 "	027-322-3541	〒370-8531	高崎市高松町26の 2
太 田 "	0276-45-7751	〒373-8531	太田市浜町17の 5
館 林 "	0276-72-3011	〒374-0029	館林市仲町 2 の36
伊勢崎 "	0270-25-0887	〒372-0031	伊勢崎市今泉町 1 の1216の 1
桐 生 "	0277-53-2391	〒376-8531	桐生市相生町 2 の371の 5

沼田簡易裁判所 中之条	0278-22-2709 0279-75-2138	〒378-0045 沼田市材木町甲150 〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中 之条町719の2
藤岡簡易裁判所	0274-22-0279	〒375-0024 藤岡市藤岡812の4
群馬富岡	0274-62-2258	〒370-2316 富岡市富岡1383の1
前橋家庭裁判所	027-231-4275	〒371-8531 前橋市大手町3の1の34
高崎支部	027-322-3541	〒370-8531 高崎市高松町26の2
沼田	0278-22-3123	〒378-0045 沼田市材木町甲150
太田	0276-45-7751	〒373-8531 太田市浜町17の5
桐生	0277-53-2391	〒376-8531 桐生市相生町2の371の5
中之条出張所	0279-75-2138	〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中 之条町719の2
静岡地方裁判所	054-252-6111	〒420-8633 静岡市葵区追手町10の80
沼津支部	055-931-6000	〒410-8550 沼津市御幸町21の1
富士	0545-52-0159	〒417-8511 富士市中央町2の7の1
下田	0558-22-0161	〒415-8520 下田市四丁目7の34
浜松	053-453-7155	〒430-8520 浜松市中央1の12の5
掛川	0537-22-3036	〒436-0028 掛川市亀の甲2の16の1
静岡簡易裁判所	054-252-6111	〒420-8633 静岡市葵区追手町10の80
清水	0543-66-0326	〒424-0809 静岡市清水区天神1の6の15
熱海	0557-81-2989	〒413-8505 熱海市春日町3の14
三島	055-986-0405	〒411-0033 三島市文教町1の3の1
沼津	055-931-6022	〒410-8550 沼津市御幸町21の1
下田	0558-22-0161	〒415-8520 下田市四丁目7の34
富士	0545-52-0394	〒417-8511 富士市中央町2の7の1
島田	0547-37-3357	〒427-0043 島田市中溝4の11の10
掛川	0537-22-3036	〒436-0028 掛川市亀の甲2の16の1
浜松	053-453-2411	〒430-8570 浜松市中央1の12の5
静岡家庭裁判所	054-273-5454	〒420-8604 静岡市葵区城内町1の20
沼津支部	055-931-6641	〒410-8550 沼津市御幸町21の1
富士	0545-52-0159	〒417-8511 富士市中央町2の7の1
下田	0558-22-0161	〒415-8520 下田市四丁目7の34
浜松	053-453-2414	〒430-8620 浜松市中央1の12の5
掛川	0537-22-3036	〒436-0028 掛川市亀の甲2の16の1
島田出張所	0547-37-3357	〒427-0043 島田市中溝4の11の10
熱海	0557-81-2989	〒413-8505 熱海市春日町3の14
甲府地方裁判所	055-235-1131	〒400-0032 甲府市中央1の10の7
都留支部	0554-43-2185	〒402-0052 都留市中央2の1の1
甲府簡易裁判所	055-235-1131	〒400-0032 甲府市中央1の10の7
鯉沢	0556-22-0040	〒400-0601 山梨県南巨摩郡鯉沢町7302
都留	0554-43-2185	〒402-0052 都留市中央2の1の1
富士吉田	0555-22-0573	〒403-0012 富士吉田市旭1の1の1
甲府家庭裁判所	055-235-1131	〒400-0032 甲府市中央1の10の7
都留支部	0554-43-2185	〒402-0052 都留市中央2の1の1
長野地方裁判所	026-232-4991	〒380-0846 長野市長野旭町1108
上田支部	0268-22-0003	〒386-0023 上田市中央西2の3の3
佐久	0267-67-2077	〒385-0022 佐久市岩村田1161
松本	0263-32-3043	〒390-0873 松本市丸の内10の35
諏訪	0266-52-1670	〒392-0004 諏訪市諏訪1の24の22
飯田	0265-22-0003	〒395-0015 飯田市江戸町1の21
伊那	0265-72-2201	〒396-0021 伊那市伊那4841
長野簡易裁判所	026-232-4991	〒380-0846 長野市長野旭町1108

飯 山簡易裁判所	0269-62-2125	〒389-2253 飯山市飯山1123
上 田 "	0268-22-0003	〒386-0023 上田市中央西2の3の3
佐 久 "	0267-67-2077	〒385-0022 佐久市岩村田1161
松 本 "	0263-32-3043	〒390-0873 松本市丸の内10の35
木曽福島 "	0264-22-2021	〒397-0001 長野県木曽郡木曽町福島6205 の13
大 町 "	0261-22-0121	〒398-0002 大町市大町4222の1
諏 訪 "	0266-52-1670	〒392-0004 諏訪市諏訪1の24の22
岡 谷 "	0266-22-3195	〒394-0028 岡谷市本町1の9の12
飯 田 "	0265-22-0003	〒395-0015 飯田市江戸町1の21
伊 那 "	0265-72-2201	〒396-0021 伊那市伊那4841
長野家庭裁判所	026-232-4991	〒380-0846 長野市長野旭町1108
上 田支部	0268-22-0003	〒386-0023 上田市中央西2の3の3
佐 久 "	0267-67-2077	〒385-0022 佐久市岩村田1161
松 本 "	0263-32-3043	〒390-0873 松本市丸の内10の35
諏 訪 "	0266-52-1670	〒392-0004 諏訪市諏訪1の24の22
飯 田 "	0265-22-0003	〒395-0015 飯田市江戸町1の21
伊 那 "	0265-72-2201	〒396-0021 伊那市伊那4841
飯 山出張所	0269-62-2125	〒389-2253 飯山市飯山1123
木曽福島 "	0264-22-2021	〒397-0001 長野県木曽郡木曽町福島6205 の13
大 町 "	0261-22-0121	〒398-0002 大町市大町4222の1
新潟地方裁判所	025-222-4131	〒951-8511 新潟市学校町通一番町1
三 条支部	0256-32-1758	〒955-0047 三条市東三条2の2の2
新発田 "	0254-24-0121	〒957-0053 新発田市中央町4の3の27
長 岡 "	0258-35-2141	〒940-1151 長岡市三和3の9の28
高 田 "	025-524-5160	〒943-0838 上越市大手町1の26
佐 渡 "	0259-52-3151	〒952-1324 佐渡市中原356の2
新潟簡易裁判所	025-222-4131	〒951-8512 新潟市学校町通一番町1
新 津 "	0250-22-0487	〒956-0031 新津市新津4532の5
三 条 "	0256-32-1758	〒955-0047 三条市東三条2の2の2
新発田 "	0254-24-0121	〒957-0053 新発田市中央町4の3の27
村 上 "	0254-53-2066	〒958-0837 村上市三之町8の16
長 岡 "	0258-35-2141	〒940-1151 長岡市三和3の9の28
十日町 "	025-752-2086	〒948-0065 十日町市子442
柏 崎 "	0257-22-2090	〒945-0063 柏崎市諏訪町10の37
南魚沼 "	025-772-2450	〒949-6623 南魚沼市六日町1884の子
高 田 "	025-524-5160	〒943-0838 上越市大手町1の26
糸魚川 "	025-552-0058	〒941-0058 糸魚川市寺町2の8の23
佐 渡 "	0259-52-3151	〒952-1324 佐渡市中原356の2
新潟家庭裁判所	025-266-3171	〒951-8513 新潟市川岸町1の54の1
三 条支部	0256-32-1758	〒955-0047 三条市東三条2の2の2
新発田 "	0254-24-0121	〒957-0053 新発田市中央町4の3の27
長 岡 "	0258-35-2141	〒940-1151 長岡市三和3の9の28
高 田 "	025-524-5160	〒943-0838 上越市大手町1の26
佐 渡 "	0259-52-3151	〒952-1324 佐渡市中原356の2
村 上出張所	0254-53-2066	〒958-0837 村上市三之町8の16
十日町 "	025-752-2086	〒948-0065 十日町市子442
柏 崎 "	0257-22-2090	〒945-0063 柏崎市諏訪町10の37
南魚沼 "	025-772-2450	〒949-6623 南魚沼市六日町1884の子
糸魚川 "	025-552-0058	〒941-0058 糸魚川市寺町2の8の23

関東ブロック裁判所・検察庁管轄区域一覧

(平18.9.1現在)

【凡例】

1. 本庁（地方裁判所、家庭裁判所、地方検察庁）直接管轄区域は支部欄に当該本庁名を掲載した。
2. この管轄区域表の検出について
各欄は次の見出しのとおりで
最左欄を高等裁判所・高等検察庁、左欄を地方裁判所・地方検察庁、中欄左を地方裁判所・家庭裁判所・地方検察庁の支部、中欄右を家庭裁判所の出張所、右欄を簡易裁判所・区検察庁、最右欄をその管轄区域、としてある。
3. 事件の種類等によっては、本管轄区域と管轄が異なる場合があり、申立ての際には、お近くの裁判所にご確認下さい。
4. 管轄区域欄は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に基づくものであり、市町村名等の表示については、平成18年4月1日現在の行政区画等に基づくもので、実際の法律とは異なっている。

高等裁判所・高等検察庁	地方裁判所 家庭裁判所 地方検察庁	家庭裁判所出張所	簡易裁判所・区検察庁	管 轄 区 域
東京	東京		東京	東京都の内 特別区の存する区域（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区）、三宅村、御蔵島村、小笠原村
			八丈島	八丈支庁の所管区域（八丈町、青ヶ島村）
		伊豆大島	伊豆大島	大島支庁の所管区域（大島町、利島村）
			新島	大島支庁の所管区域（新島村、神津島村）
		八王子	八王子	八王子市、日野市、あきる野市、西多摩郡（日の出町、檜原村）
			立川	立川市、府中市、昭島市、調布市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市
			武蔵野	武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市
			青梅	青梅市、福生市、羽村市、西多摩郡（瑞穂町、奥多摩町）
			町田	町田市、多摩市、稲城市

高裁	地 家 裁		家裁 (出)	簡 裁	管 轄 区 域
	本	支			
東京	横浜			横 浜	神奈川県の内 横浜市（中区、南区、磯子区、金沢区、港南区）
				神 奈 川	横浜市（鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）
				保土ヶ谷	横浜市（保土ヶ谷区、西区、旭区、瀬谷区）
		川崎		川 崎	川崎市（川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区）
				鎌 倉	鎌倉市、横浜市（戸塚区、栄区、泉区）
				藤 沢	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡（寒川町）
		相模原		相 模 原	相模原市、座間市、津久井郡（城山町、藤野町）
		横須賀		横 須 賀	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡（葉山町）
		小田原		平 塚	平塚市、中郡（大磯町、二宮町）
				小 田 原	小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）、足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）
				厚 木	厚木市、伊勢原市、愛甲郡（愛川町、清川村）
	さいたま			さいたま	埼玉県の内 さいたま市（中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市
				川 口	川口市、鳩ヶ谷市
				大 宮	さいたま市（西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区）、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、北足立郡（伊奈町）
		久 喜	久 喜	久 喜	久喜市、加須市、幸手市、南埼玉郡（宮代町、白岡町、菖蒲町）、北埼玉郡（騎西町、北川辺町、大利根町）、北葛飾郡（栗橋町、鷲宮町）
		越谷		越 谷	越谷市、春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡（杉戸町、松伏町）

高裁	地 家 裁		家裁 (出)	簡 裁	管 轄 区 域
	本	支			
東京	さいたま	川越	所 沢	所 沢	所沢市、狭山市、入間市
			川 越	川 越	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡（三芳町）、比企郡（川島町）
			飯 能	飯 能	飯能市、日高市、入間郡（越生町、毛呂山町）、比企郡（鳩山町）
		熊谷	熊 谷	熊 谷	熊谷市、行田市、東松山市、羽生市、深谷市（旧大里郡川本町、花園町）、比企郡（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町）、秩父郡（東秩父村）、大里郡（江南町、寄居町）
			本 庄	本 庄	本庄市、深谷市（旧深谷市、旧大里郡岡部町）、児玉郡（美里町、神川町、上里町）
	千葉	秩父	秩 父	秩 父	秩父市、秩父郡（横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）
		千葉	千 葉	千 葉	千葉県の内 千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区）、習志野市、市原市、八千代市
			佐 倉	佐 倉	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印旛郡（酒々井町、印旛村、本埜村、栄町）、印西市、白井市、富里市
			一宮	千葉一宮	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
			松 戸	松 戸	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
		千葉	市 川	市 川	市川市、船橋市、浦安市
			木更津	木 更 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
			館 山	館 山	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡（鋸南町）
			八日市場	銚 子	銚子市、旭市（旧旭市、旧海上郡海上町、旧海上郡飯岡町）

高裁	地 家 裁		家裁 (出)	簡 裁	管 轄 区 域
	本	支			
東京	千葉	八日市場		八日市場	匝瑳市、香取郡(多古町)、山武郡(芝山町、横芝光町)
				東 金	東金市、山武市、山武郡(大網白里町、九十九里町)
		佐原		佐 原	香取市、旭市(旧香取郡干潟町)、香取郡(神崎町、東庄町)
	水戸			水 戸	茨城県の内 水戸市、ひたちなか市、那珂市、鉾田市、小美玉市(旧東茨城郡小川町、美野里町)、東茨城郡(茨城町、大洗町、城里町〔七会支所の所管区域を除く〕)、那珂郡(東海村)、久慈郡(大子町)
				笠 間	笠間市、桜川市(旧西茨城郡岩瀬町)、東茨城郡(城里町〔七会支所の所管区域〕)
		日立		日 立	日立市、高萩市、北茨城市
				常陸太田	常陸太田市、常陸大宮市
		土浦		土 浦	土浦市、つくば市、つくばみらい市、かすみがうら市(旧新治郡霞ヶ浦町)、稲敷郡(阿見町、美浦村)
				石 岡	石岡市、かすみがうら市(旧新治郡千代田町)、小美玉市(旧新治郡玉里村)
		龍ヶ崎		龍ヶ崎	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、稲敷郡(河内町)
				取 手	取手市、北相馬郡(利根町)、守谷市
		麻生		麻 生	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市
		下妻		下 妻	下妻市、常総市、結城郡(八千代町)
				下 館	結城市、筑西市、桜川市(旧真壁郡真壁町、大和村)
				古 河	古河市、坂東市、猿島郡(五霞町、境町)

高裁	地 家 裁		簡 裁	管 轄 区 域
	本	支		
東京	宇都宮		宇 都 宮	栃木県の内 宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市(旧塩谷郡氏家町)、河内郡(上三川町、上河内町、河内町)、下野市(旧河内郡南河内町)、塩谷郡(高根沢町)
		真岡	真 岡	真岡市、芳賀郡(二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)
		大田原	大 田 原	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市(旧塩谷郡喜連川町)、塩谷郡(塩谷町)、那須郡(那須町、那珂川町)
		栃木	栃 木	栃木市、上都賀郡(西方町)、下都賀郡(壬生町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)
			小 山	小山市、下都賀郡(野木町)、下野市(旧下都賀郡石橋町、国分寺町)
		足利	足 利	足利市、佐野市
	前橋		前 橋	群馬県の内 前橋市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、勢多郡(富士見村)
			伊 勢 崎	伊勢崎市、佐波郡(玉村町)
		中之条	中 之 条	吾妻郡(中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、高山村)
		高崎	高 崎	高崎市、安中市、群馬郡(榛名町)
			藤 岡	藤岡市、多野郡(吉井町、上野村、神流町)
			群馬富岡	富岡市、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)
		太田	太 田	太田市
			館 林	館林市、邑楽郡(板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)
		桐生	桐 生	桐生市、みどり市
		沼田	沼 田	沼田市、利根郡(片品村、川場村、みなかみ町、昭和村)

高裁	地 家 裁		家裁 (出)	簡 裁	管 轄 区 域
	本	支			
東京	静岡			静岡	静岡県の内 静岡市（清水簡易裁判所の管轄区域を除く）
				清水	静岡市（清水相生町、清水愛染町、清水青葉町、清水秋吉町、清水旭町、清水淡島町、清水飯田町、清水伊佐布、清水石川、清水石川新町、清水石川本町、清水庵原町、清水今泉、清水入江一丁目から清水入江三丁目まで、清水入江岡町、清水入江南町、清水入船町、清水有東坂、清水有東坂一丁目、清水有東坂二丁目、清水有度本町、清水梅が岡、清水梅ヶ谷、清水梅田町、清水上原、清水上原一丁目、清水上原二丁目、清水永楽町、清水江尻台町、清水江尻町、清水江尻東一丁目から清水江尻東三丁目まで、清水恵比寿町、清水追分一丁目から清水追分四丁目まで、清水大内、清水大内新田、清水大沢町、清水大坪一丁目、清水大坪二丁目、清水大手一丁目から清水大手三丁目まで、清水大平、清水岡町、清水興津東町、清水興津井上町、清水興津清見寺町、清水興津中町、清水興津本町、清水押切、清水小芝町、清水小島町、清水小島本町、清水尾羽、清水折戸、清水折戸一丁目から清水折戸五丁目まで、清水柏尾、清水春日一丁目、清水春日二丁目、清水上一丁目、清水上二丁目、清水上清水町、清水川原町、清水神田町、清水北矢部、清水北矢部町一丁目、清水北矢部町二丁目、清水北脇、清水北脇新田、清水吉川、清水木の下町、清水清地、清水銀座、清水草ヶ谷、清水草薙、清水草薙一丁目から清水草薙三丁目まで、清水草薙杉道一丁目から清水草薙杉道三丁目まで、清水草薙一里山、清水草薙北、清水楠、清水楠新田、清水河内、清水小河内、清水港南町、清水駒越、清水駒越北町、清水駒越中一丁目、清水駒越中二丁目、清水駒越西一丁目、清水駒越西二丁目、清水駒越東町、清水駒越南町、清水幸町、清水桜が丘町、清水桜橋町、清水三光町、清水茂野島、清水矢原、清水渋川、清水渋川一丁目から清水渋川三丁目まで、清水島崎町、清水下清水町、清水下野、清水下野町、清水下野北、清水下野中、清水下野西、清水下野東、清水下野緑町、清水承元寺町、清水庄福町、清水上力町、清水新富町、清水新緑町、清水新港町、清水杉山、清水清開一丁目から清水清開三丁目まで、清水増、清水袖師町、清水高橋町、清水高橋一丁目から清水高橋六丁目まで、清水高橋南町、清水宝町、清水高山、

高裁	地 家 裁		簡 裁	管 轄 区 域
	本	支		
東京	静岡			清水但沼町、清水立花、清水田町、清水千歳町、清水築地町、清水月見町、清水辻一丁目から清水辻五丁目まで、清水鶴舞町、清水天神一丁目、清水天神二丁目、清水天王町、清水天王西、清水天王東、清水天王南、清水土、清水堂林一丁目、清水堂林二丁目、清水葛沢、清水殿沢一丁目、清水殿沢二丁目、清水巴町、清水鳥坂、清水中河内、清水長崎、清水長崎新田、清水長崎南町、清水七ツ新屋、清水七ツ新屋一丁目、清水七ツ新屋二丁目、清水中矢部町、清水中之郷、清水中之郷一丁目から清水中之郷三丁目まで、清水西大曲町、清水西久保、清水西久保一丁目、清水西里、清水西高町、清水二の丸町、清水布沢、清水沼田町、清水能島、清水蜂ヶ谷、清水蜂ヶ谷南町、清水浜田町、清水原、清水半左衛門新田、清水東大曲町、清水日立町、清水日の出町、清水広瀬、清水平地、清水富士見町、清水船越、清水船越町、清水船越東町、清水船越南町、清水船原一丁目、清水船原二丁目、清水蛇塚、清水堀込、清水本郷町、清水本町、清水真砂町、清水町、清水松井町、清水松原町、清水馬走、清水馬走北、清水馬走坂の上、清水万世町一丁目、清水万世町二丁目、清水御門台、清水緑が丘町、清水港町一丁目、清水港町二丁目、清水南岡町、清水南矢部、清水美濃輪町、清水三保、清水宮下町、清水宮代町、清水宮加三、清水向田町、清水迎山町、清水村松、清水村松一丁目、清水村松地先新田、清水村松原一丁目から清水村松原三丁目まで、清水元城町、清水茂畑、清水八木間町、清水矢倉町、清水八坂町、清水八坂北一丁目、清水八坂北二丁目、清水八坂西町、清水八坂東一丁目、清水八坂東二丁目、清水八坂南町、清水谷田、清水八千代町、清水谷津町一丁目、清水谷津町二丁目、清水山切、清水弥生町、清水山原、清水横砂、清水横砂中町、清水横砂西町、清水横砂東町、清水横砂本町、清水横砂南町、清水吉原及び清水和田島、旧庵原郡〔蒲原町〕、庵原郡(富士川町、由比町)
			清 水	
沼津		熱 海	熱 海	熱海市、伊東市
			三 島	三島市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡(函南町)
			沼 津	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡(清水町、長泉町、小山町)

高裁	地 家 裁		家裁 (出)	簡 裁	管 轄 区 域
	本	支			
東京	静岡	下田		下 田	下田市、賀茂郡(東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)
		富士		富 士	富士市、富士宮市、富士郡(芝川町)
			島 田	島 田	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、御前崎市(御前崎、白羽、港)、志太郡(岡部町、大井川町)、榛原郡(吉田町、川根町、川根本町)
		掛川		掛 川	掛川市、御前崎市(御前崎、白羽及び港を除く)、菊川市、周智郡(森町)
		浜松		浜 松	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、浜名郡(新居町)
	甲府			甲 府	山梨県の内 甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、甲州市、中央市、中巨摩郡(昭和町)、北都留郡(丹波山村)
				鉾 沢	南巨摩郡(増穂町、鉾沢町、早川町、身延町、南部町)、西八代郡(市川三郷町)
		都留		都 留	都留市、大月市、上野原市、南都留郡(道志村、西桂町)、北都留郡(小菅村)
				富士吉田	富士吉田市、南都留郡(忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村)
	長野			長 野	長野県の内 長野市、須坂市、上水内郡(信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町)、上高井郡(小布施町、高山村)
			飯 山	飯 山	飯山市、中野市、下水内郡(栄村)、下高井郡(山ノ内町、木島平村、野沢温泉村)
		上田		上 田	上田市、千曲市、東御市、小県郡(青木村、長和町)、埴科郡(坂城町)

高裁	地 家 裁		家裁 (出)	簡 裁	管 轄 区 域
	本	支			
東京	長野	佐久		佐 久	佐久市、小諸市、南佐久郡(小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町)、北佐久郡(御代田町、軽井沢町、立科町)
		松本		松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡(麻績村、生坂村、波田町、山形村、朝日村、筑北村)
			木曾福島	木曾福島	木曾郡(上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町)
			大 町	大 町	大町市、北安曇郡(池田町、松川村、白馬村、小谷村)
		諏訪		諏 訪	諏訪市、茅野市、諏訪郡(下諏訪町、富士見町、原村)
				岡 谷	岡谷市
		飯田		飯 田	飯田市、下伊那郡(松川町、高森町、阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)
		伊那		伊 那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡(辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村)
	新潟			新 潟	新潟県の内 新潟市(新津支所及び小須戸支所の各所管区域を除く。)、燕市(旧西蒲原郡吉田町)、西蒲原郡(弥彦村)
				新 津	新潟市(新津支所及び小須戸支所の各所管区域)、五泉市、東蒲原郡(阿賀町)
		三条		三 条	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧西蒲原郡分水町)、南蒲原郡(田上町)
		新発田		新 発 田	新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡(聖籠町)
			村 上	村 上	村上市、岩船郡(関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、栗島浦村)

高裁	地 家 裁		家裁 (出)	簡 裁	管 轄 区 域
	本	支			
東京	新潟	長岡		長 岡	長岡市、小千谷市、見附市、魚沼市、北魚沼郡（川口町）、三島郡（出雲崎町）
			十日町	十 日 町	十日町市（旧十日町市、旧中魚沼郡川西町、旧中魚沼郡中里村）、中魚沼郡（津南町）
			柏 崎	柏 崎	柏崎市、刈羽郡（刈羽村）
			南魚沼	南 魚 沼	南魚沼市、南魚沼郡（湯沢町）
		高田		高 田	上越市、妙高市、十日町市（旧東頸城郡松代町、旧東頸城郡松之山町）
			糸魚川	糸 魚 川	糸魚川市
		佐渡		佐 渡	佐渡市

公証役場一覧

(平18.9.1現在)

◎=指定公証人のいる公証役場 (参考URL: <http://www.koshonin.gr.jp/de.html#ichi01>)

東京公証人会

(東京公証人会)

注: (F)=FAX専用回線

◎霞ヶ関	03-3502-0745(F) 03-3502-3840(F)	〒100-0011	千代田区内幸町2の1の1 飯野ビル307
◎日本橋	03-3666-3089(F) 03-3666-3573(F)	〒103-0026	中央区日本橋兜町1の10 日証館ビル1階
◎渋谷	03-3464-1717 03-3464-2799(F)	〒150-0041	渋谷区神南1の21の1 日本生命渋谷ビル8階
◎神田	03-3256-4758(F) 03-3256-1200(F)	〒101-0044	千代田区鍛冶町1の9の4 KYYビル3階
◎池袋	03-3971-6411 03-3984-2740(F)	〒170-6004	豊島区東池袋3の1の1 サンシャイン60ビル4階
◎大森	03-3761-6248 03-3763-4500(F)	〒143-0016	大田区大森北1の17の2 大森センタービル2階
新宿	03-3365-1786(F) 03-3365-3835(F)	〒160-0023	新宿区西新宿7の4の3 升本ビル5階
文京	03-3812-0438 03-3812-0413(F)	〒112-0003	文京区春日1の16の21 文京シビックセンター8階
上野	03-3831-3022(F) 03-3831-3025(F)	〒110-0015	台東区東上野1の7の2 富田ビル4階
浅草	03-3844-0906 03-3845-2523(F)	〒111-0034	台東区雷門2の4の8 あいおい損保台東ビル2階
◎丸の内	03-3211-2645(F) 03-3211-2647(F)	〒100-0005	千代田区丸の内3の3の1 新東京ビル2階235区
◎京橋	03-3271-4677 03-3271-3606(F)	〒104-0031	中央区京橋1の1の10 西勘本店ビル6階
◎銀座	03-3571-0148(F) 03-3571-4011(F)	〒104-0061	中央区銀座5の2の1 銀座東芝ビル7階
◎新橋	03-3591-4845 03-3591-5590(F)	〒105-0004	港区新橋1の1の1 日比谷ビル5階
芝	03-3434-7986(F) 03-3434-7987(F)	〒105-0003	港区西新橋3の19の14 東京建硝ビル5階
麻布	03-3585-0907 03-3585-0908(F)	〒106-0045	港区麻布十番1の4の5 深尾ビル5階
目黒	03-3494-8040 03-3494-8041(F)	〒141-0021	品川区上大崎2の17の5 デルダンビル5階
五反田	03-3445-0021(F) 03-3445-1136(F)	〒141-0022	品川区東五反田5の27の6 第一五反田ビル3階
世田谷	03-3422-6631(F) 03-3487-5925(F)	〒154-0024	世田谷区三軒茶屋2の15の8 ファッションビル4階
蒲田	03-3738-3329 03-3730-5052(F)	〒144-0051	大田区西蒲田7の5の13 森ビル2階

王 子	03-3911-6596 03-3911-6594(F)	〒114-0002	北区王子1の14の1 山本屋ビル3階
赤 羽	03-3902-2339 03-3902-2420(F)	〒115-0044	北区赤羽南1の4の8 赤羽南商業ビル6階
小 岩	03-3659-3446 03-3671-0486(F)	〒133-0057	江戸川区西小岩3の31の14 ジブラルタ生命小岩ビル5階
葛 飾	03-3693-4103 03-3693-4430(F)	〒124-0012	葛飾区立石4の25の9
錦 糸 町	03-3631-8490 03-3635-1540(F)	〒130-0022	墨田区江東橋3の9の7 国宝ビル5階
向 島	03-3612-5624 03-3612-2890(F)	〒131-0032	墨田区東向島6の1の3 小島ビル2階
千 住	03-3882-1177 03-3882-1178(F)	〒120-0034	足立区千住2の54 須川ビル5階
練 馬	03-3991-4871 03-3993-3428(F)	〒176-0012	練馬区豊玉北5の17の12 練馬駅前ビル6階
中 野	03-5318-2255 03-5318-2266(F)	〒164-0001	中野区中野5の65の3 A-01ビル7階
杉 並	03-3391-7100(F) 03-3391-7103(F)	〒167-0051	杉並区荻窪5の27の6 中島第一ビル6階
板 橋	03-3961-1166(F) 03-3962-2810(F)	〒173-0004	板橋区板橋2の67の8 板橋中央ビル8階
◎麴 町	03-3265-6958 03-3265-6959(F)	〒102-0083	千代田区麴町5の2の1 K-WINGビル5階
◎浜 松 町	03-3433-1901 03-3435-0075(F)	〒105-0012	港区芝大門1の4の14 芝栄太楼ビル7階
◎八 重 洲	03-3271-1833 03-3275-3595(F)	〒103-0028	中央区八重洲1の5の3 不二ビル3階
◎大 塚	03-3941-3646 03-3941-3631(F)	〒170-0005	豊島区南大塚2の45の8 大塚NSビル5階
◎赤 坂	03-3583-3290(F) 03-3584-4987(F)	〒107-0052	港区赤坂3の9の6 日拓ビル3階
高 田 馬 場	03-3207-3316 03-3207-3317(F)	〒169-0075	新宿区高田馬場1の4の21 サンパークマンション高田馬場 1階
昭 和 通 り	03-3545-9045 03-3545-9080(F)	〒104-0061	中央区銀座4の10の6 銀料ビル2階
新宿御苑前	03-3226-6690(F) 03-3226-6692(F)	〒160-0022	新宿区新宿2の9の23 SVAX新宿B館3階
武 蔵 野	0422-22-6606 0422-22-7210(F)	〒180-0004	武蔵野市吉祥寺本町2の5の11 松栄ビル4階
◎立 川	042-524-1279 042-522-2402(F)	〒190-0023	立川市柴崎町3の9の21 エルフレア立川ビル2階
八 王 子	042-631-4246 042-631-4247(F)	〒192-0082	八王子市東町7の6 ダヴィンチ八王子2階
町 田	042-722-4695 042-722-5693(F)	〒194-0021	町田市巾着町1の5の7

府	中	042-369-6951	〒183-0056	府中市寿町1の1の3
		042-362-9075(F)		三ツ木寿町ビル2階
多	摩	042-338-8605	〒206-0033	多摩市落合1の7の12
		042-338-8659(F)		ライティングビル1階

関東公証人会 (横浜公証人会)

博物館前	045-212-2033(代)	〒231-0005	横浜市中区本町5の49
本町	045-212-3613(F)		丸忠センタービル5階
◎横浜駅西口	045-311-6907(代)	〒220-0004	横浜市西区北幸1の5の10
公証センター	045-311-0660(F)		東京建物ビル4階
◎関内大通り	045-261-2623(代)	〒231-0047	横浜市中区羽衣町2の7の10
	045-243-2532(F)		日本生命関内ビル8階
尾上町	045-663-1995	〒231-0015	横浜市中区尾上町3の35
	045-212-5560(F)		有楽ビル8階
みなとみらい	045-662-6585	〒231-0011	横浜市中区太田町6の87
	045-662-7898(F)		横浜フコク生命ビル10階
鶴見	045-521-3410	〒230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央4の16の1
	045-521-3435(F)		折井ビル2階
上大岡	045-844-1102	〒233-0002	横浜市港南区上大岡西1の15の1
	045-844-1102(F)		camio403-2
◎川崎	044-222-7264	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町3の1
	044-222-5894(F)		NOF川崎東口ビル11階
溝ノ口	044-811-0111	〒213-0001	川崎市高津区溝口3の14の1
	044-812-4232(F)		田中屋ビル2階
藤沢	0466-22-5910	〒251-0025	藤沢市鶴沼石上2の11の2
	0466-22-5958(F)		湘南Kビル1階
横須賀	0468-23-0328	〒238-0007	横須賀市若松町2の24
	0468-23-0328(F)		亀井ビル3階
小田原	0465-22-5772	〒250-0011	小田原市栄町1の5の20
	0465-23-3992(F)		大邦ビル4階
平塚	0463-21-0267	〒254-0807	平塚市代官町9の26
	0463-22-7726(F)		M宮代会館4階(平塚駅南口)
厚木	046-221-1813	〒243-0018	厚木市中町3の13の8
	046-221-1819(F)		セトビル2階
相模原	042-758-1888	〒229-0031	相模原市相模原6の4の20の202
	042-758-2228(F)		長谷川ビル

(埼玉公証人会)

浦和	048-831-1951(代)	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3の7の2
公証センター	048-831-6808(F)		タニグチビル3階
◎川口	048-223-0911	〒332-0012	川口市本町4の1の5
	048-223-0912(F)		高橋ビル2階
春日部	048-735-7200(代)	〒344-0067	春日部市中央5の1の29
	048-735-8378(F)		

川 越	049-224-9454 049-225-6014(F)	〒350-0043	川越市新富町2の22 八十二銀行ビル5階
熊 谷	048-524-9733 048-526-0825(F)	〒360-0037	熊谷市筑波3の4 朝日八十二ビル4階
越 谷	048-962-2796 048-962-5869(F)	〒343-0813	越谷市越ヶ谷2の2の1 浜野ビル4階
秩 父	0494-23-3788 0494-23-3788(F)	〒368-0033	秩父市野坂町1の20の32 中原ビル1階
東 松 山	0493-23-4413 0493-25-0623(F)	〒355-0028	東松山市箭弓町1の13の20 光越園ビル3階
◎大 宮 公証センター	048-642-4355 048-642-3101(F)	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町4の218 ふぎんリースビル2階
所 沢	04-2994-2323 04-2992-8913(F)	〒359-0035	所沢市西新井町20の10

(千葉公証人会)

◎千葉中央	043-224-1408(F) 043-222-0503(F)	〒260-0013	千葉市中央区中央4の15の3 読売千葉ビル4階・5階
千葉合同	043-227-3661(F) 043-227-3663(F)	〒260-0013	千葉市中央区中央3の11の11 ニュー豊田ビル4階
船 橋	047-437-0058 047-437-0394(F)	〒273-0011	船橋市湊町2の5の1 アイカウビル5階
市川合同	047-321-0665 047-321-0670(F)	〒272-0021	市川市八幡3の8の18 メゾン本八幡ビル205
木 更 津	0438-22-2243 0438-22-2203(F)	〒292-0057	木更津市東中央3の5の2の102 第2三幸ビル1階
銚 子	0479-23-6071 0479-23-6071(F)	〒288-0053	銚子市東町14の1 岡田ビル2階
松 戸	047-363-2091 047-369-2109(F)	〒271-0091	松戸市本町11の8 鈴木ビル2階
柏	04-7166-6262 04-7166-6373(F)	〒277-0005	柏市柏3の7の17の203
成 田	0476-22-1035 0476-22-1073(F)	〒286-0033	成田市花崎町814の56 カワイビル3階
館 山	0470-22-5528 0470-22-5528(F)	〒294-0047	館山市八幡32の2
茂 原	0475-22-5959 0475-22-5959(F)	〒297-0026	茂原市茂原640の10 クルミビル2階

(茨城公証人会)

◎水戸合同	029-221-8758 029-221-8758(F)	〒310-0801	水戸市桜川1の5の15 都市ビル6階A
土 浦	029-821-6754 029-826-9368(F)	〒300-0813	土浦市富士崎1の7の21 和光ビル4階
日 立	0294-21-5791 0294-23-4430(F)	〒317-0073	日立市幸町1の4の1 三井生命日立ビル4階
取 手	0297-74-2569 0297-74-2569(F)	〒302-0004	取手市取手2の14の24 竹内ビル2階

下 館	0296-24-9460	〒308-0031	筑西市丙360
	0296-24-9460(F)		下館商工会議所内
鹿 嶋	0299-83-4822	〒314-0031	鹿嶋市宮中 8 の12の 6
	0299-83-4822(F)		

(宇都宮公証人会)

◎宇都宮合同	028-624-1100	〒320-0036	宇都宮市小幡 1 の 1 の33
	028-624-7600(F)		佐久間ビル 2 階
足 利	0284-21-6822	〒326-0814	足利市通 3 の2589
	0284-21-6822(F)		足利織物会館 3 階
小 山	0285-24-4599	〒323-0807	小山市城東 1 の 6 の36
	0285-24-4599(F)		小山商工会議所会館 3 階
大 田 原	0287-23-0666	〒324-0041	大田原市本町 1 の2714
	0287-23-5208(F)		

(前橋公証人会)

◎前橋合同	027-223-8277(代)	〒371-0023	前橋市本町 1 の 3 の 6
	027-223-8150(F)		
太 田	0276-45-8469	〒373-0851	太田市飯田町1245の 1
	0276-45-8469(F)		清水ビル 1 階
高崎合同	027-325-1574	〒370-0053	高崎市通町59の 1
	027-324-5767(F)		幸信ビル 3 階
桐 生	0277-54-2168	〒376-0011	桐生市相生町 2 の376の13
	0277-54-2168(F)		
伊 勢 崎	0270-24-3252	〒372-0014	伊勢崎市昭和町3919
	0270-24-7113(F)		伊勢崎商工会議所会館 3 階
富 岡	0274-64-1075	〒370-2316	富岡市富岡1130
	0274-64-1075(F)		富岡商工会館 2 階

(静岡公証人会)

◎静岡合同	054-252-8988	〒420-0853	静岡市葵区追手町 2 の12
	054-251-0944(F)		安藤ビル 7 階
沼津合同	055-962-5731	〒410-0801	沼津市大手町 3 の 6 の18
	055-962-5731(F)		住友生命沼津ビル 5 階
熱 海	0557-82-7770	〒413-0005	熱海市春日町 2 の 9
	0557-82-7770(F)		熱海駅前第二ビル 3 階
富 士	0545-51-4958	〒417-0055	富士市永田町 1 の124の 2
	0545-51-4957(F)		明治安田生命ビル 2 階
浜松合同	053-452-0718	〒430-0946	浜松市元城町219の21
	053-452-4308(F)		第一生命ビル 3 階
掛 川	0537-22-2304	〒436-0056	掛川市中央 2 の 4 の27
	0537-22-2459(F)		中央ビル 5 階
袋 井	0538-42-8412	〒437-0013	袋井市新屋 1 の 2 の 1
	0538-42-8412(F)		袋井商工会議所 2 階
下 田	0558-22-5521	〒415-0036	下田市西本郷 1 の 2 の 5
	0558-22-5521(F)		佐々木ビル 3 階

(山梨公証人会)

甲	府	055-252-7752 055-252-7813(F)	〒400-0024	甲府市北口1の1の8 甲府北口ビル4階
大	月	0554-23-1452 0554-23-1457(F)	〒401-0012	大月市御太刀1の2の14 都留信用組合大月支店2階

(長野公証人会)

◎長野合同		026-234-8585 026-234-8558(F)	〒380-0872	長野市大字南長野妻科437の7 長野法律ビル2階
上	田	0268-22-5477 0268-28-5007(F)	〒386-0023	上田市中央西1の15の32 富国生命上田ビル3階
松	本	0263-35-6309 0263-35-6309(F)	〒390-0874	松本市大手2の5の1 モモセビル4階
諏	訪	0266-53-4641 0266-53-4641(F)	〒392-0026	諏訪市大手2の17の16 信濃ビル3階
飯	田	0265-23-6502 0265-23-6502(F)	〒395-0033	飯田市常盤町30 飯伊森林組合ビル2階
伊	那	0265-73-8622 0265-73-8622(F)	〒396-0011	伊那市伊那部4907の4 久保田ビル2階
小	諸	0267-23-6107 0267-23-6107(F)	〒384-0012	小諸市南町1の1の10 山浦ビル2階

(新潟公証人会)

◎新潟合同		025-240-2610 025-243-2439(F)	〒950-0917	新潟市天神1の1 ブルーカ3棟4階
長岡合同		0258-33-5435 0258-33-5438(F)	〒940-0053	長岡市長町1丁目甲1672の1
上	越	025-522-4104 025-522-4104(F)	〒943-0834	上越市西城町2の10の25 大島ビル2階
三	条	0256-32-3026 0256-32-3054(F)	〒955-0047	三条市東三条1の5の1 川商ビル4階
新発田		0254-24-3101 0254-24-3124(F)	〒957-0054	新発田市本町1の3の5 第5桧内ビル3階

都庁・23区都税事務所一覧

(平18.6.1現在)

事 務 所	電 話	所 在 地
東京都庁	03-5321-1111代	〒163-8001 新宿区西新宿2の8の1
千代田都税事務所	03-3252-7141	〒101-8520 千代田区内神田2の1の12
中 央 〃	03-3553-2151	〒104-8558 中央区新富2の6の1
港 〃	03-3453-3211	〒108-8380 港区芝5の36の5
新 宿 〃	03-3369-7151	〒160-8304 新宿区西新宿7の5の8
文 京 〃	03-3812-3241	〒112-8550 文京区春日1の16の21
台 東 〃	03-3841-1271	〒111-8606 台東区雷門1の6の1
墨 田 〃	03-3625-5061	〒130-8608 墨田区業平1の7の4
江 東 〃	03-3637-7121	〒136-8533 江東区大島3の1の3
品 川 〃	03-3774-6666	〒140-8716 品川区広町2の1の36
目 黒 〃	03-3715-1111	〒153-8937 目黒区上目黒2の19の15
大 田 〃	03-3733-2411	〒144-8511 大田区西蒲田7の11の1
世田谷 〃	03-3413-7111	〒154-8577 世田谷区若林4の22の12
渋谷 〃	03-3463-4311	〒150-8306 渋谷区宇田川町1の1
中 野 〃	03-3386-1111	〒164-0001 中野区中野4の6の15
杉 並 〃	03-3393-1171	〒166-8502 杉並区成田東5の39の11
豊 島 〃	03-3981-1211	〒171-8506 豊島区西池袋1の17の1
北 〃	03-3908-1171	〒114-8517 北区中十条1の7の8
荒 川 〃	03-3802-8111	〒116-8586 荒川区荒川1の50の14
板 橋 〃	03-3963-2111	〒173-8510 板橋区大山東町44の8
練 馬 〃	03-3993-2261	〒176-8511 練馬区豊玉北6の13の10
足 立 〃	03-3882-2111	〒120-8508 足立区千住1の30の8
葛 飾 〃	03-3697-7511	〒124-8520 葛飾区立石5の13の1
江戸川 〃	03-3654-2151	〒132-8551 江戸川区中央4の24の19

関係諸団体一覧

(平18.9.1現在)

大阪司法書士協同組合	06-6941-7129	〒540-0012	大阪市中央区谷町2-2-18 大手前田中ビル7階
札幌司法書士協同組合	011-281-3505	〒060-0042	札幌市中央区大通西13-4
神奈川司法書士協同組合	045-226-1565	〒231-0024	横浜市中区吉浜町1 神奈川県司法書士会館内
愛知県司法書士協同組合	052-683-6683	〒456-0018	名古屋市熱田区新頭尾1-12-3
埼玉司法書士協同組合	048-710-5910	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-58-108
日本弁護士連合会	03-3580-9841	〒100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
東京弁護士会	03-3581-2201	〒100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階
第一東京弁護士会	03-3595-8585	〒100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階~13階
第二東京弁護士会	03-3581-2255	〒100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階
日本公証人連合会	03-3502-8050	〒100-0013	千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル5階
東京公証人会	03-3502-8066		"
日本土地家屋 調査士連合会	03-3942-0050	〒112-0013	文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
東京土地家屋 調査士会	03-3573-0587	〒105-0004	港区新橋2-20-15-701 新橋駅前ビル1号館7階
日本行政書士会 連合会	03-3476-0031	〒153-0042	目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館
東京都行政書士会	03-3477-2881	〒153-0042	目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館1階
日本税理士会連合会	03-5435-0931	〒141-0032	品川区大崎1-11-8 日本税理士会館
東京税理士会	03-3356-4461	〒151-0051	渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 税理士会館
日本公認会計士 協会	03-3515-1120	〒102-8264	千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館
日本公認会計士 協会 東京会	03-3515-1180	〒102-8264	千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館3階
日本弁理士会 (社)日本建築士会 連合会	03-3581-1211 03-3456-2061	〒100-0013 〒108-0014	千代田区霞が関3-4-2 港区芝5-26-20 建築会館5階
(社)東京建築士会	03-3536-7711	〒104-6204	中央区晴海1-8-12 オフィスタワーZ4階
(社)東京都 建築士事務所協会	03-5339-8288	〒160-0023	新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5階
(社)日本測量協会	03-3815-5751	〒112-0002	文京区小石川1-3-4 測量会館
(社)全国測量 設計業協会連合会	03-3235-7271	〒162-0801	新宿区山吹町11-1 測量年金会館8階
(社)東京都測量 設計業協会	03-3235-7241	〒162-0801	新宿区山吹町11-1 測量年金会館7階
(社)東京都宅地建物 取引業協会	03-3264-7041	〒102-0071	千代田区富士見2-2-4 東京不動産会館
(社)日本不動産 鑑定協会	03-3434-2301	〒105-0001	港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル9階
(社)東京都不動産 鑑定士協会	03-3434-2306	〒105-0002	港区愛宕1-2-2 第9森ビル5階
全国社会保険 労務士会連合会	03-6225-4864	〒103-8346	中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館
東京都社会保険 労務士会	03-5227-7661	〒162-0814	新宿区新小川町8-9 東京都社会保険労務士会館

全国司法書士会一覧

(平18.9.1現在)

(会 名)	(会長名)	(電 話)	(会事務所)
日本司法書士会連合会			
中村 邦夫	03-3359-4171~4	160-0003	新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階
北海道ブロック			
札幌会	岩井 英典	011-281-3505	060-0042 札幌市中央区大通西13-4 中菱ビル
函館会	石川 博康	0138-27-0726	040-0033 函館市千歳町21-13 桐朋会館3階
旭川会	猪狩 正文	0166-51-9058	070-0901 旭川市花咲町4
釧路会	中村 圭佐	0154-41-8332	085-0833 釧路市宮本1-2-4
東北ブロック			
宮城県会	阿部 京子	022-263-6755	980-0821 仙台市青葉区春日町8-1
福島県会	芳賀 裕	024-534-7502	960-8022 福島市新浜町6-28
山形県会	山内 貞範	023-623-7054	990-0041 山形市緑町1-4-35
岩手県会	藤原 正志	019-622-3372	020-0015 盛岡市本町通2-12-18
秋田県会	児玉傳一郎	018-824-0187	010-0951 秋田市山王6-3-4
青森県会	芋田 一志	017-776-8398	030-0861 青森市長島3-5-16
関東ブロック			
東京会	山本 修	03-3353-9191	160-0003 新宿区本塩町9-3 司法書士会館2階
神奈川県会	鯨井 康夫	045-641-1372	231-0024 横浜市中区吉浜町1
埼玉会	早川 敏	048-863-7861	330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-58
千葉会	櫻井 隆	043-246-2666	261-0001 千葉市美浜区幸町2-2-1
茨城会	川又 猛	029-225-0111	310-0063 水戸市五軒町1-3-16
栃木県会	市村 忠男	028-614-1122	320-0848 宇都宮市幸町1-4
群馬会	小暮 稔	027-224-7763	371-0023 前橋市本町1-5-4
静岡県会	望月真由美	054-289-3700	422-8062 静岡市駿河区稲川1-1-1
山梨県会	竹野 満	055-253-6900	400-0024 甲府市北口1-6-7
長野県会	山下 伸二	026-232-7492	380-0872 長野市妻科399
新潟県会	大淵 克也	025-228-1589	951-8063 新潟市古町通十三番町5160
中部ブロック			
愛知県会	大須賀憲太	052-683-6683	456-0018 名古屋市熱田区新尾頭1-12-3
三重県会	新谷 恒夫	059-224-5171	514-0036 津市丸之内美正町17-17
岐阜県会	小玉 光春	058-246-1568	500-8114 岐阜市金竜町5-10-1
福井県会	田中 住江	0776-30-0001	910-0019 福井市春山1-1-14 福井新聞さくら通りビル2F
石川県会	清水 良治	076-291-7070	921-8013 金沢市新神田4-10-18
富山県会	樋口威作夫	076-431-9332	930-0008 富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3階
近畿ブロック			
大阪会	北田五十一	06-6941-5351	540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
京都府会	井上 利博	075-241-2666	604-0973 京都市中京区柳馬場通奥川上ル5-232-1
兵庫県会	奥田 雄三	078-341-6554	650-0017 神戸市中央区楠町2-2-3
奈良県会	田畑 和博	0742-22-6677	630-8325 奈良市西木辻町320-5
滋賀県会	長谷川 清恵	077-525-1093	520-0056 大津市末広町7-5 滋賀県司調会館2階
和歌山県会	中 恵	073-422-0568	640-8145 和歌山市岡山丁24
中国ブロック			
広島会	田川 昭夫	082-221-5345	730-0013 広島市中区八丁堀3-8
山口県会	下瀬 豊晴	083-924-5220	753-0048 山口市駅通2-9-15
岡山県会	藤原 行正	086-226-0470	700-0816 岡山市富田町2-9-8
鳥取県会	藤田 義彦	0857-24-7013	680-0022 鳥取市西町1-314-1
島根県会	門永 侯二	0852-24-1402	690-0884 松江市南田町26
四国ブロック			
香川県会	中西 寿	087-821-5701	760-0022 高松市西内町10-17
徳島県会	高藤 敬堯	088-622-1865	770-0808 徳島市南前川町4-41
高知県会	山崎 勝彦	088-825-3131	780-0928 高知市越前町2-6-25 高知県司法書士会館
愛媛県会	梶原 秀樹	089-941-8065	790-0062 松山市南江戸1-4-14
九州ブロック			
福岡県会	三河尻和夫	092-714-3721	810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23
佐賀県会	力武 秀幸	0952-29-0626	840-0833 佐賀市中央の小路7-3
長崎県会	浦川 一孝	095-823-4777	850-0032 長崎市興善町4-1 興善ビル8階
大分県会	野田 純二	097-532-7579	870-0045 大分市城崎町2-3-10
熊本県会	矢張 信行	096-364-2889	862-0971 熊本市大江4-4-34
鹿児島県会	新山 隆志	099-256-0335	890-0064 鹿児島市鴨池新町1-3 司調センタービル3階
宮崎県会	長友 克吉	0985-28-8538	880-0803 宮崎市旭1-8-39-1
沖縄県会	石垣 和博	098-867-3526	900-0006 那覇市おもろまち4-16-33

メートル法換算一覧

- (1) 尺貫法の単位による土地の地積または建物の床面積の表示を平方メートルに換算する場合には、10,000坪未満は1坪を3.30578512平方メートルとし、10,000坪以上は1坪を $\frac{400}{121}$ 平方メートルとして計算する。ただし、

1坪未満は	1坪を3.3057平方メートル
1坪以上 10坪未満は	1坪を3.30578平方メートル
10坪以上 100坪未満は	1坪を3.305785平方メートル
100坪以上 1,000坪未満は	1坪を3.3057851平方メートル
1,000坪以上 10,000坪未満は	1坪を3.30578512平方メートル

として計算する。

- (2) 地積を表示する場合の端数処理の方法は、宅地及び鉱泉地（宅地及び鉱泉地以外の土地で10平方メートル以下のものを含む）について、小数点第3位以下を切り捨て、宅地及び鉱泉地以外で10平方メートルをこえるものについては、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 建物の床面積を表示する場合の端数の処理については、小数点第3位以下を切り捨てる。（法務省民事局長通達（昭和41年3月1日付民事甲第279号）より）

度量衡換算表

(1) 長さ

尺	間	里	メートル	インチ	フィート	ヤード	マイル
1	0.166666	0.000077	0.30303	11.9305	0.994211	0.331403	0.000188
6	1	0.000462	1.81818	71.5832	5.96527	1.98842	0.001129
12960.0	2160.00	1	3927.27	154619	12884.9	4294.99	2.14033
3.3	0.55	0.000254	1	39.3707	3.28089	1.09363	0.000621
0.083818	0.013969	0.000006	0.025399	1	0.083332	0.027777	0.000015
1.00582	0.167637	0.000077	0.304794	12	1	0.333333	0.000189
3.01746	0.50291	0.000232	0.914383	36	3	1	0.000568
5310.73	885.123	0.409779	1609.31	63360	5280	1760	1

(2) 広さ

坪	反	町	平方メートル	アール	平方キロメートル	エーカー	平方マイル
1	0.003333	0.000333	3.30579	0.033058	0.000003	0.000816	0.000001
300	1	0.1	991.736	9.91736	0.000991	0.245072	0.000382
3000	10	1	9917.36	99.1736	0.009917	2.45072	0.003829
0.3025	0.001008	0.0001	1	0.01	0.000001	0.000247	0.000000
30.25	0.100833	0.010083	100	1	0.0001	0.024711	0.000038
302500	1008.33	100.833	10000	10000	1	247.114	0.386116
1224.12	4.08043	0.040804	4046.71	40.4671	0.004046	1	0.001562
783443	2611.47	261.147	25898.9	25898.9	2.58989	640	1

(3) ます目

合	立方センチメートル	リットル	立方インチ	立方フィート	ガロン(英)	ガロン(米)	ブッシェル
1	180.39	0.18039	11	0.00632	0.0397	0.0462	0.00496
0.00554	1	0.001	0.06102	0.000035	0.00022	0.00026	0.000027
5.5435	1000	1	61.024	0.0353	0.21998	0.256	0.02745
0.0908	16.387	0.01639	1	0.00058	0.0036	0.0042	0.00045
156.9	28317	28.317	1728	1	6.22	7.45	0.775
25.2	4546	4.546	277.26	0.1608	1	1.20026	0.1249
20.9	3785	3.785	231	0.134	0.833	1	0.104
200.19	36368	36.368	2220	1.2836	8	9.6021	1

(4) 重さ

貫	斤	グラム	キログラム	オンス	ポンド	トン(英)	トン(米)
1	6.25	3750	3.75	132.277	8.26732	0.00369	0.004133
0.16	1	600	0.6	21.1641	1.32277	0.00059	0.000661
0.000266	0.001666	1	0.001	0.035273	0.002204	0.0000009	0.000001
0.266666	1.66666	1000	1	35.2739	2.20462	0.000984	0.001102
0.007559	0.047219	28.3495	0.028349	1	0.0625	0.000027	0.000031
0.120958	0.755988	453.592	0.453592	16	1	0.000446	0.0005
270.946	1693.41	1016047	1016.0	35840	2240	1	1.12
241.916	1511.97	907178	907.178	32000	2000	0.892857	1

日步・年利換算表

日 步	年 利	日 步	年 利	日 步	年 利	日 步	年 利
錢厘毛	割分厘毛	錢厘毛	割分厘毛	錢厘毛	割分厘毛	錢厘毛	割分厘毛
10	37	85	310	160	584	235	858
15	55	90	329	165	602	240	876
20	73	95	347	170	621	245	894
25	91	100	365	175	639	250	913
30	110	105	383	180	657	255	931
35	128	110	402	185	675	260	949
40	146	115	420	190	694	265	967
45	164	120	438	195	712	270	986
50	183	125	456	200	730	275	1,004
55	201	130	475	205	748	280	1,022
60	219	135	493	210	767	285	1,040
65	237	140	511	215	785	290	1,059
70	256	145	529	220	803	295	1,077
75	274	150	548	225	821	300	1,095
80	292	155	566	230	840		

年利・日步換算表

年 利	日 步	年 利	日 步	年 利	日 步	年 利	日 步
割分厘	錢 厘 毛	割分厘	錢 厘 毛	割分厘	錢 厘 毛	割分厘	錢 厘 毛
10	27	85	233	160	438	235	644
15	41	90	247	165	452	240	658
20	55	95	260	170	466	245	671
25	68	100	274	175	479	250	685
30	82	105	288	180	493	255	699
35	96	110	301	185	507	260	712
40	110	115	315	190	521	265	726
45	123	120	329	195	534	270	740
50	137	125	342	200	548	275	753
55	151	130	356	205	562	280	767
60	164	135	370	210	575	285	781
65	178	140	384	215	589	290	795
70	192	145	397	220	603	295	808
75	205	150	411	225	616	300	821
80	219	155	425	230	630		

年齢・邦暦・西暦・干支早見表

年 号	干 支	年 齡	西 暦	年 号	干 支	年 齡	西 暦
明治 2 9	丙 丁	申 11 1	1 8 9 6	昭和 2 7	壬 辰	5 5	1 9 5 2
3 0	丁 巳	1 1 0	1 8 9 7	2 8	癸 巳	5 4	1 9 5 3
3 1	戊 午	1 0 9	1 8 9 8	2 9	甲 午	5 3	1 9 5 4
3 2	己 未	1 0 8	1 8 9 9	3 0	乙 未	5 2	1 9 5 5
3 3	庚 申	1 0 7	1 9 0 0	3 1	丙 申	5 1	1 9 5 6
3 4	辛 酉	1 0 6	1 9 0 1	3 2	丁 酉	5 0	1 9 5 7
3 5	壬 戌	1 0 5	1 9 0 2	3 3	戊 戌	4 9	1 9 5 8
3 6	癸 亥	1 0 4	1 9 0 3	3 4	己 亥	4 8	1 9 5 9
3 7	甲 子	1 0 3	1 9 0 4	3 5	庚 子	4 7	1 9 6 0
3 8	乙 丑	1 0 2	1 9 0 5	3 6	辛 丑	4 6	1 9 6 1
3 9	丙 寅	1 0 1	1 9 0 6	3 7	壬 寅	4 5	1 9 6 2
4 0	丁 卯	1 0 0	1 9 0 7	3 8	癸 卯	4 4	1 9 6 3
4 1	戊 辰	9 9	1 9 0 8	3 9	甲 辰	4 3	1 9 6 4
4 2	己 巳	9 8	1 9 0 9	4 0	乙 巳	4 2	1 9 6 5
4 3	庚 午	9 7	1 9 1 0	4 1	丙 午	4 1	1 9 6 6
4 4	辛 未	9 6	1 9 1 1	4 2	丁 未	4 0	1 9 6 7
大正 元	壬 申	9 5	1 9 1 2	4 3	戊 申	3 9	1 9 6 8
2	癸 酉	9 4	1 9 1 3	4 4	己 酉	3 8	1 9 6 9
3	甲 戌	9 3	1 9 1 4	4 5	庚 戌	3 7	1 9 7 0
4	乙 亥	9 2	1 9 1 5	4 6	辛 亥	3 6	1 9 7 1
5	丙 子	9 1	1 9 1 6	4 7	壬 子	3 5	1 9 7 2
6	丁 丑	9 0	1 9 1 7	4 8	癸 丑	3 4	1 9 7 3
7	戊 寅	8 9	1 9 1 8	4 9	甲 寅	3 3	1 9 7 4
8	己 卯	8 8	1 9 1 9	5 0	乙 卯	3 2	1 9 7 5
9	庚 辰	8 7	1 9 2 0	5 1	丙 辰	3 1	1 9 7 6
1 0	辛 巳	8 6	1 9 2 1	5 2	丁 巳	3 0	1 9 7 7
1 1	壬 午	8 5	1 9 2 2	5 3	戊 午	2 9	1 9 7 8
1 2	癸 未	8 4	1 9 2 3	5 4	己 未	2 8	1 9 7 9
1 3	甲 申	8 3	1 9 2 4	5 5	庚 申	2 7	1 9 8 0
1 4	乙 酉	8 2	1 9 2 5	5 6	辛 酉	2 6	1 9 8 1
昭和 元	丙 戌	8 1	1 9 2 6	5 7	壬 戌	2 5	1 9 8 2
2	丁 亥	8 0	1 9 2 7	5 8	癸 亥	2 4	1 9 8 3
3	戊 子	7 9	1 9 2 8	5 9	甲 子	2 3	1 9 8 4
4	己 丑	7 8	1 9 2 9	6 0	乙 丑	2 2	1 9 8 5
5	庚 寅	7 7	1 9 3 0	6 1	丙 寅	2 1	1 9 8 6
6	辛 卯	7 6	1 9 3 1	6 2	丁 卯	2 0	1 9 8 7
7	壬 辰	7 5	1 9 3 2	6 3	戊 辰	1 9	1 9 8 8
8	癸 巳	7 4	1 9 3 3	平成 元	己 巳	1 8	1 9 8 9
9	甲 午	7 3	1 9 3 4	2	庚 午	1 7	1 9 9 0
1 0	乙 未	7 2	1 9 3 5	3	辛 未	1 6	1 9 9 1
1 1	丙 申	7 1	1 9 3 6	4	壬 申	1 5	1 9 9 2
1 2	丁 酉	7 0	1 9 3 7	5	癸 酉	1 4	1 9 9 3
1 3	戊 戌	6 9	1 9 3 8	6	甲 戌	1 3	1 9 9 4
1 4	己 亥	6 8	1 9 3 9	7	乙 亥	1 2	1 9 9 5
1 5	庚 子	6 7	1 9 4 0	8	丙 子	1 1	1 9 9 6
1 6	辛 丑	6 6	1 9 4 1	9	丁 丑	1 0	1 9 9 7
1 7	壬 寅	6 5	1 9 4 2	1 0	戊 寅	9	1 9 9 8
1 8	癸 卯	6 4	1 9 4 3	1 1	己 卯	8	1 9 9 9
1 9	甲 辰	6 3	1 9 4 4	1 2	庚 辰	7	2 0 0 0
2 0	乙 巳	6 2	1 9 4 5	1 3	辛 巳	6	2 0 0 1
2 1	丙 午	6 1	1 9 4 6	1 4	壬 午	5	2 0 0 2
2 2	丁 未	6 0	1 9 4 7	1 5	癸 未	4	2 0 0 3
2 3	戊 申	5 9	1 9 4 8	1 6	甲 申	3	2 0 0 4
2 4	己 酉	5 8	1 9 4 9	1 7	乙 酉	2	2 0 0 5
2 5	庚 戌	5 7	1 9 5 0	1 8	丙 戌	1	2 0 0 6
2 6	辛 亥	5 6	1 9 5 1	1 9	丁 亥	0	2 0 0 7

(注) 年齢は誕生日以後の満年齢数。誕生日前の人には1を減ずること。

最新情報の入手方法

東京司法書士協同組合では独自のサーバーを設置して「TSKネット」を運営し、司法書士業務に特化した様々なサービスを提供し、司法書士業務をサポートしております。

詳細につきましては、

<http://www.inter.tsknet.or.jp/>

にアクセスしてください。

● 「TSKネット」の特徴

1. 実務情報の提供

- ①司法書士会に通知された文書（通達）等のリアルタイム掲載
- ②司法書士業務に関連する官報情報のリアルタイム掲載
- ③新築建物認定価格一覧
- ④主要銀行変遷図
- ⑤個人債務者再生の実務

2. 全国法務局管轄検索システム

3. 登記先例検索システム

4. 会社目的事例検索システム

5. 裁判所所在地情報

6. BBSコーナー

- ①Q&Aコーナー（不動産・商業・簡裁代理・成年後見・オンライン申請等のネット上での疑問解決）
- ②PCサロン（コンピュータ関連の情報交換）
- ③コミュニケーション広場（会員交流）

7. 様々な情報を掲載した「メールマガジン」の配信

8. オンライン購買部「e～司よっぶ」（執務用品のネット販売）

9. 書籍検索サービス（一般書籍のネット販売）

10. 関連団体リンク集

● 入会方法の問い合わせ先

東京司法書士協同組合「TSKネット事務局」まで

TEL 03-3359-0903 FAX 03-5362-8290

E-mail info@tsknet.or.jp

お ぼ え が き

氏 名

司法書士

事 務 所

〒

Tel

Fax

携 帯

E-mailアドレス

自 宅 〒

Tel

健康保険証No.

血 液 型

平成19年 司法書士手帳

平成18年11月20日発行

定価1,500円(税込)

発行所
編集責任者

東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

司法書士会館2階

(<http://www.inter.tsknet.or.jp/>)

電話 03 (3359) 0967代

FAX 03 (3353) 8366

印刷

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町

2丁目6番地

電話 03 (3269) 2169

★落丁・乱丁本はお取替えいたします。

©2006 Printed in Japan